

平 成 1 9 年 度

船橋市包括外部監査の結果報告書

船橋市教育委員会事務局のうち学校教育に係る財務に関する事務の執行について

船 橋 市 包 括 外 部 監 査 人

公認会計士 飯 島 誠 一

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 監査対象期間	1
4. 監査対象部局	1
5. 特定の事件を選定した理由	1
6. 監査の方法	2
7. 外部監査の実施期間	2
8. 補助者	3
9. 利害関係	3
第2 教育委員会の概要	4
1. 教育委員会全般の概況	4
2. 船橋市教育委員会の概況	6
第3 外部監査の結果	15
1. 契約関係	15
2. 補助金関係	33
3. 人件費関係	61
4. 備品・図書関係	75
5. 学習用パソコン関係	88
6. 奨学金関係	103
7. 学校耐震化関係	106
8. 学校への往査結果	110
9. 総合教育センターへの往査結果	112
10. パソコンの購買と学校の安全防犯対策	114

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

船橋市教育委員会事務局のうち学校教育に係る財務に関する事務の執行について

3. 監査対象期間

平成18年度の執行分

4. 監査対象部局

教育委員会事務局管理部及び学校教育部

5. 特定の事件を選定した理由

国を挙げての教育改革が進む中で、船橋市は「文化を育み、「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち - 文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成 - 」を目標に掲げている。

この目標を実現するための教育アプローチとして「ふなばしの教育」を策定し、「一人一人の学習は、学校教育のみで完結するものではなく、自己実現を図るために、主体的に生涯にわたり学び続けるものである」という方向を明らかにした。

この中で、船橋市教育委員会は「多様なニーズに対応した生涯学習機会の提供」、「ゆとりある生涯学習環境の整備」、「確かな学力と豊かな心を持った健康な子どもの育成」等を推進目標として位置づけ、平成19年度予算では約189億円を計上している。船橋市の予算に占める割合は12%前後と大きな割合を占めている。

船橋市教育委員会事務局は、管理部、学校教育部及び生涯学習部からなっているが、このうち、管理部及び学校教育部が、市立の小中学校、特別支援学校及び高等学校の事務を管掌している。教育予算額のうち、学校教育に関するものは101億円であり、内容をみると人件費と物件費が大きな割合を占めている。

教育については効率性のみが追求される性質ではなく、その効果も明確に測れるものではないと考えるが、市の財政の大きな割合を占める教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行の重要性は高く、予算に基づき適切に実施されていることが要求されている。

当該事務の執行が、法令等に基づき適正に執行されているかどうかについて監査を実施する必要があるものと判断した。

6. 監査の方法

監査の要点

教育委員会における契約事務について、契約方式の決定及び相手方の選定は、適切に行われているか。

補助金の交付規則、要綱等に、交付目的、対象事業、対象事業者及び算出方法等が明確に規定されているか。また、補助金には、公益上の必要性があり、その交付は、効率性、経済性、有効性の観点から適切に行われているか。

教職員等の給与は、条例、規則等に基づき、適切に処理されているか。特に、各種手当の支給要件は、妥当なものとなっているか。

備品、図書について、受払残高を示す帳簿等を整備し、適切な現物管理を行っているか。

学校用パソコンの調達・設置・管理に関する事務処理は、条例、規則等に従って適切に行われているか。

奨学金に係る事務処理は、条例、規則等に従って適切に行われ、貸付けにあたって必要となる書類は全て入手されているか。

学校施設の耐震化の進捗状況はどのようになっているか。

主な監査手続

契約事務について、関連部署の担当者にヒアリングを実施するとともに、契約に係る一連の関連書類を査閲し、契約締結、執行が適切に行われているかを検証した。

補助金の交付について、関連部署の担当者にヒアリングを実施するとともに、補助金交付に係る一連の関連書類を査閲し、交付金額が算定基準どおり算出されているかを検証した。

給与支払について、給与担当者に支払い状況についてヒアリングを実施するとともに、関連書類を入手して、給与の支給手続の妥当性を検証した。

市立小学校3校、中学校2校、市立船橋高等学校及び市立船橋特別支援学校に往査し、備品、図書及び学習用パソコンに係る帳簿の整備状況を確認するとともに、現物実査を行った。

学校用パソコンの調達・設置・管理に関する事務処理について、担当者への質問、契約書その他関連証憑の査閲を実施した。

奨学金支給に関して、関連部署の担当者にヒアリングを実施するとともに、奨学金支給に係る一連の関連書類が網羅的に入手されているかを検証した。

学校施設の耐震化について、関連部署の担当者にヒアリングを実施し、関連資料の提出を求めた。

7. 外部監査の実施期間

平成19年7月9日から平成20年2月1日まで

8. 補助者

公認会計士	畝井 俊樹	公認会計士	梁瀬 亮
"	嶋田 有吾	会計士補	川口 雅也
"	石崎 一登		

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第2 教育委員会の概要

1. 教育委員会全般の概況

教育委員会について

教育委員会とは、教育の政治的中立を担保するために、都道府県、市(特別区を含む。)、町村及び地方公共団体の組合に設置された教育事務を執行する機関であり、地方公共団体の長から独立した、合議制の行政委員会である。

教育委員会は5人の委員をもって組織する。教育委員は、議会の同意を得て市長が任命し、その任期は4年(再任可)となっている。教育委員会には、委員長(任期1年・再選可)及び教育長(委員としての任期中在任)が置かれている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第23条によると、教育委員会が管理し、執行する事務は下記のとおりである。

1	教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下、「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関する事。
2	学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関する事。
3	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
4	学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
5	学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
6	教科書その他の教材の取扱に関する事。
7	校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
8	校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
9	校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
10	学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
11	学校給食に関する事。
12	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
13	スポーツに関する事。
14	文化財の保護に関する事。
15	ユネスコ活動に関する事。
16	教育に関する法人に関する事。
17	教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関する事。
18	所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
19	前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

地方公共団体の長と教育委員会の関係

地教行法第24条により、地方公共団体の長は、大学に関する事、私立学校に関する事、

教育財産を取得し、及び処分すること、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと、その他教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行することについて、事務を管理し、及び執行するとされている。そして、実際には、地方自治法第 180 条の 2 に基づき、地方公共団体の長からその事務の一部を教育委員会に委任し、又は補助執行させている。

また、地教行法第 29 条により、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務等の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならないものとされている。

国と地方公共団体の関係

全国的に均一な水準の教育を実施する必要性があることから、地教行法第 48 条の規定により、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができるものとされている。また、文部科学大臣は、地教行法第 51 条、第 53 条、第 54 条の規定により、教育委員会相互の連絡調整や調査、資料又は報告の提出要求を行うことができるものとされている。

千葉県教育委員会と船橋市教育委員会の関係

船橋市教育委員会は、船橋市立の学校(小学校 55 校、中学校 27 校、高等学校 1 校、養護学校 1 校)について、教育に係る事務を管理、執行している。なお、前記の地教行法第 48 条、第 51 条、第 53 条、第 54 条の規定は千葉県教育委員会と県内の市町村教育委員会との関係にも適用される。

一方、このほか、船橋市内には、千葉県立の高等学校が 11 校、養護学校が 1 校あるが、これらの学校における事務を管理、執行しているのは、千葉県教育委員会である。

(注) 学校数は、平成 18 年 5 月 1 日現在のものである。また、養護学校は平成 19 年度から特別支援学校へ名称変更している。以下、本報告書においては、全て養護学校と表記する。

ただし、後述するが、人件費の負担関係については特別な定めが設けられており、市町村立の小中学校及び養護学校に都道府県が定める教職員定数に基づき配置される教職員に係る給料等については、都道府県の負担とすることとされている。

教育委員会と学校の関係

教育委員会と学校は、学校の自主性を確保し、教育委員会に対する従属性を排除する関係にあるといえる。

例えば、校長は、所属教職員の進退に関する意見を教育委員会に申し出ることができ、教育委員会からの自主性が確保されている。

2. 船橋市教育委員会の概況

概況

船橋市が掲げる目標を実現するための教育分野からのアプローチとして、平成 16 年 4 月に策定した「ふなばしの教育」があり、「一人一人の学習は、学校教育のみで完結するものではなく、自己実現を図るために、主体的に生涯にわたり学び続けるものである」という方向性のもと、船橋市教育委員会は、教育行政を展開している。

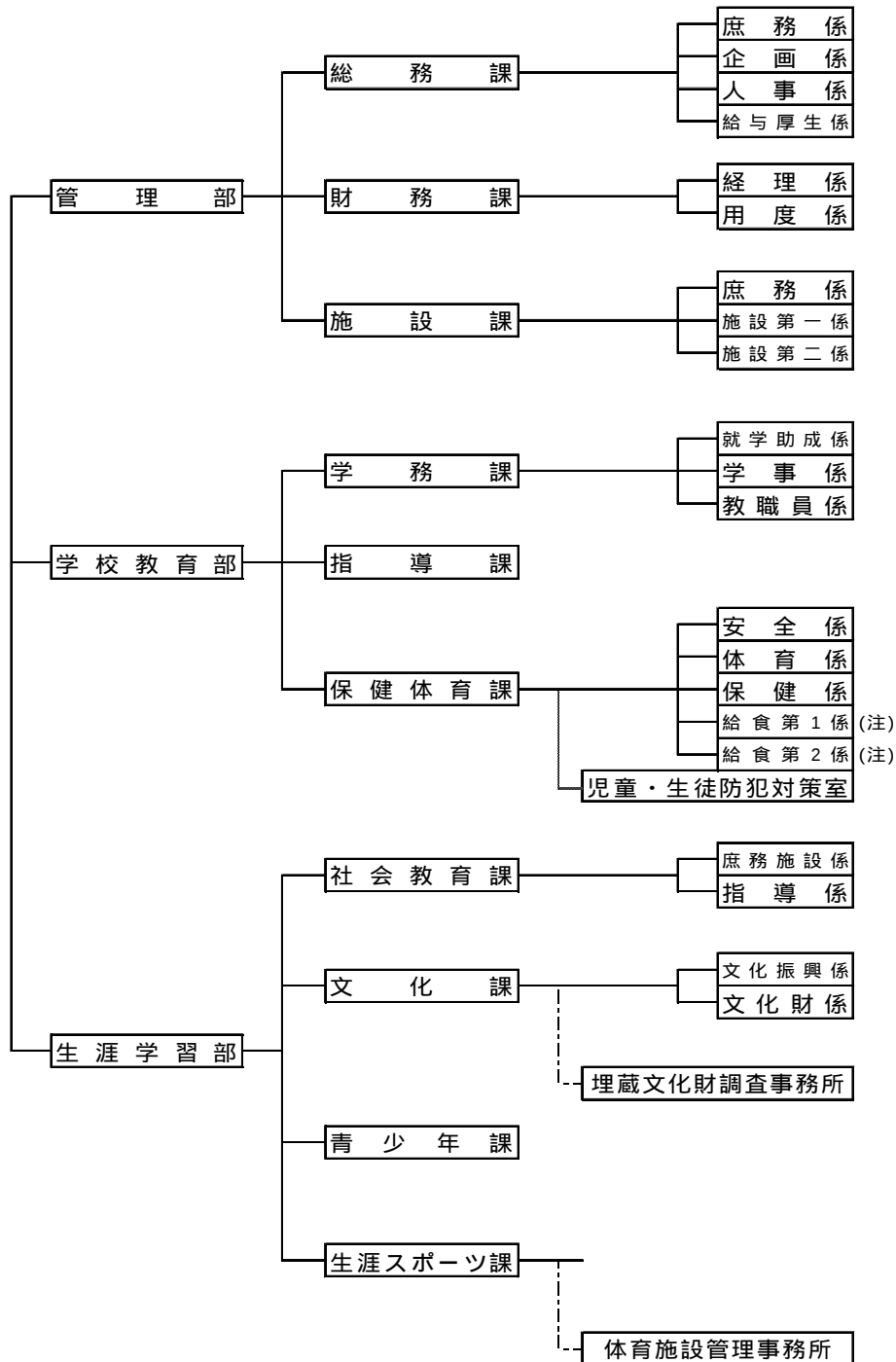
具体的な指針・基本目標・推進目標・施策は下記のとおりである。

指針	基本目標	推進目標	施策
ふなばし生涯学習社会の実現を目指して、「生きる力」を育む教育の推進と個性豊かな「学び」の創造	・生涯を通じた学びの充実と学習環境の整備	1. 多様なニーズに対応した生涯学習機会の提供	生涯学習活動の推進
			生涯学習機会の充実
		2. ゆとりある生涯学習環境の整備	生涯学習施設の整備
			潤いのある学習環境づくりの推進
		3. 生涯学習を推進するための人材育成	生涯学習指導者の育成と活用
			ボランティアの育成と活用
	専門的知識を有する職員の育成		
	・潤い生きがいに満ちた文化芸術活動と生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	4. 生きがいを実感できる文化芸術活動の推進	文化芸術活動の振興
			船橋の歴史・文化の保存と活用
		5. 活気に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
			生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進
		6. 次代を担う子どもたちの健全育成	家庭教育の支援
			青少年健全育成活動の促進
	7. 確かな学力と豊かな心を持った健康な子どもの育成		確かな学力の育成
			個性を伸ばす教育の推進
		豊かな心と健康を育む教育の推進	
		幼児教育の振興	
	・心豊かにたくましく生きる子どもの育成	8. 地域に開かれた信頼される学校づくり	学校・家庭・地域の連携の推進
安全対策の強化充実			
9. 魅力ある市立高校づくり		選択学習の幅の拡大	
		中高一貫教育の推進	

組織図

船橋市教育委員会の組織の概要は下記のとおりである(学校を除く)。

(平成19年3月31日現在)



(注) 給食第1係及び給食第2係は、平成19年4月1日に給食管理係及び給食指導係に改組された。

(別掲)

総合教育センター	教育支援室
----------	-------

公民館

南部地区	中央 浜町 宮本 海神
東部地区	東部 三田 習志野台 飯山満 薬円台
西部地区	西部 法典 丸山 塚田 葛飾
北部地区	北部 二和 海老が作 小室 八木が谷 三咲 松が丘
中部地区	高根台 夏見 高根 新高根

その他

図書館(中央、東、西、北)、視聴覚センター、市民文化ホール、市民文化創造館、郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館、青少年センター、一宮少年自然の家、青少年会館

(注)上記組織図のうち監査対象としたのは、管理部と学校教育部である。

船橋市の教育費

平成 18 年度予算・決算の比較

(7) 歳出

(単位：千円)

項目	予算額	決算額	差引	主な差異理由
教育総務費	3,218,157	3,112,929	105,228	非常勤職員報酬・臨時職員賃金の見積り差額等
小学校費	3,345,400	3,281,666	63,734	水道光熱費の削減等
中学校費	2,358,570	2,271,442	87,128	水道光熱費の削減等
高等学校費	1,082,260	1,057,001	25,259	
養護学校費	100,748	92,884	7,865	
社会教育費	4,137,260	3,953,406	183,854	中央公民館改修工事に伴う閉館によるコスト縮減、各公民館の水道光熱費の削減、工事請負契約差金等
保健体育費	3,995,611	3,878,901	116,710	臨時職員賃金の見積り差額、小学校給食費・総合体育館管理費の契約差金等
歳出合計	18,238,007	17,648,230	589,777	

(イ) 歳入

(単位：千円)

項目	予算額	決算額	差引	主な差異理由
使用料及び手数料	280,520	273,888	6,632	公民館使用料の見積り差額等
国庫支出金	238,165	252,576	-14,411	中学校の耐震補強・大規模改造についての交付金変更等
県支出金	4,149	6,128	-1,979	
財産収入	941	802	139	
寄付金	0	3	-3	
諸収入	117,766	127,583	-9,817	
歳入合計	641,541	660,979	-19,438	

教育費の経年推移

一般会計と教育費の決算額及び人口一人あたりの教育費の推移は次のとおりである。平成 18 年度における船橋市教育委員会の歳出規模は 17,648 百万円であり、一般会計の歳出規模に対する割合は約 12.0%となっている。

項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
一般会計 (千円)	133,470,431	135,045,207	151,405,250	138,035,551	145,030,392
うち教育費 (千円)	16,675,526	16,815,115	17,126,759	17,119,475	17,648,230
教育総務費	2,725,438	2,764,979	2,881,803	2,930,220	3,112,929
小学校費	3,015,256	2,913,879	3,335,493	3,310,157	3,281,666
中学校費	1,718,837	2,010,164	1,908,921	1,994,922	2,271,442
高等学校費	993,505	968,727	1,005,350	1,050,028	1,057,001
養護学校費	68,672	65,954	75,724	76,360	92,884
社会教育費	4,074,478	4,136,610	3,900,817	3,798,249	3,953,406
保健体育費	4,079,339	3,954,802	4,018,651	3,959,536	3,878,901
一般会計に占める教育費の割合	12.5%	12.5%	11.3%	12.4%	12.2%
人口(注) (人)	557,775	563,173	567,027	569,772	574,590
人口一人あたり教育費 (円)	29,896.51	29,857.81	30,204.49	30,046.19	30,714.47

(注) 各年度 5 月 1 日現在の常住人口である。

教育費については、老朽化した施設に係る修繕費の増加や小学校の児童(以下「児童」という。)及び中学校の生徒(以下「生徒」という。)数の増加(次表参照)等により、年々増加傾向にある。一般会計に占める教育費の割合については、平成 16 年度において、平成 7 年度及び平成 8 年度に起債した減税補てん債の借換えが行われ、その借換額約 147 億円を一般会計に

において歳入・歳出同額で計上し、歳出規模が増加したため、教育費の割合が低下したが、その他の年度はほぼ同一の割合で経過している。

児童・生徒数の推移

(単位：人)

項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
小学校	27,853	28,664	29,208	29,763	30,449
中学校	12,687	12,369	12,096	12,008	12,254
高等学校	1,202	1,204	1,203	1,198	1,188
養護学校	118	124	151	166	180

平成 18 年度における学校教育費の内訳

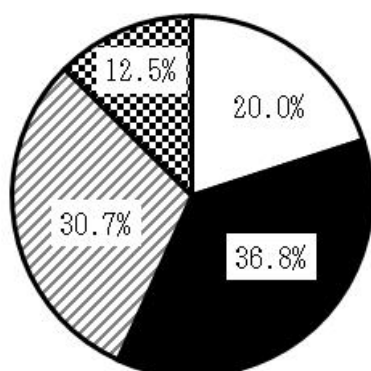
上記のうち、小学校費、中学校費、高等学校費及び養護学校費の消費的支出及び資本的支出の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

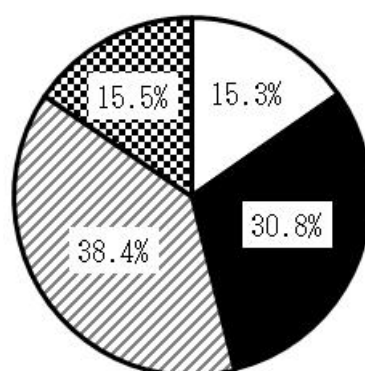
項目	小学校	中学校	高等学校	養護学校	合計
消費的支出	2,273,337	1,399,198	993,354	89,026	4,754,914
人件費	655,776	347,720	862,230	35,255	1,900,981
教育活動費	263,179	158,389	39,130	6,004	466,702
管理費	1,206,741	700,392	87,253	19,241	2,013,627
補助活動費	101,110	126,409	1,545	28,143	257,207
所定支払金	46,530	66,288	3,196	383	116,398
資本的支出	1,008,329	872,245	63,648	3,858	1,948,080
土地費	-	-	-	-	-
建築費	873,341	758,277	47,144	-	1,678,762
設備・備品費	103,835	91,729	15,923	3,677	215,164
図書購入費	31,153	22,239	581	181	54,153
学校教育費計	3,281,666	2,271,442	1,057,001	92,884	6,702,994

(費目の構成割合)

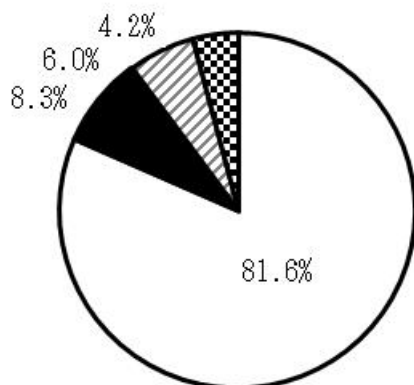
小学校費(3,282 百万円)



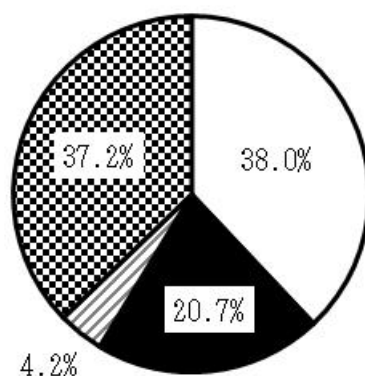
中学校費(2,271 百万円)



高等学校費(1,057 百万円)



養護学校費(93 百万円)



	人件費		管理費		資本的収支		その他

小中学校では、千葉県が人件費を負担する教職員が大部分を占めていることから、人件費の構成割合は相対的に低くなっている。これに対して、高等学校では、全ての教職員の人件費を船橋市が負担しているため、学校教育費総額に対する人件費の構成割合が8割を超えている。

また、消費的支出、資本的支出の別に、公費の財源内訳(市費、国庫補助金、都道府県支出金、地方債)をみると、次のとおりである。

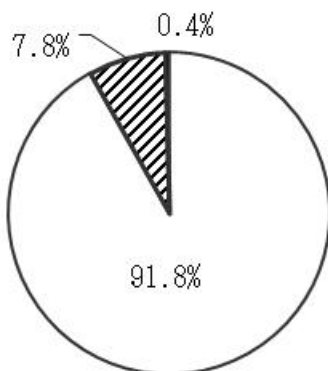
公費の財源別内訳

(単位：千円)

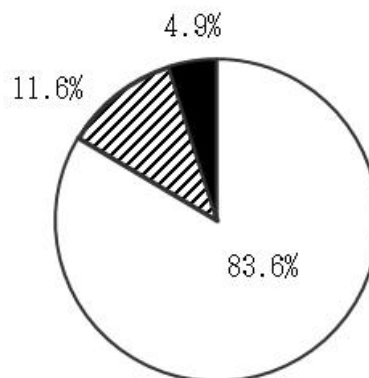
項目	小学校	中学校	高等学校	養護学校	合計
消費的支出	2,273,337	1,399,198	993,354	89,026	4,754,914
市費	2,270,381	1,396,607	993,354	89,026	4,749,367
国庫補助金	2,756	2,591	-	-	5,347
県支出金	200	-	-	-	200
資本的支出	1,008,329	872,245	63,648	3,858	1,948,080
市費	741,982	501,622	63,375	3,858	1,310,837
国庫補助金	11,247	107,623	273	-	119,143
地方債	255,100	263,000	-	-	518,100
学校教育費計	3,281,666	2,271,442	1,057,001	92,884	6,702,994

(公費の構成割合)

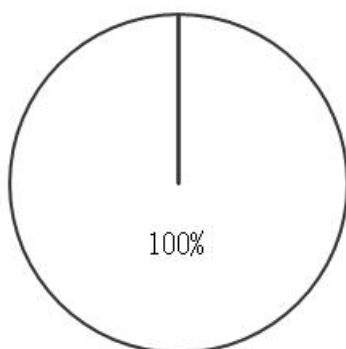
小学校費(3,282 百万円)



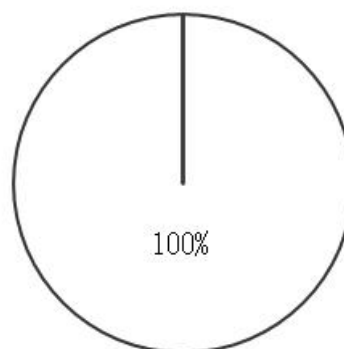
中学校費(2,271 百万円)



高等学校費(1,057 百万円)



養護学校費(93 百万円)



☐ 市費
 ☐ 国庫補助金
 ☐ 地方債
 ☐ その他

学校徴収金

学校において取扱う金銭には、これまで述べてきた公費のほか、「PTA会費」、「旅行集団宿泊の行事費」、「教材費」、「卒業対策費」、「後援会費」、「学級費」等の学校徴収金で、児童・生徒・保護者等が自らのために個人負担する私費がある。私費の会計処理に関しては、公費とは異なり、学校独自に行われている。私費負担とされるものについての基本的な考え方は次のとおりとされている。

- (ア) 児童・生徒個人の所有物として家庭・学校のいずれかにおいても使用できるもの
- (イ) 学校又は学級全員若しくは特定の集団全員が個人用の教材・教具として使用するもの
- (ウ) 教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、又はそれから生じる直接的利益が児童・生徒個人に還元するもの
- (エ) 家庭を場として行われる教育に要する経費と通学に要する経費
- (オ) PTA等学校関係私的団体の活動、管理運営に要する経費

近隣市との比較

船橋市と近隣市(習志野市、市川市及び松戸市)の小中学校に係る単位あたりの指標を比較すると次のとおりであり、小中学校の規模は、近隣3市と近似しているといえる。

近隣市との比較(小学校：平成18年度)

項目	船橋市	習志野市	市川市	松戸市
1校あたり				
学級数	17.82	18.94	19.10	19.05
児童数	553.62	566.19	590.07	585.93
教員数	24.51	25.81	26.15	25.41
1学級あたり				
児童数	31.07	29.90	30.88	30.76
教員数	1.38	1.36	1.36	1.33
1教員あたり				
児童数	22.59	21.93	22.56	23.06

近隣市との比較(中学校：平成18年度)

項目	船橋市	習志野市	市川市	松戸市
1校あたり				
学級数	13.63	15.57	16.37	15.95
生徒数	453.85	525.43	539.25	540.80
教員数	26.07	28.86	29.68	28.85

項目	船橋市	習志野市	市川市	松戸市
1 学級あたり				
生徒数	33.30	33.74	33.31	33.91
教員数	1.91	1.85	1.83	1.81
1 教員あたり				
生徒数	17.41	18.21	18.16	17.73

(出典：船橋市教育委員会財務課作成資料)

また、船橋市と近隣市の児童・生徒一人あたりの教育費の状況は次のとおりである。船橋市の児童・生徒一人あたりの教育費は、小学校に関しては、市川市について2番目に高くなっている。また、中学校、高等学校、養護学校及び全校に関しては、4市の中で最も高くなっている。

児童・生徒一人あたりの教育費

(単位：円)

項目	船橋市	習志野市	市川市	松戸市
全校				
公費	152,095	141,961	142,269	86,559
寄付金	815	1,710	59	81
計	152,910	143,671	142,328	86,640
小学校				
公費	107,776	75,219	132,556	78,602
寄付金	624	716	51	42
計	108,400	75,935	132,607	78,644
中学校				
公費	185,363	152,116	169,802	105,525
寄付金	492	1,148	34	175
計	185,855	153,265	169,836	105,700
高等学校				
公費	889,732	643,964	-	808,966
寄付金	8,741	11,506	-	-
計	898,473	655,470	-	808,966
養護学校				
公費	516,021	-	249,577	-
寄付金	2,767	-	3,747	-
計	518,788	-	253,324	-

(注) 1. 公費とは市支出金・国庫補助金・県支出金及び地方債等である。

2. 寄付金とはPTA寄付金等のことである。

(出典：船橋市教育委員会財務課作成資料)

第3 外部監査の結果

1. 契約関係

教育委員会の契約は、工事、物品、役務、委託等に区分される。契約の一連の手続きは基本的には、市長部局と同様の手続きによっている。

工事請負契約

契約事務の概要

船橋市の建設工事は、予算の所管課が支出負担行為の稟議を起案し、財政部契約課が入札等の手続きを行っている。契約課で行う契約方法は、ダイレクト型一般競争入札(入札書郵送・事後審査方式)で行われている。ダイレクト型一般競争入札(入札書郵送・事後審査方式)は、平成15年4月1日から導入され、手持ち工事件数の規定と入札予定価格の事前公表が行われ、競争で発注する工事等について最低制限価格を付設することとされた。

船橋市全体のダイレクト型一般競争入札における落札率は80.7%であり、随意契約をあわせても落札率は81.0%であった。船橋市全体の建設工事における落札率は、平成14年度以降84%から87%で収まっており、平成18年度は前年度の87.7%から大幅に下がっている。

教育委員会が所管する小中学校の工事については施設課が所掌しているが、施設課の支出負担行為に基づいて、原則として建築部建築課が設計を行い、財政部契約課で入札等の契約手続きを行っている。教育委員会が所管する工事においてもダイレクト型一般競争入札を行っているが、教育委員会が所管する建設工事の落札率は、90.6%(随意契約含む)となっている。

平成18年度建設工事の入札結果

区分	設計額	契約額	落札率
市全体	19,703,535 千円	15,959,692 千円	81.0%
小学校	1,037,059 千円	924,188 千円	89.1%
中学校	743,801 千円	688,754 千円	92.6%
小中学校計	1,780,860 千円	1,612,942 千円	90.6%

(注) 市全体の建設工事のうち建築一式工事(業種)の落札率は93.0%となっている。

市全体の数値は、大半がダイレクト型一般競争入札によるものであるが、一部2者見積り合せと随意契約を含んでいる。小中学校の工事請負契約も大半がダイレクト型一般競争入札によっているが、一部2者見積り合せと随意契約を含んでいる。小中学校の工事入札結果の大半は最低制限価格での落札であり、その結果として複数者によるくじ引きにより落札者が決定されている。

平成18年度の小中学校の工事予算の執行額は、約16億であり、設計金額に対する割合は、約90%となっている。船橋市の場合、工事請負契約については、入札参加要件を市内業者とした場合は最低制限価格が設計金額の85%に設定されており、市内業者を入札参加要件としない場合は、設計金額の80%に設定されている。平成18年度の入札結果を見ると各費目とも落札率(設計金額と契約金額の比率)が85%以上となっているが、相当数の契約が市内業者を参加要件

としたものであり、そのうちのかなりの件数が設計金額の 85%で落札されていた。設計金額の 85%を超えて落札されたものは、91 件中 27 件(小学校 16 件、中学校 11 件)であった。落札率が 80%のものは 1 件あり、入札参加要件として市内業者の制約が課せられておらず、最低制限価格で落札されていた。

市内要件のほか、近接地域での工事を請け負っている場合は入札参加資格がなく、請負金額が一定金額以上の工事を一定件数以上請け負っている場合は、参加資格がないものとされている。

教育委員会が所管する工事のうち小学校工事請負契約及び中学校工事請負契約について内容を検討した。工事請負契約の内容は、校舎改修費、可動ステージ設置費、体育館改修費、給食室改修費、設備機器改修費及びその他施設改修費に区分される。

平成 18 年度小学校及び中学校の工事請負契約実績(施設課作成資料を要約)

小学校	費目	件数	設計金額(円)	契約金額(円)	落札率
	耐震改修費	-	-	-	
	校舎改修費	19	692,746,000	627,707,500	90.6%
	可動ステージ設置工事	2	76,629,000	65,134,650	85.0%
	体育館改修費	6	48,877,500	42,591,675	87.1%
	給食室改修費	10	110,029,500	94,108,350	85.5%
	設備機器改修費	4	31,773,000	27,007,050	85.0%
	学校環境緑化整備費	1	11,392,500	9,683,625	85.0%
	その他施設改修費	9	65,612,000	57,955,275	88.3%
	小計	51	1,037,059,500	924,188,125	89.1%
中学校	費目	件数	設計金額(円)	契約金額(円)	落札率
	耐震改修費	2	297,066,000	290,440,500	97.8%
	校舎改修費	17	330,057,000	297,050,775	90.0%
	可動ステージ設置工事	-	-	-	-
	体育館改修費	5	57,781,500	50,563,800	87.5%
	給食室等改修費	1	4,998,000	4,725,000	94.5%
	設備機器改修費	6	22,314,500	18,965,625	85.0%
	学校環境緑化整備費	-	-	-	-
	その他施設改修費	9	31,584,000	27,008,625	85.5%
	小計	40	743,801,000	688,754,325	92.6%
	合計	91	1,780,860,500	1,612,942,450	90.6%

平成 18 年度の施設課所管工事で 1 件あたりの金額が 1 億円を超えるのは、耐震補強工事の 2 件であった。施設課所管の工事の平均落札率は 90%であるが、耐震補強工事 2 件を除くと 89%

となる。落札率が 90%以上の契約案件のうち 95%以上のものは 8 件ある。入札参加者は 2 者から 5 者であり、入札参加者数が少ないことが落札率が高くなった一つの要因と考えられる。また、最低制限価格の設定率が落札率の高止まりの要因になっていると考えられる。落札率が高い案件では、外注比率が高く、外注先は市外業者の割合が高いものもある。

小中学校の工事請負契約の落札率が高い要因としては、最低制限価格が設定されそれが落札率の下限として作用していることがあげられる。また、一部の大型工事において落札率が高止まりしたことがあげられる。

監査手続

関連諸法令、組織、管理方法等に関して、関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリングを実施した。

建設工事等に関して、担当者への質問、契約書その他関連証憑の査閲、関連諸法令・規則への準拠性の検討を実施した。

監査結果及び意見

耐震補強工事(「7. 学校耐震化関係」参照)

耐震補強工事の落札率が高い。平成 18 年度において実施された耐震工事(耐震改修費)は 2 件あり、予定価格に対する落札率は、100%と 94.8%であった。

平成 18 年度耐震改修費の工事

工事名	設計額	契約額	業者名	落札率
船橋中学校校舎耐震補強工事	169,690 千円	169,690 千円	(株)小田原工務店	100.0%
若松中学校屋内運動場耐震補強工事	127,375 千円	120,750 千円	(株)みくに建築	94.8%

(参考)平成 17 年度耐震改修費の工事

工事名	設計額	契約額	業者名	落札率
船橋中学校校舎耐震補強工事	123,753 千円	120,015 千円	日本建設(株)	97.0%

上記の平成 18 年度の耐震補強工事の大部分は落札した業者から市外の業者へ外注されており、入札資格を市内業者に限定している入札方法に問題があるのではないかと考える。喫緊に耐震補強を必要とする校舎がたくさんあり、船橋市の財政状況を勘案すれば、落札率を少しでも引き下げる方法がとられるべきであり、大規模工事について入札参加資格を市内業者に限定する現状の方式を見直す必要がある。

平成 18 年度船橋中学校校舎耐震補強工事の外注割合

区分	金額	区分	金額・割合
元請金額	169,690 千円	市内業者外注金額	10,415 千円
		市内外注比率	6.1%
		市外業者外注金額	111,720 千円
		市外外注比率	65.8%
		外注金額計	122,135 千円
		外注比率	71.9%

平成 18 年度船橋中学校校舎耐震補強工事の工事区分と下請工事

工事区分	金額	下請工事の内訳	金額
A 棟・C 棟建築工事	127,812 千円	解体工事・耐震補強	109,000 千円
A 棟電気設備工事	966 千円	機械設備・電気設備	4,200 千円
A 棟・C 棟機械設備工事	3,682 千円	塗装工事・左官工事	6,520 千円
直接工事費計	132,460 千円	内装工事・その他	2,415 千円
共通仮設費	9,650 千円	計	122,135 千円
純工事費	142,110 千円		
現場管理費	4,810 千円		
工事原価	146,920 千円		
一般管理費等	14,690 千円		
工事価格	161,610 千円		
消費税等	8,080 千円		
請負工事費計	169,690 千円		

平成 18 年度若松中学校屋内運動場耐震補強工事の外注割合

区分	金額	区分	金額・割合
元請金額	120,750 千円	市内業者外注金額	1,134 千円
		市内外注比率	0.9%
		市外業者外注金額	100,695 千円
		市外外注比率	83.4%
		外注金額計	101,829 千円
		外注比率	84.3%

平成 18 年度若松中学校屋内運動場耐震補強工事の工事区分と下請工事

工事区分	金額	下請工事の内訳	金額
建築工事	89,287 千円	鉄骨立体トラスト工事他	75,915 千円
共通仮設費	9,313 千円	仮設外部・内部足場工事	7,150 千円
純工事費	98,600 千円	塗装工事	4,200 千円
現場管理費	7,900 千円	電気設備工事	4,200 千円
工事原価	106,500 千円	その他	10,364 千円
一般管理費等	8,500 千円	計	101,829 千円
工事価格	115,000 千円		
消費税等	5,750 千円		
請負工事費計	120,750 千円		

入札参加資格の地域要件

上記耐震補強工事の 2 例で見ると外注割合は低くはない。しかも工事の中で重要と思われる部分を市外の外注先に委ねている。それぞれ市外業者に対する外注割合は、65.8%と 83.4%であった。工事の多くの部分は市外の業者によって実施されたということになる。

2 つの工事は、ダイレクト型一般競争入札により入札が実施されたものの、船橋市内に本店があり建築一式工事の特定建設業の許可を得ている A ランクの市内業者を参加要件としたもので、工事の公告日から入札日(開札日)までの間、本工事場所の近接地域(最近部が 100m 以内)で本市発注の当該業種工事を請け負っている者は本工事の入札参加資格はないとされていた。また、当該年度内に受注した請負金額 2,500 万円以上の手持工事を 5 件(ISO 認証取得業者は 6 件)施工している市内業者は、予定価格 2,500 万円以上の工事の入札に参加することはできない(特定建設工事共同企業体での受注も含む。)との条件が付されている。

結果として、1 件は、入札参加者が 1 者のみで予定価格の 100%で落札している。工事を受注するために入札に参加したとすると、予定価格は公表されており、最低制限価格も公表されていることを考えるとこれは、他に入札参加者がいないと予想したのではないかと考えられる。入札であるから予定金額と最低制限価格の間で落札されることになるが、入札参加者が最低制限価格で入札しても他の入札参加者が同額で入札すればくじ引きとなり落札の可能性はそれだけ低くなる。予定価格で入札した場合、他の参加者が予定価格未満で入札すれば他の参加者が落札することになり、通常は予定価格と同額で入札することはあまり考えられない。施設課所管では、他の工事案件においても 90%以上の落札率のものはあるが、ダイレクト型一般競争入札で予定価格の 100%で落札したものはこの事例のみである。

もう 1 件の耐震補強工事においても、ダイレクト型一般競争入札が同様の参加要件で実施され、3 者が入札に参加しているが、工事規模の割には入札参加者が少ない。船橋市建設工事指名業者選定基準では、指名競争入札による場合は最低でも 3 社以上の指名が求められており、支出負担行為額が 1 億円以上 5 億円未満の場合、指名業者の選定数は 12 社以上とされている。

大型工事において入札参加者を増やして競争性を高めるために一定金額以上については

「船橋市内に本店があるもの」という要件をはずすべきである。事業所があれば、法人住民税と事業所税を負担すると考えられる。競争性を増すためには、市内要件を付すべきではないと考えられる。やむを得ず市内要件を付する場合であっても本店の要件は除くべきであると考ええる。

平成 18 年度小学校の設計金額区分別落札率の状況

設計金額区分	設計額(円)	契約金額(円)	落札率	件数
1 千万円未満	175,944,000	154,998,475	88.1%	32 件
1 千万円以上5 千万円未満	291,448,500	248,679,900	85.3%	13 件
5 千万円以上	435,088,500	402,384,750	92.5%	6 件

平成 18 年度中学校の設計金額区分別落札率の状況

設計金額区分	設計額(円)	契約金額(円)	落札率	件数
1 千万円未満	102,753,000	89,555,550	87.2%	29 件
1 千万円以上5 千万円未満	218,213,000	189,814,275	87.0%	7 件
5 千万円以上	422,835,000	409,384,500	96.8%	4 件

設計額 5 千万円以上の工事の落札率については、平成 17 年度においても平成 18 年度と同様に高い傾向が見られる。

平成 17 年度設計金額 5 千万円以上の落札率

設計金額区分	設計額(円)	契約金額(円)	落札率	件数
小学校	209,002,500	188,653,500	90.3%	2 件
中学校	236,187,000	221,777,325	93.9%	3 件

平成 17 年度の船橋市の建設工事の落札率(随意契約含む)は、87.7%であった。平成 17 年度から平成 18 年度へ船橋市の落札率は大幅に低下しているが、教育委員会の工事の落札率は高くなっている。

施設課の他の事例においても、市内業者が受注し市外業者へ外注している事例が多く見られる。5 千万円以上の工事について、市外業者への発注状況を見ると 8 件のうち 1 件は市外の業者が落札した工事であり、5 件は市外業者に対する外注の割合が契約金額の 50%以上となっている。残り 2 件についても比率的には少ないとはいえ金額的には少ない額とはいえない。

市外業者が落札した工事の落札率は最低制限価格の 80%であったが、市内業者が落札した工事はいずれも落札率が 94%を超えていた。耐震補強工事も市内業者が落札し、落札率が 100%と 94.8%であったことから、地域要件とりわけ船橋市内に本店がある者という要件が落札率の高止まりを招いていると考えられる。工事のうちかなりの部分は市外業者へ外注されていることを考えると地域要件が船橋市にとってプラスなのかどうかを再検討する必要がある。

工事のうち市外業者への外注状況(契約金額 5 千万円以上 1 億円以下)

工事名	契約金額	うち市外への外注	市外比率
二和小学校屋上防水及び外壁改修工事	66,622 千円	50,400 千円	75.7%
行田西小学校屋上防水及び外壁改修工事	75,915 千円	63,945 千円	84.2%
法典小学校屋上防水及び外壁改修工事	79,590 千円	27,720 千円	34.8%
法典西小学校屋上防水及び外壁改修工事	62,362 千円	47,775 千円	76.6%
三咲小学校屋上防水及び外壁改修工事	60,144 千円	市外業者が受注	100.0%
習志野台第一小学校教室床改修工事	57,750 千円	35,574 千円	61.6%
海神中学校屋上防水及び外壁改修工事	68,229 千円	24,150 千円	35.4%
七林中学校屋上防水及び外壁改修工事	50,715 千円	34,230 千円	67.5%
計	521,327 千円	343,938 千円	66.0%

このほかにも、プール改修工事は 3 件発注され市内業者が受注しているが、全て市外の同一の業者へ外注されていた。入札に際して地域要件が必要であったか疑問である。

入札参加要件(近接地域制限)

入札公告の中に工事の公告から入札日(開札日)までの間、本工事場所の近接地域(最近部が 100m 以内)で本市発注の当該業種工事を請け負っている者は本工事の入札参加資格はないと明示されている。

船橋市行田中学校ほか 1 校給食室改修工事で、最低価格を提示した第 1 落札候補者となった入札参加者がこの条項により失格となり第 2 落札候補者が工事を受注することになった。この結果、落札率は 85%から 94.5%へ跳ね上がった。

落札し契約したものは工事の履行義務を負うのであるから、施工能力等を勘案して入札に参加すると思われる。近隣地域で工事する場合のほうが工事を効率的に行える場合も考えられる。

近隣地域で工事を請け負っていることをもって入札に参加することを制限することは、競争制限的であり、落札率を押し上げられると思われる。近隣地域で工事を請け負っていることをもって入札参加資格なしとすることは、入札参加資格要件から除くべきである。

なお、近接地域制限については、平成 19 年度において入札参加資格要件から除かれている。

最低制限価格

工事請負契約について最低制限価格が設定されている。これは、入札において予定価格の 85%以下(市内業者を入札参加要件とした場合。市外業者の場合は 80%)での入札を失格とするもので、結果として入札案件の最低落札率は 85%となっている。

市内要件が付されていない案件についても市内業者が入札に参加しており、最低制限価格で応札している案件がある。

近隣市では、最低制限価格を導入していないところが多いが、最低制限価格制度を導入し

ている自治体では、船橋市が最も高い比率である。例えば、千葉県は予定価格の 3 分の 2 を超えない範囲において設定されており、千葉市では予定価格の 3 分の 2 から 100 分の 80 の範囲で設定されている。

施設課の入札の現状では、多くの案件が最低制限価格で入札が行われており、最低制限価格での入札が複数の場合くじ引きで落札業者が決定されている。入札案件のうちくじ引きにより落札業者が決定されているものは 52 件(55.3%)である。

平成 18 年度における船橋市全体の建設工事の落札率(随意契約含む)は 81.0%である。施設課所管の工事の落札率との差異は大きく、仮に落札率が市全体の落札率と同程度であったとすれば、支出は約 1 億 7 千万円ほど少なくて済んだ計算となる。最低制限価格制度を撤廃するかあるいは市外業者の最低制限価格(予定金額の 80%)と同じレベルまで比率を引き下げることによって支出は大幅に抑えることが可能となる。小学校及び中学校の耐震補強工事をはじめとして所管の建設工事には今後多額の支出が予想されているところである。工事の最低制限価格の設定率の見直しが必要である。

船橋市財務規則(一部抜粋)

(最低制限価格)

第 104 条 施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を付するときは、第 101 条の規定により認定した予定価格に併記しておかなければならない。

2 前項の規定による最低制限価格は、契約の性質、内容等により個々に決定するものとする。

船橋市建設工事等契約事務取扱基準(一部抜粋)

(最低制限価格)

第 4 条 建設工事等の入札にあたり、競争入札(2 者以上の見積り合せを含む。)で発注する工事及び建設設計については、最低制限価格を設けることができる。

2 最低制限価格の設定率を次のとおりとする。

建設工事 予定価格の 85%～70%の範囲とする。

建設設計 予定価格の 60%～50%の範囲とする。

以下省略

工事の中止

高根台第一小学校は平成 18 年度をもって他校と統合されたが、平成 18 年度にガス管改修工事が行われた。7 月 3 日に入札が行われ、7 月 5 日に随意契約で施工業者と契約が行われた。契約金額は 6,129 千円で、7 月 6 日から 9 月 8 日までの工期で工事がスタートしたが、7 月 28 日に教育委員会管理部長から建築部長へ、統合による学校廃止を理由として工事の中止を依頼する文書が発せられた。その後、8 月 2 日に建築部建築課長から財政部契約課長へ契約解除の依頼が行われた。

8 月 7 日に施工業者へ通知し契約解除となったが、8 月 23 日に出来高確認を行い確認日現

在の出来高を確定している。出来高は契約金額の 9.9%であった。

学校の統合までに相当の時間を要しているはずであり、工事が開始されたこと自体が疑問である。

工事の中止から工事の出来高確認まで 1 ヶ月を要している。工程表によれば 7 月中旬は着工準備であり、7 月下旬から工事着手となっている。8 月上旬から本格的な工事に着手しており、工事中止の通知が早く行われるべきであった。なぜ、中止の決定から業者への通知、出来高の確定まで時間を要したか疑問である。

物品購入関係

契約事務の概要

財務課における契約事務は、「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議について」に基づき、船橋市財務規則第 92 条第 1 項及び別表 7 の規定により、教育委員会管理の施設に係る 1,500 万円以下の物品購入及び印刷製本の契約事務を行っている。

契約方法は、地方自治法第 234 条、同法施行令第 167 条の 2 の規定及び船橋市財務規則第 112 条の規定により、50 万円以上は指名競争入札、30 万円以上は 2 人以上の者から見積書徴収、30 万円未満は随意契約による契約方法である。

財務課物品契約実績

(単位：千円)

年度	随意契約		入札		合計	
平成 16 年度	17,418 件	664,681	278 件	365,282	17,696 件	1,029,963
平成 17 年度	17,630 件	697,512	258 件	388,215	17,888 件	1,085,728
平成 18 年度	18,271 件	715,880	263 件	370,299	18,534 件	1,086,179

随意契約が相当数(平成 18 年度では件数で 98.6%、金額で 65.9%)を占めているが、財務課の説明としては、随意契約件数は 30 万円未満のものがほとんどである。金額的に 30 万円未満が多い理由としては、

各学校及び所管課ごとの発注

業種ごとの発注

等があげられる。50 万円以上の随意契約による場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定に該当する場合は、随意契約理由書により決裁権者までの決裁をとっている。

財政部契約課物品契約実績(教育委員会及び消防局を除く)

(単位：千円)

年度	随意契約		入札		合計	
平成 16 年度	8,880 件	791,132	266 件	708,446	9,146 件	1,499,578
平成 17 年度	8,528 件	741,072	230 件	632,480	8,758 件	1,373,552
平成 18 年度	8,847 件	721,237	273 件	777,499	9,120 件	1,498,736

(注) 入札には見積り合せ(30 万円以上 50 万円未満)を含む。

教育委員会の契約実績と市長部局の契約実績を比較すると、教育委員会の契約件数が多く、随意契約の割合が高い。契約 1 件あたりの金額が小さく、入札案件においても 1 件あたりの金額が低い。平成 18 年度の平均落札率で見ると、市長部局の 88.4%に対して、教育委員会の平均落札率は 79.6%となっている。

入札の契約手続は、所管課が支出負担行為伺書の起案・承認後財務課へ回付する。財務課で見積り合せか指名競争入札かを決定し、指名競争入札による場合は、指名業者決定伺書で指名業者決定の承認を受け、指名業者に対する入札説明会を経て入札、落札業者の決定、契約の締結となる。

指名競争入札における業者の選定については、下記の事項を考慮している。

物品等有資格者名簿に登録されていること

発注した物品が正確・確実に期限までに納入されるよう業者の過去の実績を勘案すること

市内業者を優先すること

国等の契約方針に基づき、市内中小企業に対する受注機会の拡大を図ること

環境負荷の少ない物品を優先すること

発注量・金額について、特定の業者に偏ることなく適正な業者配分を行うよう考慮すること

市内業者と市外業者の割合(教育委員会作成資料)

(単位：千円)

年度	市内業者		市外業者		合計	
平成 16 年度	16,649 件	912,378	1,047 件	117,586	17,696 件	1,029,964
平成 17 年度	16,988 件	966,145	900 件	119,583	17,888 件	1,085,728
平成 18 年度	17,424 件	939,944	1,110 件	146,235	18,534 件	1,086,179

(注) 1. 市内業者の割合(件数)は、約 94%である。

2. 上記表には図書館・公民館の契約件数を含んでいる。

指名競争入札に付さない場合は、見積り合せ(30 万円以上)か随意契約(30 万円未満)となる。

監査手続

関連諸法令、組織、管理方法等に関して、関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリングを実施した。

物品等の購入に関して、担当者への質問、契約書その他関連証憑の査閲、関連諸法令・規則への準拠性の検討を実施した。

学校へ往査し、執行依頼書等を査閲した。

監査結果及び意見

発注方法

30万円未満は随意契約となっているが、これは各学校が分類ごとに毎月発注しているからであり、「物品契約台帳」を見ると100円以下のものから10万円を超えるものまである。

教育委員会の契約件数18,534件のうち学校関係は12,584件であり、船橋市の小学校は55校、中学校は27校であるから、1校あたり年153件となる。これが、小中学校からそれぞれ執行依頼書が財務課へ送付され、財務課において各業者へ発注されるものと、案件を取りまとめて入札に付されるものに区分される。備品、理科備品については、年2回学校単位で執行依頼書が提出され、財務課で取りまとめて入札に付している。

消耗品については、電化、楽器、給食用、体育、文具、教材、家具及び図書等の分類ごとに各学校から執行依頼書が提出され、その大半は随意契約で各分類ごとに登録された業者の一つへ発注されている。発注の連絡は電話で行われており、業者には発注書を財務課まで取りに来てもらっている。

登録業者は、電化製品8者、楽器5者、給食用備品11者、体育備品11者、文具5者、教材8者、家具8者、図書5者となっている。随意契約では、財務課が購入する品目ごとに登録業者に対して満遍なく発注することになる。

財務課の契約業務従事者は4人であり、財務課の業務量の40%を占めているとのことである。全ての発注は財務課を経由しているが、その件数は18,534件で98.6%は随意契約であることから、財務課は学校からの注文を業者へ取り次ぐ業務が多くなっていると考えられる。

民間の事例では、例えば小売業等は各店舗(あるいは事業所)の発注を本部で取りまとめて、購入価格等で有利な条件を提示した購入先へまとめて発注(集中購買)することにより、購入価格を引き下げている。

消耗品については、学校ごとに消費量等に違いがあるにしても同種のものを使用すると考えられることから、学校で使用する消耗品をまとめて単価契約による競争入札に付すことも可能ではないかと考えられる。入札により業者が決定されるのであれば、学校から落札業者へ直接発注し、財務課の発注業務を軽減することも可能と考えられる。

全市を対象とした入札によることが難しいとしても、地域別あるいは中学校区別等に集約してもっとも安価な値段を提示した業者へ発注することは可能と考えられる。発注方法の見直しが必要である。

また、民間の事例では事務用の消耗品等の発注に、近年急速に増加したオフィス用品の通

信販売業者等を利用している。オフィス用品の通信販売業者は、数多くの商品を取り揃えて民間企業等からの注文に対応するとともに、原則として注文の翌日に配送することにより企業の事業所内の在庫を大幅に減らして管理する手間を減らしている。例えば、学校から通信販売業者へ直接発注し、支払いは従来どおり財務課が行うことで、財務課の業務を効率化することも可能と考える。

通信販売会社の利用は、市内業者ではないが、注文を受けた日の翌日には届けることを原則としており、送料は購入金額が 1,900 円以上の場合は無料となっている通信販売の会社もある。法人の場合は、一括請求・一括支払が可能となっており、仮に各学校でこの会社を利用すれば、学校からオフィス用品会社へ直接注文することになり、学校の事務量をさほど増やさず財務課の発注業務を大幅に減少させることができると考えられる。

購入先と購入単価の再検討

発注について従来の方法を継続する場合は、購入単価について再検討が必要である。

予定価格の設定に際しては、「需給状況、原材料価格については、インターネット等による市況や各分野の業者からの価格動向等の情報を入手するなどしている。」とのことであり、学校共通物品では、契約業者と教育委員会で価格交渉をした結果、学校共通物品単価一覧に品名、規格、単価が記載されている。

例えば、平成 19 年度においてある学校がコピー用紙(再生紙)を購入した単価とインターネットでオフィス用品を販売する会社が提示している単価を比較すると、学校が購入している単価のほうが高い。単純にサイズ、枚数等のみでは比較できず、品質等を考慮する必要があるとのことであるが、多くの企業等で利用されているものであり、学校で使用する上で品質等に問題がないことが確認できれば、当該販売会社の利用も検討に値すると思われる。現状の取引先との取引を続けるとしてもインターネット等の市況を反映させた価格にすべきと思われる。

コピー用紙の事例では、学校が平成 19 年 9 月 14 日に執行依頼書で財務課宛に依頼し、支出負担行為兼支出命令書で確認できる検査日は平成 19 年 10 月 17 日であった。発注から納品までに両者の間には 1 ヶ月以上の差があることになる。往査したある学校ではコピー用紙が廊下に山積みされていた。翌日に配送されるのであれば余分な在庫を持つ必要はなくなる。

地元業者を優先することから従来の発注方法を継続するのであれば、少なくとも購入単価については、オフィス用品会社がインターネット上で提示する価格よりも低くなるよう十分に交渉する必要がある。

なお、個人負担する学校徴収金である教材費や学級費の収支報告書を査閲した結果、いわゆる 100 円ショップの領収書が数多く見られた。公費で購入する消耗品は学校から財務課を経由して業者が納入しているが、私費で購入する消耗品は学級担任が 100 円ショップに出向いて購入したと思われる。小売業の形態が多様化した現在では、従来の調達方法について再検討が必要と思われる。少額なものについては予算の執行権を学校長に与え、各学校に購入

先を選択させることも一つの方法であると考える。

ダンプトラックの購入

ダンプトラックの購入に際して、指名 3 者のうち 2 者がトヨタ系となっており、トヨタ系の販社 2 者の入札価格は同額であった。規則上は問題ないと考えられるが、下取り車は、日産と三菱自動車であり、一般的には下取り対象の車のメーカーの方が下取り価格が高いことも考えられ、交渉が有利となる場合が考えられる。

より良い調達を行うためには、下取り対象の車のメーカー系列の販社を入札参加者に加えてその数を増やすか、同一系列の販社は 1 者として他の販社を入札に加えるなど、競争性に実行性を持たせるために、販社の選定に工夫が必要である。

トナーカートリッジ

小学校と中学校のトナーカートリッジ他の調達は年 2 回実施され、同一の日付で入札が実施されている。いずれも入札参加者(A 社、B 社、C 社、D 社、E 社)は同一の者であり、入札の単価もほとんど差はないが、前期の入札では小学校と中学校とで入札単価を同一とした者(C 社、D 社、E 社)がある一方で、落札者(A 社、B 社)はそれぞれの入札単価を変えており、落札できなかった案件の入札単価は他の入札者よりも高いものとなっていた。

一方、後期の入札では、入札が 1 回目では終わらず複数回となったため、第 1 回の入札以外の内訳は不明であるが、最終落札者(C 社、D 社)が 1 回目、2 回目とも最低価格を提示していた。前期に落札した 2 者は後期の入札では落札時の単価よりも高い単価を提示している。結果として、入札参加者 5 者のうち 4 者が落札している。

4 者中 3 者は同一の入札単価を提示していることから、小学校と中学校で数量の違いにより単価が大きく変動することは考えがたい。トナーカートリッジ以外にも共通的に調達可能なものはあると思われる。小学校と中学校はそれぞれ小学校費と中学校費と費目が異なり、共同支出負担行為の手續による必要はあると思われるが、事務を効率化し、より競争性を高めるために、小学校と中学校で共通に使用できるものは一括で調達すべきである。

共同支出負担行為を行うために財政課との積極的な協議が望まれる。

ゴミ袋

小学校と中学校のゴミ袋は、同一の指名業者を相手に 4 月 24 日に入札説明会を実施し、4 月 28 日に入札を実施している。小学校と中学校の案件を落札したのは同一の者であり入札単価は同一であった。

契約にいたるまでの書類は、「指名業者選定書」、「仕様書」(学校別の「内訳書」を添付)、「入札通知書(見積)」、「物品指名業者決定伺書」、「入札調書(見積)」、「物品供給契約書(案)」、「契約締結伺書(物品)」、「(入札参加者から「誓約書」「委任状」「入札書」)であり、記載内容は同じことが要求されている。

契約事務を行う財務課の担当は同じで、承認者も同じであった。予算費目(款、項、目、節)

の項が小学校費と中学校費で異なるのみで、仕様書などの書類、契約までの手続は同じであったと考えられる。結果として、同一のものを調達するのに業務量がおよそ倍となっている。

担当課では、予算費目が異なることと、「本市では面積が広範囲で学校数も多いため、まとめて購入した場合、1つの業者で多くの物品を揃え、納入期限までに全ての学校に納入するのは、非常に難しく、授業等に支障をきたすことが考えられる。」を理由として発注業務を統合できないとしている。

事務の効率化(業務量は2分の1になると考えられる)の観点から両者の入札案件を統合して一つの案件として入札を実施すべきである。

委託及び役務関係

契約事務の概要

業務委託等の契約事務については、船橋市財務規則上、基本的に各課で執行することになっている(船橋市財務規則第92条第1項及び別表7)。教育委員会においても、所管課がそれぞれ入札等の契約事務手続を行っている。

財政部契約課が各所管課からの委託契約事務執行に関する相談事項をまとめ、「業務委託契約事務の手引き」(以下「手引き」という。)を作成し、各所管課に配布している。各所管課は、この手引きに従って契約事務を執行している。

各所管課が外部委託している主な業務は下記の通りである。

所管課	主な委託業務
総務課	教育委員会会議議事録作成業務、教育委員会と各学校間文書集配業務
財務課	窓ガラス・受水槽清掃業務、学校警備業務、スクールバス管理業務等
総合教育センター	各種保守・点検・修繕業務、プラネタリウム投映用ソフト制作業務等
保健体育課	健康診断業務、給食調理業務等
施設課	プール循環浄化装置・浄化槽点検業務、校内樹木剪定、耐震診断及び判定業務、漏水調査業務等
指導課	外国語指導助手委託業務、リスニングスキル練成用VTR教材制作業務等
学務課	児童健全育成事業、教職員等相談事業、船橋市立船橋高等学校関連の各種清掃・点検・保守業務等

上記の委託業務は毎年定期的に発生する業務も多く、傾向として随意契約あるいは指名競争入札による業者選定がほとんどを占めている。平成18年度の業者選定方法別の契約件数は次の通りである。

各課の業者選定方法別の契約件数

(単位：件)

所管課	随意契約	指名競争入札	郵便による指名競争入札あるいは ダイレクト型一般競争入札
総務課	1	1	0
財務課	4	8	1
総合教育センター	50	3	0
保健体育課	94	30	0
施設課	27	47	10 (1)
指導課	7	5	3 (2)
学務課 (3)	18	3	0

- (注) 1 ほとんどがダイレクト型一般競争入札であり、校舎耐震補強設計及び判定委託が主なものである。これらの契約は施設課ではなく、契約課で事務手続が行われる。
- 2 3件は郵便による指名競争入札であり、外国語指導助手委託業務である。郵便による指名競争入札は所管課が事務手続を行う。
- 3 学務課には、船橋市立船橋高等学校(以下「市立高校」という。)が締結した委託契約も含めている。市立高校における委託契約事務手続は、同校によって執行、管理されている。学務課内に市立高校班が存することからここに含めた。

保健体育課で随意契約が多いことが目に付くが、これは同課が所管している給食調理業務委託において随意契約が締結されていることによる。船橋市では中学校全校と小学校の一部の給食調理業務を外部委託しているが、毎年入札で業者選定するのではなく、3年ごとに指名競争入札を実施して業者を選定し、その後2年は同一業者と随意契約をしている。また、契約は学校単位で締結していることから随意契約数が多くなっている。3年サイクルを採用する理由を所管課に聞いたところ、競争原理を働かせることも考慮しつつ、安定した給食提供を図るために3年サイクルを採用している。今後、いくつかの学校をグルーピングしてブロック単位での契約、あるいは長期契約についても検討している、とのことであった。

監査手続

委託契約に関して、所管課担当者への質問、契約書その他関連証憑の査閲、関連諸法令・規則への準拠性の検討を実施した。

監査結果及び意見

実質的同一業者の重複指名

指名競争入札を実施する際に指名する業者数は3者以上と定められている(船橋市財務規則第110条第1項)。しかし、小学校用の英語学習教材の制作委託契約において、形式上は3者指名されているが、その内2者はグループ会社関係にあり、しかも同一住所(同じ建物内)

に存する業者であった。従って、実質的に見ると指名業者は２者ではないかとの疑念が残る。当該契約は残る１者が入札辞退となり、グループ会社同士２者による入札となったが、結果はグループ会社の長たる業者が落札している。グループ会社同士であれば、入札に関する情報交換は容易にできること、グループ会社内の力関係も働くことを勘案すると、入札の意義、効果が失われてしまっていたのではないかと考えられる。

所管課に聞いたところ、物品調達等競争入札有資格者名簿上において、住所が同一であることは確認していたが、代表者が異なることから同一ビル内にある別会社であると認識し、問題ないと判断した、とのことであった。当該２者がグループ会社関係にあるということは知りえなかったとしても、同一住所である点から、競争入札の意義を阻害する要因がないかというところまで調査するべきである。指名業者決定の際には、単に形式的に指名要件(このケースだと３者以上指名する)を満たすだけでなく、実質的な観点からも考慮し、入札の意義、効果を阻害する要因がないことを確認、検討することが望まれる。

落札業者の不動性と循環性

委託契約の中には法定点検保守業務のような法律で義務付けられている業務や定期的な清掃業務等、毎年決まって実施する業務の外部委託が多い。これらの業務も毎年、指名競争入札あるいは随意契約によって業者を選定している。しかし、過去３年間の各契約の請負業者を調べたところ、指名競争入札で業者選定をしたものの、過去３年連続して同一業者が請負業者になっているケースが多数存在した。

また、特に校舎内樹木剪定業務や窓ガラス・受水槽清掃業務においては、多くの業者が循環的に業務を受注していた。これらの業務は学校単位あるいはいくつかの学校をグルーピングしたブロック別に契約が締結されるために契約数が多くなるが、指名業者の数は決まった数者をランダムに組み合わせるだけの指名であり、結果としてこれらの業者が全てではないが、概ねどこかの学校あるいはブロックの業務を受注している形になっていた。これらの事象が生じる要因として、指名業者の選定要件に問題があると考えられる。

選定要件はいくつか掲げられているが、その中に、「入札参加資格者名簿に登録されている業者であること」、「市内業者を優先すること」という項目がある。このような制約を課すことによって指名できる業者が限られてしまい、結果的に毎年同じような地元業者を指名せざるを得ないことになる。地元業者を保護するという考えは理解できなくもないが、これを強調するあまりに透明性を欠く状況になっていることも考慮する必要がある。

入札を実施する際には事前に入札説明会が開催されるが、この説明会に参加する業者が毎回同じあるいはお互いに顔馴染みの業者だけであるという状況は、透明性を欠くと判断されても致し方ないであろう。市内業者の優先よりも適正な入札が実施されるという点を重視し、指名業者を選定することが望まれる。

指名業者決定理由の適切性

言うまでもないが、自治体が契約締結をする際の業者選定は、一般競争入札が基本となっ

ており、政令で定める場合にのみ指名競争入札や随意契約等で選定することができる(地方自治法第234条第1項、第2項)。しかしながら、指名競争入札を実施する際に起案され、指名業者を選定した理由が記載される「指名業者決定伺」を査閲すると、業者選定においては、まず一般競争入札を検討するのではなく、最初から指名競争入札あるいは随意契約を前提に業務を進めているように見える。よく見受けられた指名理由として「有資格者名簿に登録されており、過去の業務も誠実に遅滞なく実施していることから指名業者として決定した。」というものがあつた。この理由だと、最初から指名競争入札前提で始まっており、なぜ指名競争入札にせざるを得ないのか、どうして一般競争入札ができないのか、という理由がわからない。中には、一般競争入札の実施可能性の検討経緯を詳細に記述し、結果として今回は指名競争入札にした、といった一般競争入札の実施も検討した経緯がわかるものもあつたが、それは極くわずかであつた。適切とはいえない指名業者決定伺が何の指摘もなく承認されていることは、決裁手続が適切に実施されているのかという疑念も生じてくる。手引きには、随意契約をする場合、その理由を「指名業者決定伺書」に明記し、その理由は情報公開を求められた場合に、指名競争入札にした理由の適否が問われることになる。現在契約しているものについては、次回の契約時には、その理由も改めて精査すること、とされている。指名競争入札の指名業者選定も同様のことが必要である。

健康診断などの委託契約

保健体育課は、学校保健法第4条に基づく就学時健康診断、及び同法第6条、第8条に基づく児童・生徒及び学校職員に対する健康診断、並びに健康診断後の管理指導業務について船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋市医療公社に委託している。いずれも地方自治法施行令167条の2第1項2号に基づき、単価を設定した随意契約である。

当該委託契約の単価については診療報酬点数に基づいて設定されているが、定期的な見直しは為されておらず、船橋市医師会との健康診断業務契約については平成9年から、船橋市医療公社との胸部X線検査業務などは平成12年から同じ単価での契約となっていた。

診療報酬は2年毎に改定され、改定率をトータルで見ると、平成16年は医科、歯科共に±0.0%だったものの、平成14年には医科、歯科共にマイナス1.3%、平成18年には医科、歯科共にマイナス1.5%の改定が為されている。

したがって、少なくとも診療報酬改定が行われた年は、翌年度の契約に向けて適正な単価に見直す必要があると考える。

なお、平成18年の診療報酬大幅改定を受けて平成19年度の単価は見直されたとの説明を受けている。

学籍簿データ入力業務委託

市立高校において生徒の学籍簿データの入力業務が外部委託されていた。学籍簿に入力される情報として、生徒氏名、学年、クラス、住所、生年月日、保護者氏名、授業料引落金融機関口座情報等がある。これらの情報は個人情報に該当することからその取扱いには慎重を

期する必要がある。船橋市個人情報保護条例第 11 条及び船橋市個人情報保護条例施行規則第 3 条において、次のように規定されている。

船橋市個人情報保護条例(一部抜粋)

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の全部又は一部を委託するときは、当該委託に関する契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

船橋市個人情報保護条例施行規則(一部抜粋)

(委託に伴う措置)

第3条 条例第 11 条の規定による実施機関が明らかにしなければならない受託者が講ずべき措置は、次に掲げる事項のうち必要な事項とする。

個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止に関すること。

個人情報の業務目的以外の利用及び提供の禁止に関すること。

個人情報記録された文書等を無断で複写し、又は複製することの禁止に関すること。

個人情報記録された文書等の搬送に関する事項

業務終了後の個人情報の取扱いに関すること。

個人情報の取扱いに関し、従事者への周知に関すること。

個人情報の取扱いに関し、管理者の設置に関すること。

再委託の禁止又は制限に関すること。

事故等の発生時における報告義務に関すること。

その他個人情報の保護に関し必要な事項

損害賠償に関すること。

当該取引に関連する一連の書類を査閲したところでは、契約書には上記の船橋市個人情報保護条例施行規則第 3 条に規定されている事項が盛り込まれており、契約締結に関して合規性に反する事項は見当たらなかった。

しかし、このような学籍簿を取扱う業務を外部に委託することが、はたして妥当であるのか否かという点については疑問が残る。市立高校は県下で 2 番目に生徒数の多い高校であり、外部に委託しているのは事務作業の簡素化を図るため、とのことであった。所管課によると、千葉県は県立高校ではこういった作業を外部に委託していないとのことであることから、今後、当該業務の外部委託の妥当性について再考を検討するとともに、個人情報を扱う契約であるため慎重な対応が望まれる。

2. 補助金関係

指導課

○文化クラブ対外行事参加費補助金

補助金の概要

所管	指導課					
補助金の名称	文化クラブ対外行事参加費補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市文化クラブ対外行事参加費補助金交付要綱					
予算費目	款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度： 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	5,303	5,146	4,531	2,767	2,870
	決算額	3,018	2,156	1,689	3,523	1,499
交付先	市内小中学校長					
補助金の目的	音楽・英語・演劇の大会等に参加するための交通費及び宿泊費等を補助し、保護者の負担を軽減する。					
補助対象事業の概要	音楽・英語・演劇の大会等に参加するための交通費及び宿泊費等を補助し、保護者の負担を軽減する。					
受益者及びその人数	市内該当小中学校の児童及び生徒					
どのような公益性があるか(具体的に)	学校及び市の代表として大会に参加するので、交通費の実費を補助する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	保護者の負担を軽減し、音楽・英語教育及び演劇活動の充実、向上に資する。					
補助金の算定方法及び精算方法	補助金等交付申請に基づき、交付要綱による学校から開催場所までの実績払い。					
実績報告の有無(有りの場合書類名)	船橋市文化クラブ対外行事参加費補助金交付申請書、交通費内訳書					

(注) 上記の表は、補助金の所管課が作成したものである(以下同じ)。

文化クラブ対外行事参加費補助金とは、船橋市教育委員会が各学校の校長を通して、国、県及び船橋市が主催・共催・後援する音楽、英語及び演劇等に関する大会などに代表として参加した児童及び生徒の会場までの交通費、宿泊費、昼食費を補助するものである。

船橋市文化クラブ対外行事参加費補助金交付要綱によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする学校の校長は「船橋市文化クラブ対外行事参加費補助金

交付申請書」に必要事項を記載して、行程と交通費を記載した「交通費内訳書」を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書の内容を審査し、補助金交付金額を「船橋市文化クラブ対外行事参加費補助金交付決定通知書」にて校長に通知する。

上記決定通知書を受けた校長は「船橋市文化クラブ対外行事参加費補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

監査の結果及び意見

文化クラブ対外行事参加費補助金の目的は、児童及び生徒の保護者の負担を軽減し、音楽・英語教育及び演劇活動の充実、向上に資することである。補助金交付申請から補助金交付までの書類等の提出状況は、上記手続に従って為されており問題はなかった。

現状・問題点

平成 18 年度は年間約 10 件のイベントについて児童及び生徒が延べで約 5,000 人が参加し、指導課では文化クラブ対外行事参加費補助金を約 150 万円交付している。1 人あたりに換算すると約 300 円である。

当該補助金に関しては、申請、審査、交付手続がイベントのつど行われている。そして、申請から交付まで、学校側では「申請書」、「交通費内訳書」及び「交付請求書」などの最低 3 つの書類を提出する必要がある、教育委員会側では「交付決定通知書」、「支出負担行為兼契約伺書」、「起案補助票」及び支出命令書などの最低 4 つの書類を起票する必要がある。さらに「支出負担行為兼契約伺書」や「支出命令書」は、主管課長や係員など 5 人以上に回付されて承認印が押印されることになっている。

意見

1 人あたり補助金交付額を鑑みると、イベントのつど行われる申請及び交付は、学校側にとっても、教育委員会側にとっても手続が多大な負担となっている。

例えば、所定のイベントに参加する予定の各学校に対して年度初めに前渡金を交付し、年度末あるいは半年ごとに実績報告を書面で提出させた上で過不足金額を精算する方法(定額前渡金制度)なども検討して、手続を簡略化することを検討する必要があると考える。

指導課担当者が学校からイベント開催場所までの交通費について、団体割引等を用いた最も安い交通費を再計算して、その計算結果に基づく補助金を各学校に交付するという審査手続を実施しているが、今後は各学校から各イベント開催場所までの最も安い交通費を下記のような交通費一覧表を学校ごとに定めて、同じ会場でイベントが開催された場合などは申請金額の再計算などが簡単に行えるようにすることも有効である。

学校	会場	人数	@交通費(円)
○○中学校 (最寄駅： 駅)	船橋市民文化ホール	1人～7人	×××
		8人～10人	×××
		10人～24人	×××
		25人以上	×××
	千葉県文化会館	1人～7人	×××
		8人～10人	×××
		10人～24人	×××
		25人以上	×××
	□□公民館	1人～7人	×××
		8人～10人	×××
		10人～24人	×××
		25人以上	×××

なお、保健体育課など他の課が所管するスポーツイベントなどでも交通費の補助金を交付しているため、上記の表を他の課と共通利用できるようにすることによって業務効率化に資すると思われる。

保健体育課

- 就学援助費(準要保護児童生徒援助費(学校給食費)補助金)

援助費の概要

【小学校】

所管	保健体育課					
補助金の名称	就学援助費(小学校)(準要保護児童援助費(学校給食費)補助金)					
根拠法令・要綱等	学校教育法第25条・船橋市就学援助要綱					
予算費目	款：教育費 項：小学校費 目：教育振興費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度： 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	53,737	60,104	62,778	73,934	74,101
	決算額	53,940	61,449	67,394	70,219	84,273
交付先	市内小学校長					

補助金の目的	船橋市就学援助要綱参照 (学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条(同法第40条において準用する場合を含む。))の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資すること。)
補助対象事業の概要	船橋市就学援助要綱参照 (市内に住所を有し、市立小学校に在学する者等の保護者に対して行う就学援助のうち学校給食費及び医療費の経費を援助。)
受益者及びその人数	1,955人
どのような公益性があるか(具体的に)	上記目的を遂行することにより、円滑な義務教育の達成に寄与する。
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	上記目的を遂行することにより、円滑な義務教育の達成に寄与する。
補助金の算定方法及び精算方法	給食費 × 発注実績
実績報告の有無(有りの場合書類名)	準要保護児童・生徒に関する学校給食費補助金実績報告書

(注) 1. ()内は監査人が記載。

2. 学校教育法は、平成19年6月27日に改正されているが、本報告書中の条文は改正前のものを引用している(以下同じ)。

【中学校】

所管	保健体育課					
補助金の名称	就学援助費(中学校)(準要保護生徒援助費(学校給食費)補助金)					
根拠法令・要綱等	学校教育法第25条・船橋市就学援助要綱					
予算費目	款：教育費 項：中学校費 目：教育振興費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度： 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	33,977	33,995	40,339	40,989	45,359
	決算額	29,972	35,295	38,548	42,599	49,894
交付先	市内中学校長					

補助金の目的	船橋市就学援助要綱参照 (学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 25 条(同法第 40 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資すること。)
補助対象事業の概要	船橋市就学援助要綱参照 (市内に住所を有し、中学校に在学する者等の保護者に対して行う就学援助のうち学校給食費及び医療費の経費を援助。)
受益者及びその人数	989 人
どのような公益性があるか(具体的に)	上記目的を遂行することにより、円滑な義務教育の達成に寄与する。
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	上記目的を遂行することにより、円滑な義務教育の達成に寄与する。
補助金の算定方法及び精算方法	給食費 × 発注実績
実績報告の有無(有りの場合書類名)	準要保護児童・生徒に関する学校給食費補助金実績報告書

(注) ()内は監査人が記載。

この制度は、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学校給食費等を援助する制度である。

就学援助を受けることができる者は、船橋市就学援助要綱第 3 条に基づき、児童、生徒及び養護学校の小学部又は中学部に在学する者の保護者で、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が別に定める基準により認める者(以下「準要保護者」という。)のいずれかに該当するものである。

船橋市就学援助要綱によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

就学援助を受けようとする者は「就学援助申請書」に必要事項を記入し、必要な書類を添付した上で、児童生徒の在学する校長を経由して教育委員会へ交付の申請をする。

教育委員会は上記申請書の内容を船橋市就学援助要綱第 3 条に掲げる資格について審査し、資格認定の決定を各学校の校長を経由して当該申請をした者に通知する。

就学援助を受けられると認定された者(以下「認定者」という。)は教育委員会に対して就学援助の交付を請求することによって、教育委員会から認定者に対して援助費が交付される。

監査の結果及び意見

就学援助費の目的は、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学校

給食費等を援助し、円滑な義務教育の達成に寄与することである。援助費交付申請から交付までの書類等の提出状況は、船橋市就学援助要綱に従って為されており問題はなかった。

現状・問題点

保健体育課では認定者に対して学校給食費の援助費を交付しており、その援助金額は以下のとおりである。

小学校低学年(1～3年生)	238 円
小学校高学年(4～6年生)	278 円
中学校	310 円
ミルク	40.01 円

保健体育課は、学校給食費の補助金に関して全小学校及び全中学校に対して年間 4 回の申請書の提出を要求している。

それぞれの申請書の内容としては、4 回のうち 1 回目は 4 月及び 5 月の学校給食利用実績と 12 月までの見込みを 6 月に申請しており、2 回目は 1 回目に行った 6 月から 12 月までの見込み申請と当該期間の実績を比較した上での精算と、1 月の学校給食利用実績と、2 月及び 3 月の見込みを 2 月に申請している。そして 3 回目は 2 月及び 3 月の精算を行い、4 回目は年間の実績報告書を提出している。

就学援助費が支給される対象者は、船橋市の 55 の小学校の児童及び 27 の中学校の生徒合わせて 3 千人弱であり、全ての小学校の児童及び中学校の生徒の合計の約 7%にあたる。保健体育課では、上記 4 回の申請書等の提出のつど、保健体育課の担当者が上記学校給食費の援助費単価に基づき、全ての対象者の援助費金額等を調査し、実績に基づく申請金額や見込み申請の精算に基づく戻入れ金額の計算の正確性を確かめているため、審査担当者にとっては相当の業務負担となっている。

意見

保健体育課の審査担当者が行う援助費申請額の調査業務については、見込み申請及び精算は審査手続きが煩雑であるため、学期ごとの実績申請に変更することを検討すべきと考える。

また、申請金額の根拠資料の提出を現在の書面から表計算ソフトを用いた電子データによる申請に変更することも検討すべきと考える。

すなわち、保健体育課では、申請書の添付資料である「給食費内訳書」は表計算ソフトを用いて電子ファイルで各学校に配布しているが、表計算ソフトに入力後に印刷した書面で提出させている。これは、一部の学校では表計算ソフトを使えない担当者がいるとの理由で、当該担当者のいる学校に対しては手書きでの「給食費内訳書」の提出を容認しているため、他の小中学校(81 校)に対しても当該学校に合わせて書面での提出にしているためとのことである。電子データでの提出に改善すれば、保健体育課の業務の効率化になると考えられる。

電子データでの提出とし、表計算ソフトが使えない担当者がある学校に対しては、書面で提

出させたものを保健体育課で入力した方が全体の効率化に繋がると考える。今後は、電子データで提出できるように担当者へパソコンのスキルアップを指導するか、担当者を変更するなどして、申請手続及び調査業務を効果的かつ効率的に行える手続へ改善すべきと考えられる。

- 対外行事児童及び生徒派遣費補助金、関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金及び県中学校体育大会選手派遣費補助金

(1) 補助金の概要

【対外行事児童及び生徒派遣費補助金】

所管	保健体育課					
補助金の名称	対外行事児童及び生徒派遣費補助金					
根拠法令・要綱等	対外行事児童及び生徒派遣費補助金要綱					
予算費目	款:教育費		項:保健体育費		目:保健体育総務費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度: 終了予定年度:)				
	補助割合	国: %		県: %		市: 100 %
	定額補助	18,600 千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	23,000	23,000	23,000	18,600	18,600
	決算額	20,284	18,631	18,838	17,820	17,969
交付先	学校長					
補助金の目的	学校体育・スポーツの振興及び充実と児童生徒の体力・競技力の向上を図り、児童生徒の健全育成に寄与する。					
補助対象事業の概要	市民大会及び中学校体育大会における出場選手の派遣に係る交通費を補助する。					
受益者及びその人数	小学校児童数 2,757 人・延べ 88 校(55 校) 中学校生徒数 23,427 人・延べ 65 校(27 校)					
どのような公益性があるか(具体的に)	市教育委員会が主催する大会において、登録選手については、学校の代表選手として大会に参加することになるので、交通費の全額を補助する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	各種大会が開催される中で、市教育委員会が主催する大会出場にあたり、保護者の負担を軽減できる。					
補助金の算定方法及び精算方法	学校からの市内大会出場に係る、公共交通機関を利用した往復分の交通費全額の請求書に基づく。					
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	補助金交付申請書・交通費内訳書・学校から会場までの行程及び交通費					

対外行事児童及び生徒派遣費補助金とは、船橋市教育委員会が各学校の校長を通して、船橋市教育委員会が主催する体育大会などに代表として参加した児童及び生徒の会場までの交通費

を補助するものである。

対外行事児童及び生徒派遣費補助金要綱によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする学校の校長は「船橋市対外行事児童及び生徒派遣費補助金交付申請書」に必要事項を記載して、行程と交通費を記載した「交通費内訳書」を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書の内容を審査し、補助金交付金額を「船橋市対外行事児童及び生徒派遣費補助金交付決定通知書」にて校長に通知する。

上記決定通知書を受けた校長は「船橋市対外行事児童及び生徒派遣費補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

【関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金】

所管	保健体育課					
補助金の名称	関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金					
根拠法令・要綱等	関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱					
予算費目	款：教育費 項：保健体育費 目：保健体育総務費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度： 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	3,600 千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	6,000	5,000	4,000	3,600	3,600
	決算額	1,876	3,362	1,668	2,376	3,244
交付先	学校長					
補助金の目的	中学校体育・スポーツの振興及び充実と生徒の体力・競技力の向上を図り、健全育成に寄与する。					
補助対象事業の概要	関東・全国中学校体育大会における出場選手の派遣に係る交通費・宿泊費・食糧費に相当する額を補助する。					
受益者及びその人数	関東中学校体育大会 106 人・16 校 全国中学校体育大会 20 人・9 校					
どのような公益性があるか(具体的に)	教育委員会が主催及び共催する大会における登録選手については、学校及び市・県の代表選手として大会に参加するので、交通費・宿泊費・食糧費に相当する額を補助する。					
どのような有効性・経済性・効率性があるか(具体的に)	大会出場にあたり、保護者の負担を軽減できる。					
補助金の算定方法及び精算方法	学校からの関東・全国大会出場に係る、公共交通機関を利用した往復分の交通費・宿泊費・食糧費の請求書に基づく。					

実績報告の有無 (有りの場合書類名)	交付申請書・経費内訳書(大会要項の写し、宿泊要項の写し、宿泊費領収書の写し、交通費領収書の写しを含む)
-----------------------	---

関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金とは、船橋市教育委員会が各学校の校長を通して、都県教育委員会及び関東中学校体育連盟が主催する全国中学校選抜体育大会に参加した中学校の生徒の会場までの交通費、宿泊費、昼食費を補助するものである。

関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする学校の校長は「船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付申請書」に必要事項を記載して、交通費や宿泊費を記載した「経費内訳書」及び参加した大会の実施要項を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書の内容を審査し、補助金交付金額を「船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付決定通知書」にて校長に通知する。

上記決定通知書を受けた校長は「船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

【県中学校体育大会選手派遣費補助金】

所管	保健体育課					
補助金の名称	県中学校体育大会選手派遣費補助金					
根拠法令・要綱等	県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱					
予算費目	款:教育費 項:保健体育費 目:保健体育総務費					
分類	補助の性質	事業補助・運営補助・その他				
		臨時・経常				
		(開始年度: 終了予定年度:)				
	補助割合	国: % 県: % 市: 100 %				
	定額補助	2,700 千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	2,500	3,000	3,000	2,700	2,700
	決算額	2,313	2,686	3,152	3,228	2,698
交付先	学校長					
補助金の目的	中学校体育・スポーツの振興及び充実と生徒の体力・競技力の向上を図り、健全育成に寄与する。					
補助対象事業の概要	県中学校体育大会における出場選手の派遣に係る交通費を補助する。					
受益者及びその人数	中学校生徒 1,531 人・延べ 31 校(27 校)					
どのような公益性があるか(具体的に)	教育委員会が主催する大会における登録選手については、学校及び市の代表選手として大会に参加するので、交通費の全額を補助する。					

どのような有効性 経済性 効率性があるか(具体的に)	生徒の大会出場にあたり、保護者の負担を軽減できる。
補助金の算定方法 及び精算方法	学校からの県大会出場に係る、公共交通機関を利用した往復分の交通費全額の請求書に基づく。
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	交付申請書・交通費内訳書

県中学校体育大会選手派遣費補助金とは、船橋市教育委員会が各学校の校長を通して、千葉県教育委員会及び千葉県小中学校体育連盟が主催する千葉県中学校総合体育大会、又は千葉県中学校新人体育大会に参加した中学校の生徒の会場までの交通費を補助するものである。

県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする学校の校長は「船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付申請書」に必要事項を記載して、行程と交通費を記載した「交通費内訳書」及び参加した大会の実施要項を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書の内容を審査し、補助金交付金額を「船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付決定通知書」にて校長に通知する。

上記決定通知書を受けた校長は「船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

監査の結果及び意見

対外行事児童及び生徒派遣費補助金、関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金及び県中学校体育大会選手派遣費補助金の目的は、児童及び生徒の保護者の負担を軽減し、学校体育の振興及び向上を図ることである。補助金交付申請から補助金交付までの書類等の提出状況は、それぞれの交付金要綱に従って為されており問題は発見されなかった。

意見

補助金の統合・融合化

上記 3 つの補助金は、いずれも船橋市の小中学校に在籍する児童及び生徒が、船橋市や千葉県等の主催する体育大会に出場する際の大会会場までの交通費及び大会期間中の宿泊費等を補助するものである。

これらの補助金は、それぞれが単独で運用されており、申請書等の書類も別々となっている。しかし、その目的や対象が類似した活動であるため、統合・融合化することによって教育委員会の業務及び費用面での効率化が図られるものとする。

また、指導課の補助金で述べたように、指導課でも船橋市の小中学校に在籍する児童及び生徒が船橋市や千葉県等の主催する文化大会に出場する際に、大会会場までの交通費及び大会期間中の宿泊費等を補助している。

したがって、保健体育課と指導課でその目的や対象が類似した活動に対する補助であるならば、課を越えた統合・融合も更なる効率化が図られるものと考ええる。

さらに、指導課の補助金で述べたように、交通費の最も安い金額をまとめ交通費一覧表を学校ごとに定めたデータベースを作成することによって、業務の効率化ができると考えられる。

申請書の記載方法

保健体育課では各学校に対して上記いずれの申請書についても、その記載事項である参加人数や交通費金額を鉛筆で書くように要請し、保健体育課で交通費の再確認を実施した後に当該申請書の鉛筆書きを消してから保健体育課の担当者が交付金額をペンで記載している。

しかし、申請書等の公式な書面において訂正の必要が生じた場合には、その訂正の履歴を残すことによって不正を防止することが必要であり、問題が発生した場合の事後的な検証作業に資することにもなる。

申請書は申請者の責任において記入すべきものであり、申請書の記載は改ざんの可能な鉛筆書きではなく、ペンでの記入を要請し、保健体育課にて記入事項を訂正する場合は、その訂正履歴を残すように改善すべきである。

○小中学校体育連盟補助金

補助金の概要

所管	保健体育課					
補助金の名称	小中学校体育連盟補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：教育費 項：保健体育費 目：保健体育総務費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度： 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	4,050 千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
	決算額	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
交付先	船橋市小中学校体育連盟					
補助金の目的	学校体育・スポーツの充実を図り、児童生徒の健全育成に寄与する。					
補助対象事業の概要	船橋市小中学校体育連盟総会資料 (船橋市小中学校体育連盟が主催する大会、他団体が主催する大会への協力すると共に、関東・全国大会出場への支援すること等)					
受益者及びその人数	小学校児童数 15,224 人・中学校生徒数 12,254 人・教職員会員数 705 人					

どのような公益性があるか(具体的に)	年度の優秀選手・優秀指導者・功労者を表彰し、讃える。 小学校 6 専門部、中学校 16 専門部の運営を補助及び支援する。 小学校における体力向上への優れた取組の学校を表彰する。 連盟広報誌を発行し、情報を提供する。
どのような有効性・経済性・効率性があるか(具体的に)	年度の優秀選手・優秀指導者・功労者を表彰し、讃える。 小学校 6 専門部、中学校 16 専門部の運営を補助及び支援する。 小学校における体力向上への優れた取組の学校を表彰する。
補助金の算定方法及び精算方法	事業計画に基づき算定し、実績払いで精算
実績報告の有無(有りの場合書類名)	事業報告書

(注) ()内は監査人が記載。

船橋市の児童及び生徒の健全な心身の育成、体力の向上及び体育・スポーツ活動の振興を図ることにより、船橋市の小中学校教育の発展に寄与することを基本方針とした「船橋市小中学校体育連盟」の活動に対する補助金の交付である。

監査の結果及び意見

意見

規則、要綱等について

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められており、補助金は、条例や規則のほか要綱等において目的、要件、交付先、算定基準等を定めて交付することができるとされている。

しかし、船橋市小中学校体育連盟に対する補助金は、個別の条例、規則や要綱等が定められておらず、教育委員会の担当課の内部的な取り扱いによって交付されることになる。それでは、補助金の担当課(と補助金の交付先)がその内容を把握しているのみで、それ以外の外部の人は内容を把握できないということになる。規則、要綱等として明文化しないまま内部の取り決めにより支出するのは透明性の観点から適切でない。

したがって、補助金の目的、内容、交付要件、算定基準等を明示した規則、要綱等の規定を作成し、市民に公開して、公金支出の透明化を図る必要があると考える。

なお、船橋市補助金等の交付に関する規則が制定されているが、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めたものであり、個別の補助金の目的、交付要件、算定基準等は明示されていないため、ここでいう個別の規則、要綱等には該当しないものと判断する。

補助金の交付基準と補助金の効果の把握

当該補助金は長期にわたり同額が交付されており、当該団体に対する補助率も70%を超えている。このような補助金については、現在策定中の「ふなばし行政サービス改善プラン」に

基づいて見直しを行っていくことになっているが、他の補助金も含めて現状では統一的に見直す仕組みはない。今後は補助の目的に公益性はあるか、市民ニーズに合致しているか、行政目的は継続しているか、補助が住民の福祉の増進に寄与するか、最少の経費で最大の効果が上げられているかなどについて統一的な検討が行われる必要がある。

一方で重要なことは補助金のあり方を再評価する仕組みを導入するとともに、補助金交付のシステム化(透明性、公平性、公益性の確保)を図り、補助金の公益性の観点から一定の客観的な審査基準に沿ってチェックが行われる仕組みの構築が必要である。

学務課

○学校管理運営費補助金

補助金の概要

所管	学務課					
補助金の名称	学校管理運営費補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市学校管理運営費補助金交付要領					
予算費目	款:教育費 項:教育総務費 目:事務局費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ (経常)				
		(開始年度:平成 10 年度 終了予定年度:)				
	補助割合	国: % 県: % 市: 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	9,270	26,547	26,557	26,647	26,615
	決算額	9,270	26,527	26,511	26,432	26,585
交付先	船橋市小学校長会、船橋市中学校長会					
補助金の目的	各校長会が円滑な学校運営と、地域に開かれた学校の実現を図る。					
補助対象事業の概要	別紙予算執行(支出内容)に基づく支出					
受益者及びその人数	市内小中学校 82 校、市立高校、養護学校 計 84 校					
どのような公益性があるか(具体的に)	公教育施設である各学校の管理運営を円滑にする。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	地域との交流が進めやすくなった。 学校教育活動が活性化した。 緊急時の対応が費用面で保障された。					
補助金の算定方法及び精算方法	各学校 1 校あたり 300,000 円に 1 学級あたり 1,000 円を加えた金額。					
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	学校管理運営費補助金実績報告書、活動記録					

学校管理運営費は、学校運営上必要な学校内外の諸問題の処理に関すること、学校運営上必要な対外連絡調整に関すること、児童生徒及び保護者に対する指導対策に関すること、教育関係機関との連絡調整に関すること、各種専門別調査・研究に関すること、教職員の資質向上のための研修・研究に関すること、校長会事務局運営に関すること、などに使用されている。

本来、各学校が物品を購入する場合は各学校から教育委員会への申請及び承認が必要となるが、手続に時間を要するため緊急性を要する物品の購入等に関しては対応しきれない。そこで、緊急時には当該学校管理運営費として交付された現金を用いて物品等を購入するのである。(物品の購入については、「1.契約関係 物品購入関係」参照)

船橋市学校管理運営費補助金交付要領によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする小学校及び中学校の校長会は「船橋市学校管理運営費補助金交付申請書」に必要事項を記載して、事業計画書、収支予算書、前年度収支決算書を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書等の内容を審査し、補助金交付金額を「船橋市学校管理運営費補助金交付決定通知書」にて校長会に通知する。

上記決定通知書を受けたそれぞれの校長会は「船橋市学校管理運営費補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

監査の結果及び意見

学校管理運営費補助金の目的は、小学校及び中学校の校長会が円滑な学校運営と、地域に開かれた学校の実現を図ることである。

補助金交付申請から補助金交付までの書類等の提出状況は、船橋市学校管理運営費補助金交付要領に従って為されており問題は発見されなかった。

現状・問題点

各学校で作成した学校管理運営費の出納帳及び添付された領収証等を査閲したところ、支出内容及び支出理由が不明確なものが散見された。

また、学校管理運営費は、船橋市から小学校長会及び中学校長会への補助金が交付され、それぞれの校長会から各学校の校長へ分配されるが、各学校は分配された補助金から再び校長会へ校長会運営費等として20,000円を支払っている。校長会は徴収した校長会運営費、約168万円を講演会や研修会などの開催に費やしており、各校長会は各年度終了後に校長会運営費の収支明細を作成しているが、学務課にその収支明細が報告されていなかった。

意見

学務課は、各学校長に対して、学校管理運営費の出納帳を作成するに際して支出内容及び支出理由が明確にするよう指導すること、学務課でも学校管理運営費が適正に支出されていることの確認を強化することが必要である。

また、補助金として交付された学校管理運営費から校長会運営費が支払われていることに対して、学務課は、校長会に対して校長会運営費の収支報告を提出するようにし、校長会運営費の使途を確認することが必要である。

○ 私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園就園児補助金

補助金の概要

【私立幼稚園就園奨励費補助金】

所管	学務課					
補助金の名称	私立幼稚園就園奨励費補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則					
予算費目	款:教育費		項:教育総務費		目:事務局費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度:昭和 54 年度 終了予定年度:)				
	補助割合	国:3 分の 1 以内 県: 市:残額				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	404,976	419,783	425,096	474,912	482,578
	決算額	390,039	411,810	452,462	454,759	472,389
交付先	市内在住の園児が通園する認可私立幼稚園設置者					
補助金の目的	保護者負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資する。					
補助対象事業の概要	私立幼稚園の設置者が保護者から徴収する保育料等を減額し、又は免除する場合に補助金を交付する。					
受益者及びその人数	6,751 人					
どのような公益性があるか(具体的に)	幼児教育の充実に寄与する。					
どのような有効性・経済性・効率性があるか(具体的に)	就学前児童の健全育成を図ることにより、就学期へのスムーズな移行が期待できる。					
補助金の算定方法及び精算方法	船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則別表第 1 参照 (保護者の市民税所得割額及び同一世帯からの園児の人数により、補助限度額 園児 1 人につき年額 56,900 円から 257,000 円)					
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書 私立幼稚園保育料等減免措置確認書					

(注) ()内は監査人が記載。

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園の設置者(法人の場合は代表者)に対して補助金を交付することにより、私立幼稚園の設置者が一定所得以下の園児保護者に対して保育料等を減額し、当該減額分に私立幼稚園就園奨励費補助金を充当することによって、私立幼稚園の園

児の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資することを目的としている。

船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする設置者は「船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書」に必要事項を記載して、その他必要書類を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書等の内容を審査し、補助金交付金額を「船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書」にて設置者に通知する。

上記決定通知書を受けた設置者は「船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

平成 18 年度の補助金額は子どもの人数、及び船橋市に納めている市民税の額等により 0 円～257,000 円まで細分化されている。

【私立幼稚園就園児補助金】

所管	学務課					
補助金の名称	私立幼稚園就園児補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市私立幼稚園就園児補助金交付規則					
予算費目	款：教育費 項：教育総務費 目：事務局費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度：昭和 54 年度 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	333,778	350,030	349,758	357,714	358,190
	決算額	336,804	340,510	349,248	353,362	355,946
交付先	市内在住の認可私立幼稚園通園児保護者					
補助金の目的	通園児保護者の負担軽減を図り、もって幼児教育の振興に資する。					
補助対象事業の概要	市内在住の認可幼稚園通園児保護者に対して、一律の補助金を交付する。					
受益者及びその人数	10,469 人					
どのような公益性があるか(具体的に)	幼児教育の充実に寄与する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	就学前児童の健全育成を図ることにより、就学期へのスムーズな移行が期待できる。					
補助金の算定方法及び精算方法	園児 1 人あたり 34,000 円					
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	私立幼稚園就園児補助金配分報告書					

私立幼稚園就園児補助金は、私立幼稚園に在園する園児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資することを目的とする。

船橋市私立幼稚園就園児補助金交付規則によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする保護者は、補助金の交付申請、請求及び受領の権限を市長の指定する者(以下「代理人」という。)に委任し、代理人は「私立幼稚園就園児補助金交付申請書」に必要事項を記載して、その他必要書類を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書等の内容を審査し、補助金交付金額を「私立幼稚園就園児補助金交付決定通知書」にて代理人に通知する。

上記決定通知書を受けた代理人は「私立幼稚園就園児補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

補助金の交付を受けた代理人は、速やかに委任を受けた保護者に補助金を配分し、配分後 10 日以内に「船橋市私立幼稚園就園児補助金配分報告書」により、市長に報告しなければならない。

監査の結果及び意見

私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園就園児補助金の目的は、私立幼稚園に就園した児童の保護者の経済的負担を軽減し、もって幼児教育の振興に資することである。

補助金交付申請から補助金交付までの書類等の提出状況は、それぞれの補助金交付規則に従って為されており問題は発見されなかった。

現状・問題点

平成 18 年度の私立幼稚園就園奨励費補助金は市民税や子どもの人数で補助金額が細分化されているが、国の補助事業であるため近隣市と比較した結果は同水準であった。また、私立幼稚園就園児補助金を近隣市と比較しても下記のように高水準であった。

私立幼稚園就園児補助金比較表(年額)

(単位:円)

項目	船橋市	千葉市	市川市	習志野市	鎌ヶ谷市
私立幼稚園就園児補助金額	34,000	33,000	32,000	28,000	22,000

私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園就園児補助金を合計すると、納税している市民税と子どもの人数で細分化されるが、園児 1 人あたり補助金交付額は 34,000 円～291,000 円となる。

私立幼稚園就園奨励費補助金は幼稚園の設置者に対して交付されるものであるのに対し、私立幼稚園就園児補助金は、私立幼稚園の園児一人ひとりに対する補助金を園児の保護者に交付

するものであるが、保護者は委任状を用いて、幼稚園を補助金申請代理人として申請手続等を委任している。

各幼稚園からの委任状を査閲したところ、ほぼ全ての幼稚園において、委任状の記載が幼稚園側で行われており、保護者からは印章の捺印のみとなっていた。

意見

申請を受けた学務課が委任状に記載された園児の実在性を一人ひとり検証することで適正な補助金の交付が可能となるが、実際には 1 万人強の園児の実在性を確認することは実務的に困難との理由から行っていない。

そこで、園児の実在性を確認するために、例えば補助金交付申請の委任状の記載は幼稚園側で行うのではなく、園児の保護者本人が直接記載するように改善するなどの工夫を講じる必要があると考える。

○私立幼稚園運営費補助金

補助金の概要

所管	学務課					
補助金の名称	私立幼稚園運営費補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市私立幼稚園運営費補助金交付規則					
予算費目	款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度：昭和 54 年度 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	89,171	89,948	90,506	92,154	91,454
	決算額	87,533	88,826	90,278	89,738	90,047
交付先	市内認可私立幼稚園設置者					
補助金の目的	私立幼稚園の費用負担の軽減を図り、幼児教育の振興を図る。					
補助対象事業の概要	私立幼稚園の運営費に係る補助					
受益者及びその人数	市内私立幼稚園 42 園					
どのような公益性があるか(具体的に)	本市には公立幼稚園がなく、幼児教育を私立幼稚園で担っている。対象児の 6 割が幼稚園に通園している現状があるため、私立幼稚園の費用負担の軽減を図り、幼児教育の振興を目的に実施している私立幼稚園の経営安定に寄与している。					
どのような有効性・経済性・効率性があるか(具体的に)						

補助金の算定方法及び精算方法	事務費補助：1学級あたり4,000円、教材費補助：園児1人あたり2,500円、研修費補助：教員1人あたり40,000円、障害児指導補助：障害園児1人あたり70,000円、施設費補助：1園あたり700,000円・1学級あたり40,000円
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	私立幼稚園運営費補助金実績報告書

私立幼稚園運営費補助金は、私立幼稚園の経営安定を図り、もって幼児教育の振興を図ることを目的としている。具体的には 幼稚園運営の事務、教材の購入、教員の研修、障害児の指導、施設等の整備、などの費用の一部に対して交付するものである。

船橋市私立幼稚園運営費補助金交付規則によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者(以下「申請者」という。)は「私立幼稚園運営費補助金交付申請書」に必要事項を記載して、その他在園園児報告書などの必要書類を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書等の内容を審査し、補助金交付金額を「私立幼稚園運営費補助金交付決定通知書」にて申請者に通知する。

上記決定通知書を受けた申請者は「私立幼稚園運営費補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

監査の結果及び意見

私立幼稚園運営費補助金の目的は、私立幼稚園の費用負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資することである。

補助金交付申請から補助金交付までの書類等の提出状況は、船橋市私立幼稚園運営費補助金交付規則に従って為されており問題は発見されなかった。

現状・問題点

次の近隣市との補助金交付額比較表によれば、船橋市の補助額は高水準であることが判る。

補助金交付額の近隣市との比較表

項目	船橋市	千葉市	市川市	習志野市	鎌ヶ谷市
補助合計金額(千円)	90,047	91,687	59,482	1,800	1,000
園児1人あたり補助額(円)	8,601	5,193	10,086	132	447

また、任意に9件の幼稚園をサンプルとして抽出し、それらの資金収支計算書を入手して査閲したところ、8件の幼稚園で次年度繰越支払資金が5,000万円を超えていた。

現状の船橋市私立幼稚園運営費補助金交付規則では、各幼稚園の資金状況や経営努力の状況を検証する必要はなく、各々の幼稚園の規模により一定の基準で補助金が交付されるよう規定されている。

意見

補助金交付先である幼稚園の運営状況に加えて資金状況や経営努力の状況が判明する資料を入手し、幼稚園の資金状況や経営努力の状況に応じた補助金額の基準を設けるなどの改善を検討すべきと考える。

○私立幼稚園連合会補助金及び高等学校定時制教育振興会補助金

補助金の概要

【私立幼稚園連合会補助金】

所管	学務課					
補助金の名称	私立幼稚園連合会補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度：昭和 42 年度 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	4,500 千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	5,000	4,500	4,500	4,500	4,500
	決算額	5,000	4,500	4,500	4,500	4,500
交付先	船橋市私立幼稚園連合会					
補助金の目的	幼稚園教育の振興と教職員の資質の向上を目的とした研修の補助及び連合会の研究体制を整え、幼児教育の充実を図る。					
補助対象事業の概要	船橋市私立幼稚園連合会の運営に係る補助					
受益者及びその人数	船橋市私立幼稚園連合会加盟幼稚園 38 園					
どのような公益性があるか(具体的に)	私立幼稚園の教職員の資質の向上を目的とした研修を実施することにより、就学前の園児に対する幼児教育の充実が期待できる。また、私立幼稚園間の情報交換、交流等による園経営の充実・向上が図れる。					
どのような有効性・経済性・効率性があるか(具体的に)						
補助金の算定方法及び精算方法	定額					
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	補助金等実績報告書					

私立幼稚園連合会とは、船橋市内の私立幼稚園を単位として構成され、船橋市内の私立幼稚園の相互協力により、相互親睦並びに幼稚園教育の研究と運営の安定化を図り、幼児教育の振興に寄与することを目的として運営されている団体である。具体的には、私立幼稚園の振興

にかかわる活動、 幼児教育に関する研究及び調査、 私立幼稚園教職員の資質向上と、待遇の改善及び福利厚生を図る活動、 加盟幼稚園の親睦と連絡提携にかかわる活動、 私立幼稚園教育の運営の安定化を図る活動、 などを行っている。

私立幼稚園連合会補助金は、船橋市の私立幼稚園の振興活動や広報活動、私立幼稚園の教職員の研修会、事務所の維持費等に使用されている。

【高等学校定時制教育振興会補助金】

所管	学務課					
補助金の名称	高等学校定時制教育振興会補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：教育費 項：教育総務費 目：事務局費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度：昭和 45 年度 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	1,350 千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	1,500	1,350	1,350	1,350	1,350
	決算額	1,500	1,350	1,350	1,350	1,350
交付先	船橋市高等学校定時制教育振興会					
補助金の目的	勤労青少年の通学する定時制高校を助成し、健全な青少年の育成を図る。					
補助対象事業の概要	船橋市高等学校定時制教育振興会の運営費補助					
受益者及びその人数	生徒 295 人、教職員 38 人					
どのような公益性があるか(具体的に)	勤労青少年の知育の向上に占める定時制高校の役割は大きく、これを助成する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	勉学意欲のある勤労青少年を応援することにより、健全な青少年の育成、労働力の社会への還元に寄与する。					
補助金の算定方法及び精算方法	定額					
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	補助金等実績報告書					

高等学校定時制教育振興会とは、教育の機会均等の趣旨に則り、勤労青少年の為に、船橋市内の高等学校定時制教育の振興発展を図ることを目的として運営されている団体である。具体的には、 全国及び県振興会の事業への協力、 定時制教育の普及並びに啓発宣伝の助成、 定時制教育研究の調査研究の助成、 定時制教育の施設設備の充足促進の助成、 定時制教育の内容充実促進の助成、 定時制教育の生徒の厚生福祉、 などを行っている。

高等学校定時制教育振興会補助金は、船橋市の定時制高校の広報活動や体育大会参加、定時制高校の理科実験材料の購入などに使用されている。

監査の結果及び意見

意見

規則、要綱等について

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められており、補助金は、条例や規則のほか要綱等において目的、要件、交付先、算定基準等を定めて交付することができるとされている。

しかし、私立幼稚園連合会及び高等学校定時制教育振興会に対する補助金は、個別の条例、規則や要綱等が定められておらず、教育委員会の担当課の内部的な取り扱いによって交付されることになる。それでは、補助金の担当課(と補助金の交付先)がその内容を把握しているのみで、それ以外の外部の人は内容を把握できないということになる。規則、要綱等として明文化しないまま内部の取り決めにより支出するのは透明性の観点から適切でない。

したがって、補助金の目的、内容、交付要件、算定基準等を明示した規則、要綱等の規定を作成し、市民に公開して、公金の支出の透明化を図る必要があると考える。

なお、船橋市補助金等の交付に関する規則が制定されているが、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めたものであり、個別の補助金の目的、交付要件、算定基準等は明示されていないため、ここである個別の規則、要綱等には該当しないものと判断する。

補助金の交付基準と補助金の効果の把握

当該補助金は長期にわたり同額が交付されている。これについては、現在策定中の「ふなばし行政サービス改善プラン」に基づいて見直しを行っていくことになっているが、現状ではこれらを統一的に見直す仕組みはない。今後は補助の目的に公益性はあるか、市民ニーズに合致しているか、行政目的は継続しているか、補助が住民の福祉の増進に寄与するか、最少の経費で最大の効果が上げられているかなどについて統一的な検討が行われる必要がある。

実績報告書等の書類の提出時期の見直し

船橋市補助金等の交付に関する規則第12条は、地方自治法施行令第143条に従い、補助事業者は、補助事業等が完了したときから20日以内に補助事業等実績報告書に所定の書類(収支決算書等)を添えて市長に提出することとされている。補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときも同様とすると定めている。

現実には、私立幼稚園連合会及び高等学校定時制教育振興会はいずれも、会計年度終了後20日以上経過した日の4月21日以降に実績報告書が提出されており、船橋市補助金等の交付に関する規則が遵守されていなかった。

総会の承認等の事情で実績報告書を事業完了後20日以内に提出することが困難であるなら

ば、私立幼稚園連合会補助金及び高等学校定時制教育振興会補助金とも、個々の補助金交付要綱等を定めて、実態に即した期限を設定する必要があると考える。

○就学援助費

援助費の概要

【小学校】

所管	学務課					
補助金の名称	就学援助費(小学校)					
根拠法令・要綱等	学校教育法第 25 条・船橋市就学援助要綱					
予算費目	款:教育費 項:小学校費 目:教育振興費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ (経常)				
		(開始年度: 終了予定年度:)				
	補助割合	国: % 県: % 市: 100 %				
	定額補助	千円				
助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	38,606	43,319	46,181	52,207	49,398
	決算額	37,878	41,887	46,151	47,042	55,529
交付先	対象世帯					
補助金の目的	経済的な理由で就学に困難な学齢児童の保護者に必要な援助をする。					
補助対象事業の概要	経済的な理由で就学に困難な学齢児童の保護者に必要な援助金を交付する。					
受益者及びその人数	2,261 人					
どのような公益性があるか(具体的に)	上記目的を遂行することにより、円滑な義務教育の達成に寄与する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	上記目的を遂行することにより、円滑な義務教育の達成に寄与する。					
補助金の算定方法及び精算方法	船橋市就学援助要綱参照 (新入学児童学用品費等;19,900 円、学用品費;11,100 円、通学用品費;2,170 円、消耗品費;3,550 円、修学旅行費;実費、その他;実費)					
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	支給結果報告書					

(注) ()内は監査人が記載。

【中学校】

所管	学務課
補助金の名称	就学援助費(中学校)
根拠法令・要綱等	学校教育法第 25 条・船橋市就学援助要綱

予算費目	款:教育費		項:中学校費		目:教育振興費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度: 終了予定年度:)				
	補助割合	国: % 県: % 市: 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	48,053	48,085	51,042	59,739	55,529
	決算額	40,922	48,333	52,717	55,024	63,532
交付先	対象世帯					
補助金の目的	経済的な理由で就学に困難な学齢生徒の保護者に必要な援助をする。					
補助対象事業の概要	経済的な理由で就学に困難な学齢生徒の保護者に必要な援助金を交付する。					
受益者及びその人数	1,182 人					
どのような公益性があるか(具体的に)	上記目的を遂行することにより、円滑な義務教育の達成に寄与する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	上記目的を遂行することにより、円滑な義務教育の達成に寄与する。					
補助金の算定方法及び精算方法	船橋市就学援助要綱参照 (新入学生徒学用品費等; 22,900 円、学用品費; 21,700 円、通学用品費; 2,170 円、消耗品費; 5,750 円、修学旅行費; 実費、その他; 実費)					
実績報告の有無 (有りの場合書類名)	支給結果報告書					

(注) ()内は監査人が記載(年額)。

この制度は、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、通学費などを援助する制度である。

就学援助を受けることができる者及び申請・交付手続は保健体育課の項で記載した就学援助費と同様である。

監査の結果及び意見

就学援助費の目的は、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品や修学旅行費等を援助し、円滑な義務教育の達成に寄与することである。

援助費交付申請から交付までの書類等の提出状況は、船橋市就学援助要綱に従って為されており問題はなかった。

現状・問題点

学務課では、申請者に対しての就学援助費を交付するか否かの決定をするにあたり、一定の基準を定めており、申請者の世帯総収入額が当該基準額の範囲内であれば援助費の交付を決定

する。

就学援助費を交付するか否かの一定の基準額と世帯総収入額との照合は、申請者が多いとの理由から全ての準要保護者に対して検討されているわけではなく、学務課の担当者の経験により認定の可否が明らかと考えているものについては基準額と世帯総収入額との照合が行われていなかった。

また、世帯総収入額が就学援助費を交付するか否かの一定の基準額を超えている場合でも、申請者の所属する学校長の面接結果や申請者の居住する地域の民生委員の面接結果を考慮して、教育委員会が援助費を交付する必要があると判断したものに対しては援助費が交付されている。

しかし、「要保護・準要保護児童・生徒調査票」を査閲したところ、学校長の面接結果は援助費の交付は必要である旨のコメントが記載されているのに対し、民生委員の面接結果は援助費の交付は不要である旨のコメントが記載され、両者の見解には相違があるにもかかわらず、実際には援助費が交付されており、その交付決定に至るプロセスが不明瞭なものが1件発見された。

意見

援助費は補助金と同様に、その公益性より、交付対象者選定の過程においても客観性が保たれている必要がある。したがって、今後は全ての収入状況による申請者に対しての基準額と世帯総収入額との照合を実施するか、検討対象者抽出の指針となる客観的な基準を設ける必要がある。

また、学校長の面接や民生委員の面接が形骸化することのないよう、「要保護・準要保護児童・生徒調査票」などの申請書添付資料の審査を適切に実施した結果、関係者の意見に不一致が生じた場合などは判断根拠を記載して援助費交付に至るプロセスを明確にする必要がある。

市立高校

○学校文化体育振興補助金

補助金の概要

所管	市立高校					
補助金の名称	学校文化体育振興補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市立高等学校文化・体育振興補助金交付要綱					
予算費目	款：教育費 項：高等学校費 目：学校管理費					
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度：昭和 59 年度 終了予定年度：)				
	補助割合	国： % 県： % 市： 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	13,707	15,000	14,473	13,568	13,568
	決算額	9,103	12,207	11,557	11,759	9,534

交付先	市立高校各クラブ
補助金の目的	高等学校体育連盟等の主催及び主催による関東大会・全国大会に出場した体育系の部等に対し補助金を交付する。
補助対象事業の概要	部活動において県代表として関東大会・全国大会に出場する部に対して参加料・交通費・宿泊費の総額について、関東大会においては3分の1、全国大会においては2分の1を補助することにより、生徒・保護者の負担を軽減し学校文化・体育振興の一助とする。
受益者及びその人数	市立高校各クラブ 523人
どのような公益性があるか(具体的に)	生徒・保護者の負担軽減を図り、学校の文化体育の向上に資するとともに、広く市民の文化・スポーツへの興味関心を高め、もって市民の文化体育活動の活性化を図る。
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	生徒・保護者への費用負担の軽減を図り学校文化・体育の向上に資するとともに、市民の文化・スポーツへの興味・関心を高め、文化・体育活動の活性化を図っている。
補助金の算定方法及び精算方法	関東大会においては3分の1、全国大会においては2分の1を補助する。
実績報告の有無(有りの場合書類名)	船橋市立船橋高等学校文化体育振興補助金実績報告書・決算書・精算書

この制度は、市立高校の文化部及び運動部が全国大会又は関東大会に出場する際、交通費及び宿泊費などを補助することにより、生徒及び保護者の経済的負担の軽減を図り、学校の文化体育の向上に資するとともに、市民の文化スポーツへの興味関心を高め、もって市民の文化体育活動の活性化を図ることを目的としている。

船橋市立高等学校文化・体育振興補助金交付要綱によれば、当該補助金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は「船橋市立高等学校文化・体育振興補助金交付申請書」に必要事項を記載して、その他大会要項や収支予算書等を添付して市長に補助金交付を申請する。

市長は上記申請書等の内容を審査し、補助金交付可否を「船橋市立高等学校文化・体育振興補助金交付可否決定通知書」にて申請者に通知する。

申請者は大会等が終了したら「船橋市立高等学校文化・体育振興補助金実績報告書」を作成し、収支決算書等を添付して市長に報告する。

市長は上記申請書等の内容を審査し、補助金交付可否を「船橋市立高等学校文化・体育振興補助金確定通知書」にて申請者に通知する。

上記確定通知書を受けた申請者は「船橋市立高等学校文化・体育振興補助金交付請求書」により、市長に補助金交付を請求する。

監査の結果及び意見

学校文化体育振興補助金の目的は、市立高校の文化部及び運動部に対し補助金を交付することにより、生徒・保護者の経済的負担を図り、学校の文化体育の向上に資するとともに、広く市民の文化スポーツへの興味関心を高め、もって市民の文化体育活動の活性化を図ることである。

補助金交付申請から補助金交付までの書類等の提出状況は、船橋市立高等学校文化・体育振興補助金交付要綱に従って為されており問題は発見されなかった。

現状・問題点

学校文化体育振興補助金は、指導課や学務課のところで述べた対外行事児童及び生徒派遣費補助金、関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金及び県中学校体育大会選手派遣費補助金などと性質は同じであり、市立高校の生徒が関東大会や全国大会に出場する際に、大会会場までの交通費及び大会期間中の宿泊費等を補助するものである。

この補助金は、現状、上記のように市立高校として単独で運用されており、申請書等の書式も別々となっている。

意見

目的や対象が類似した活動に対する補助金は、他の課の同じ性質の補助金との統合・融合化によって教育委員会の業務及び費用面での効率化を図られると考える。

したがって、教育委員会の業務及び費用面での効率化を図るため、教育委員会全体で目的や対象が類似した活動を精査し、それらに対する補助金を統合・融合化することを検討する必要があると考える。

○姉妹校等交流費

補助金の概要

所管	市立高校					
補助金の名称	姉妹校等交流費					
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款:教育費		項:高等学校費		目:学校管理費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度:平成 2 年度 終了予定年度:)				
	補助割合	国: % 県: % 市: 100 %				
	定額補助	千円				
補助金の推移 (千円)	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初予算額	6,825	7,228	10,100	7,200	7,200
	決算額	3,940	3,553	8,024	5,352	6,109
交付先	市立高校普通科(留学教育コース)の生徒					

補助金の目的	海外での実体験を通じて、他国の文化に触れ国際的な視野、感覚を養う。また、姉妹校のサマースクールに参加し英会話の学習を行なうとともにホームステイを経験、生きた英語に触れコミュニケーション能力を養う。
補助対象事業の概要	アメリカ・ヘイワード市モロー高校との姉妹校提携に伴い、交換留学事業等を行い国際理解教育の充実と語学教育の発展を図る。又、普通科留学教育コース生徒をオーストラリアに派遣する。
受益者及びその人数	市立高校普通科(留学教育コース)の生徒 44人
どのような公益性があるか(具体的に)	本校生徒と交換留学を通じて両国の親善を図るとともに生徒の国際協調の精神を育成し国際人としての資質向上となる。
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	文化・スポーツの交換留学により、広い視野と豊かな国際感覚を修得しうるものである。
補助金の算定方法及び精算方法	総費用の3分の1を補助する。
実績報告の有無(有りの場合書類名)	決算書

監査の結果及び意見

意見

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められており、補助金は、条例や規則のほか要綱等において目的、要件、交付先、算定基準等を定めて交付することができる」とされている。

しかし、市立高校の姉妹校等交流費に対する補助金は、個別の条例、規則や要綱等が定められておらず、教育委員会の担当課の内部的な取り扱いによって交付されることになる。それでは、補助金の担当課(と補助金の交付先)がその内容を把握しているのみで、それ以外の外部の人は内容を把握できないということになる。規則、要綱等として明文化しないまま内部の取り決めにより支出するのは透明性の観点から適切でない。

したがって、補助金の目的、内容、交付要件、算定基準等を明示した規則、要綱等の規定を作成し、市民に公開して、公金の支出の透明化を図る必要があると考える。

なお、船橋市補助金等の交付に関する規則が制定されているが、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めたものであり、個別の補助金の目的、交付要件、算定基準等は明示されていないため、ここでいう個別の規則、要綱等には該当しないものと判断する。

3. 人件費関係

人件費の概要

市費負担教職員と県費負担教職員

教育委員会の教職員の人事に関する県と船橋市の権限関係は、学校教育法、市町村立学校職員給与負担法、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の規定に基づき、複雑なものとなっている。

人件費の負担関係を含む県と船橋市との間の権限関係を説明すると、次のようになっている。

(ア) 学校の設置義務

学校教育法第 29 条の規定により、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるために必要な小学校を設置しなければならないとされている。また、学校教育法第 40 条において、同条を準用しており、中学校の設置義務についても市町村にあるものとされている。これらの規定に基づき、船橋市では、小学校 55 校、中学校 27 校が設置されている。

高等学校については、学校教育法において設置義務については規定されていないが、船橋市立高等学校設置条例に基づき、船橋市では市立高校が設置されている。

また、養護学校については、学校教育法第 74 条の規定により、都道府県に設置義務があるものとされているが、船橋市では、船橋市立養護学校設置条例に基づき、市立船橋養護学校が設置されている。

(イ) 人件費負担

学校教育法第 5 条の規定により、学校の設置者が学校の経費を負担することとされているが、その特別法である市町村立学校職員給与負担法第 1 条の規定により、市町村立の小中学校及び養護学校に都道府県が定める教職員定数に基づき配置される教職員(以下「県費負担教職員」という。)に係る給料等については、都道府県の負担とすることとされている。

これにより、船橋市立の小中学校、養護学校に配置される県費負担教職員に係る給料等については、千葉県が負担することとなる。一方、小中学校、養護学校に配置される県費負担教職員以外の職員と市立高校に配置される教職員(以下、併せて「市費負担教職員」という。)に係る給料等については、船橋市が負担することとなる。

(ウ) 任命権

地教行法第 37 条の規定により、県費負担教職員の任命権は都道府県に属することとされているため、船橋市立の小中学校、養護学校の県費負担教職員に係る昇任、昇格、異動については、千葉県が行っている。船橋市においては、同法第 38 条により、都道府県教育委員会が任免を行う場合には、市町村教育委員会の内申が必要とされていることから、県費負担教職員に係る内申を行っているのみである。

なお、前記のとおり、市立高校の教職員については、市費負担教職員とされていることから、その任命権は、船橋市教育委員会にある。

(イ) 身分

教職員の身分取扱に関しては、地教行法第 35 条の規定により、特別の定めがある場合を

除き、地方公務員法の定めるところによることとされていることから、市費負担教職員のみならず、船橋市立の小中学校、養護学校の県費負担教職員に関しても、その身分は船橋市の職員となる。

また、県費負担教職員に関して、同法第 43 条により服務の監督、第 46 条により勤務成績の評定は船橋市教育委員会において行われることとされている。

(オ) 義務教育費国庫負担制度

義務教育費国庫負担制度とは、義務教育無償の原則に則り、国民の全てに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として設けられているものである。

具体的には、市立の小中学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る県費負担教職員の給料その他の給与(退職手当等を除く)及び報酬に要する経費の 3 分の 1 を国が負担することとなっている。

以上の権限関係と船橋市における人員数をまとめると、次のとおりである。

県費負担教職員と市費負担教職員

(平成 18 年 5 月 1 日現在)

区分		県費負担教職員		市費負担教職員	
対 象	小中学校	校長、教頭、教諭、講師、 養護教諭、事務職員、栄養 職員	2,266 人	学校事務、図書事務、栄養士、 用務員、給食調理員、理科実 験事務員、事務補助員	250 人
	養護学校	校長、教頭、教諭、養護教 諭、事務職員、栄養職員	77 人	実習助手、用務員、介助員、 給食調理員	7 人
	市立高校	-	-	校長、教頭、教諭、実習助手、 養護教諭、一般事務、用務員、 運転手	86 人
	その他	-	-	事務局及び教育機関の事務職 員及び技術職員	394 人
給与等の負担		千葉県		船橋市	
任命権		千葉県教育委員会		船橋市教育委員会	
身分		船橋市		船橋市	

市費負担教職員の配置の状況

船橋市における市費負担教職員の配置の状況は、次のとおりである。

市費負担教職員の配置の状況

(平成 18 年 5 月 1 日現在)

区分			区分		
教職員数			教職員数		
小学校	学校事務	33 人	高等学校	校長	1 人
	図書事務	9 人		教頭	2 人
	栄養士	22 人		教諭	71 人
	用務員	29 人		実習助手	2 人
	給食調理員	99 人		養護教諭	2 人
	事務補助員	1 人		一般事務	5 人
	小計	193 人		用務員	2 人
中学校	学校事務	15 人		運転手	1 人
	栄養士	18 人		小計	86 人
	用務員	16 人	事務局	教育次長	1 人
	理科実験事務員	8 人		管理部	52 人
	小計	57 人		学校教育部	68 人
養護学校	実習助手	1 人		生涯学習部	71 人
	用務員	1 人		小計	192 人
	介助員	2 人	教育機関	202 人	
	給食調理員	3 人		737 人	
	小計	7 人	合計		

(注) 再任用職員は含まない。

また、常勤職員以外の任用形態として、一般職の非常勤職員と臨時的任用職員がある。非常勤職員とは常時勤務する必要がない職務に従事する職員又は勤務時間が短い職務に従事する職員であり、臨時的任用職員とは 6 月を超えない任用期間を定めて任用した職員である。

市費負担教職員に対する給与手当

市費負担教職員に対する給与手当は、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める」とする地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、船橋市の一般職の職員の給与に関する条例等に従って、支給されている。

船橋市教育委員会の平成 18 年度における給与手当の根拠となる給与条例等の規定及び決算額は次のとおりとなっている。

教育委員会の平成 18 年度給与手当決算額

名称	給与条例	平成 18 年度決算額
給料	給与に関する条例第 9 条、第 10 条、 教職給与特別条例第 4 条	3,592,916 千円
扶養手当	給与に関する条例第 19 条、第 20 条	84,813 千円
通勤手当	給与に関する条例第 21 条	89,535 千円
特殊勤務手当	給与に関する条例第 22 条	13,559 千円
時間外勤務手当	給与に関する条例第 23 条	127,135 千円
休日勤務手当	給与に関する条例第 24 条	7,504 千円
管理職手当	給与に関する条例第 27 条	118,405 千円
期末手当	給与に関する条例第 28 条	1,056,889 千円
勤勉手当	給与に関する条例第 28 条の 4	507,120 千円
地域手当	給与に関する条例第 20 条の 2	342,810 千円
住居手当	給与に関する条例第 20 条の 3	70,552 千円
義務教育等教員特別手当	給与に関する条例第 28 条の 6	13,972 千円
合計		6,025,216 千円
(うち事務局費)		1,042,924 千円
(うち小学校費)		555,284 千円
(うち中学校費)		295,958 千円
(うち高等学校費)		703,104 千円
(うち養護学校費)		29,996 千円
(うち社会教育総務費)		1,992,967 千円
(うち保健体育総務費)		420,438 千円
(うち学校給食費)		984,540 千円

また、各種手当の概要は次のとおりである。

各種手当の概要

手当の名称	概要
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 支給額 配偶者 月額 13,000 円 子、父母等のうち 2 人 月額 6,000 円 扶養親族でない配偶者である場合、 子、父母等のうち 1 人 月額 6,500 円 配偶者を欠く場合、子、父母等のうち 1 人 月額 11,000 円 その他 月額 5,000 円 特定期間(15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間)にある子については、1 人につき月額 5,000 円を加算する。

通勤手当	通勤のため、交通機関又は有料道路を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする場合及び自動車等により通勤することを常例とする場合に支給される手当 原則として、6ヶ月の定期券の価額を4月、10月に支給する。
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に支給される手当
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に対して支給される手当 支給額 勤務日等における勤務手当額 ＝勤務1時間あたりの給与額×125/100×時間外勤務時間数 週休日等における勤務手当額 ＝勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間外勤務時間数 など
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給される手当 支給額 勤務1時間あたりの給与額×135/100×休日勤務時間数
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員で規則で指定するものについて給料月額額の25/100を超えない範囲で支給される手当
期末手当	期末手当の支給基準日に在職する職員及び同日前1ヶ月以内に退職又は死亡した職員に支給されるもので生活補給金的な性格を有する手当 支給率 6月に支給する場合 140/100 12月に支給する場合 160/100
勤勉手当	勤勉手当の支給基準日に在職する職員及び同日前1ヶ月以内に退職又は死亡した職員に支給されるもので勤務成績に応じて支給される能率給的性格を有する手当 勤務成績率 50/100～110/100以下の範囲内で任命権者が定める
地域手当	民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給される手当 支給額 (給料の月額＋扶養手当＋管理職手当＋教職調整額)×9/100
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受けている職員又は自ら居住するために住宅を所有している職員(扶養親族が所有している場合も含む。)に対して支給される手当

義務教育等教員特別手当	「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」の趣旨に沿う手当として、校長以下全職員に支給される。
-------------	--

給与支給事務の概要

(7) 常勤職員

市費負担教職員に係る給与支給事務は、教育委員会総務課で実施している。ただし、市立高校の教職員に対する給与支給事務は、市立高校において実施されている。また、退職手当の支給については、市長事務部局の総務部職員課で実施している。

職員は、登退庁の際、タイムレコーダーにより出勤票に自ら記録し、タイムレコーダーの備付けのない場合には、出勤簿に自ら押印しなければならないとされており、職員の勤怠が管理されている。また、時間外勤務を行う際には時間外勤務命令及び実績簿により、原則として、所属長の事前の命令及び事後の確認を受ける必要がある。総務課では、各所属から提出された時間外勤務命令及び実績簿等に基づき、勤務の区分に応じた支給割合等を確認している。

また、扶養手当、住居手当及び通勤手当に関しては、それぞれ該当する事実が生じた場合に、事実発生日から 15 日以内に、総務課に扶養親族届、通勤届、住居届が提出される。総務課において、事実を確認して手当の認定を行い支給額を決定している。

旅費の支給にあたっては、旅行命令簿が作成され、通勤手当の認定の経路との調整を考慮し、交通機関に係る通勤手当が支給されている場合は、原則として、通勤手当の認定経路と重複する区間の旅費は支給しないこととされている。

(4) 非常勤職員及び臨時的任用職員

非常勤職員及び臨時的任用職員については、教育委員会において事前に登録者を募集して、実際に任用が必要となった場合に登録者の中から選考により任用を決定することとしている。登録の希望者は、登録申込書に履歴書を添付し教育委員会総務課に提出している。この登録の有効期限は、登録した日から 1 年間である。

任用が決定すると、教育委員会から非常勤職員又は臨時的任用職員に対し、発令通知書が交付され、教育委員会は、非常勤職員又は臨時的任用職員から承諾書の提出を受ける。

報酬等については、各所属から所属長の確認印が押印された臨時・非常勤職員出勤簿が提出され、臨時・非常勤職員専用の給与計算システムに入力するなどして支給額を計算している。

また、時間外手当、通勤手当及び旅費については、それぞれ、時間外勤務等命令及び実績簿、通勤届、旅行命令簿に基づき支給額を計算している。

監査手続

各種手当の支給要件等の検討

各種手当に関して、支給要件、算定方法等を検討するとともに、他団体との比較を行うこ

とによってその妥当性を検討した。なお、その内容は教育委員会に限定されるものではなく、むしろ、船橋市全体として検討していくことが必要な事項であるとする。

常勤職員に係る給与支給の手続

平成 18 年 9 月分(10 月支給)の給料等支給内訳書兼領収書(給与計算システムからの出力帳票)から、任意に 30 人を抽出し、常勤職員に係る給与支給の手続が適切に行われていることを確かめるため、給料表、履歴書、出勤簿、出勤票、時間外勤務等命令及び実績簿、通勤届、住居届、扶養親族届等を確認した。また、これらの者に係る 12 月支給分の期末、勤勉手当の算定が適切に行われているかを確認した。

非常勤職員及び臨時的任用職員に係る給与支給の手続

平成 18 年 9 月分(10 月支給)の賃金・報酬等支給領収書(給与計算システムからの出力帳票)から、任意に 10 人のサンプルを抽出し、非常勤職員及び臨時的任用職員に係る給与支給の手続が適切に行われていることを確かめるため、臨時・非常勤職員出勤簿、通勤届、旅行命令簿、時間外勤務等命令及び実績簿等を確認した。

監査結果及び意見

扶養親族届、住居届及び通勤届の保管及び事後の確認について

現状・問題点

常勤職員に係る給与支給の検討対象とした 30 人のうち、扶養手当、住居手当及び通勤手当(以下「扶養手当等」という。)の支給対象となっている者について、扶養親族届、住居届及び通勤届(以下「扶養親族届等」という。)が教育委員会に保管されているか否か確認したところ、次のとおりの状況となっていた。

扶養親族届等の保管状況

項目	扶養親族届	住居届	通勤届
支給対象者数	20 人	23 人	28 人
うち保管されているもの	6 人	8 人	17 人
うち保管されていないもの	14 人	15 人	11 人

このように、教育委員会において、扶養親族届等が保管されていないのは、文書管理規則に基づき予算の執行に関するものとして、扶養親族届等の保存期間を 5 年としていること、届出時の所属が市長部局であった場合、扶養親族届等は総務部職員課において保管されているとのことである。しかし、現に支給されている扶養手当等の一部について、扶養親族届等が保管されていないために、支給の要件が具備されているかの確認ができない状況となっている。

また、規則上、現に扶養手当等の支給を受けている職員について、その者が支給の要件を

具備するかどうか、及び扶養手当等の額が適正であるかどうかを随時確認するものとされている。しかし、現状では、職員からの届出を待って支給の変動を伴う事実の発生を把握している状況であり、教育委員会の側から積極的に事後の確認を行う体制にはなっていない。

意見

扶養親族届等は、現に支給されている扶養手当等の支給の要件が具備されていることを示す根拠書類であり、保存期間に拘らず支給が継続する限り保管するべきであると考え。その上で扶養手当について、職員から提出される「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の記載内容と照合したり、通勤手当について定期的に通勤経路を確認したりするなどして、事後の確認を実施する必要があると考える。

なお、全ての扶養親族届を保管することが現実的でないのであれば、例えば、扶養手当の支給対象となっている職員の一覧表を作成し、扶養手当の認定のつど、扶養家族及び支給金額等を記載しておくことにより、扶養手当の支給状況を把握することなども考えられる。

通勤手当の支給誤りについて

現状・問題点

常勤職員に係る給与手当支給の検討を行った結果、本来 6 ヶ月定期乗車券相当額を年 2 回(4 月及び 10 月)に支給すべきところ、1 ヶ月定期券相当額を毎月支給していたものが見受けられた。当該職員は、通勤手当認定時(平成 16 年 4 月)に新規採用された職員であり、総務部職員課において通勤手当の認定が行われていた。しかし、本来、新規採用される職員については 4 月分のみ 1 ヶ月定期券相当額を支給し、5 月分以降は 6 ヶ月定期券相当額の支給に変更すべきところ、これを失念していたものである。(平成 19 年度以降は新規採用職員についても、当初から 6 ヶ月定期券相当額を支給することに変更されている。)

意見

通勤手当の認定にあたっては、支給の要件を周知徹底するとともに複数の担当者によるチェックを行い、誤りのないようにする必要がある。なお、過払いとなっていた通勤手当については、職員から返還を受けるとのことであった。

住居手当について

現状・問題点

当市の住居手当の支給額について、国及び千葉県と比較すると次のとおりである。

住居手当支給額の比較

区分	自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受けている職員		自ら居住するため住宅を所有している職員
船橋市	月額が 19,000 円以下 家賃 - 8,000 円(差額が 3,000 円以下の場合、手 当額は 3,000 円)	月額が 19,000 円超 (家賃 - 19,000 円) × 1/2 + 11,000 円 支給限度額 27,000 円	10,000 円
国	月額 23,000 円以下 家賃 - 12,000 円	月額が 23,000 円超 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 支給限度額 27,000 円	2,500 円 (新築又は購入の日から 起算して5年を経過して いないものに居住して いる職員)
千葉県	国と同様	国と同様	4,300 円

このように、自ら居住するため住宅を借り受けている職員に関しては、若干の差は見られるが上限はいずれも 27,000 円と共通している。しかし、自ら居住するため住宅を所有している職員に関しては、国では住宅購入後 5 年以降は支給対象外としているほか、千葉県であっても、船橋市の半分以上の水準となっている。

意見

自ら居住するため住宅を所有している職員に対する住居手当は、国及び千葉県と比較すると、支給額が高い。民間では、住宅の所有形態によって、給与に差異を設ける合理的な理由はないとの考え方に基づき、住居手当の廃止をする会社も見受けられる。支給額の水準や支給対象について検討する必要もあると考える。

地域手当について

現状・問題点

地域手当は、平成 18 年度に行われた国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく手当として、従来の調整手当に替わって導入された手当である。当市においては、県や政令指定都市と異なり、人事委員会を持たないために独自に給与の官民比較を行うことはできず、国家公務員の俸給表に準拠して給料表を作成している。国家公務員の俸給表は、人事院勧告に基づき、民間の地域賃金が低い地域の水準を考慮して作成されていることから、当市における民間の賃金水準に合わせるため、給料表に基づく給料に地域手当を上乗せして支給している。平成 18 年度は、当市に勤務する国家公務員に支給されている地域手当は 4%となっているのに対し、当市職員に対する支給率は 9%となっている。この結果、当市の地域手当補正後ラスパイレス指数(地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数)は 107.3(千葉県ホームページより)となっており、国家公務員よりも給与水準が高くな

っている。

(注) ラスパイレス指数 統計処理上の加重平均の一方法で、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示すもの

なお、国、船橋市とも、現在、給与構造改革の経過措置(激変緩和措置)の期間内としており、制度が完成する平成 22 年 3 月には、船橋市の職員と船橋市に勤務する国家公務員に対する支給率はいずれも 12%とすることとなっている。

意見

他の市町村においても、地域手当が支給されている実態はあるものの、地域手当は、元来、国や都道府県のように地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮し一定の地域に在勤する職員に支給されるもので、これは民間賃金の地域格差を給与に反映させる目的で支給されるものであると考えられる。したがって、賃金水準の地域間格差のない船橋市においては、給料とは別に地域手当を支給することの是非を検討し、民間の賃金水準を織り込んだ給料表を適用することもより簡明で分かりやすい給与制度とするための一つの方法であると考ええる。

特殊勤務手当について

現状・問題点

特殊勤務手当について、国家公務員については、一般職の職員の給与に関する法律第 13 条で、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給されるものと規定している。なお、国家公務員の特殊勤務手当は人事院規則で 29 種類が定められている。地方公務員に係る特殊勤務手当も同様に危険作業などの特殊な勤務に対する手当であるとされているが、具体的な特殊勤務手当の種類や内容は各地方公共団体の条例により規定されている。

当市教育委員会において支給されている特殊勤務手当の概要は次のとおりである。

教育委員会教職員に支給されている特殊勤務手当

支給対象者			支給額	平成 18 年度 決算額
対象	所属	職名		
保健保育手当				
保健衛生の業務に常時従事 する職員	保健体育課	看護師	2,700 円/月	32 千円
	保健体育課 小学校 中学校	栄養士	1,700 円/月	758 千円

特殊業務手当				
常態として、日曜日の勤務の割振りがなされており、かつ、勤務した職員	総合教育センター(プラネタリウム館)・公民館・図書館等社会教育施設・体育施設管理事務所・少年自然の家		1,500 円/回	8,143 千円
常態として、土曜日の勤務の割振りがなされており、かつ、勤務した職員			1,000 円/回	
街頭補導手当				
街頭で直接青少年の補導に従事する職員	青少年センター		270 円/日	20 千円
給食調理業務手当				
給食の調理業務に常時従事する職員	小学校 養護学校	給食調理員	100 円/日	2,207 千円
介助業務手当				
児童又は生徒の介助に従事する職員	養護学校	介助員	200 円/日	81 千円
教育職員特殊業務手当				
修学旅行、林間、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	市立高校		1,700 円/日	229 千円
学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの	市立高校		1,200 円/日 市長が定める場合に あっては 1,300/日	1,770 千円
教育業務連絡指導手当				
教育職員のうち、学校教育法施行規則の規定により置かれる者がその担当の業務に従事したとき	市立学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 学科主任	200 円/日	317 千円
合計	13,559 千円			

地方公共団体の特殊勤務手当については、特殊勤務手当制度本来の趣旨に合致しない特殊勤務手当について、地方公共団体に重点的な見直しを促すため、総務省が、平成 15 年度における都道府県及び政令指定都市の特殊勤務手当の支給状況を調査した結果を公表している。

総務省は、次の 3 つの視点から特殊勤務手当の実態を調査している。

(ア) 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当

(イ) 他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当の状況

(ウ) 月額支給等となっている特殊勤務手当の状況

これらの視点に従って、教育委員会における特殊勤務手当を検討すると、金額的に多額となっている特殊業務手当については、休日勤務手当により既に支給されているにもかかわらず更に特殊勤務手当で上積みされていることから、(イ)に該当すると考えられる。また、給食調理業務手当については、(ア)に該当し、職務に特殊勤務手当を支給すべき特殊性が認められないと考えられる。一方、特殊勤務手当は、本来対象となる業務に従事した場合ごとに支給されるべきものであり、その職にあることにより支給されるものではないことから、個々の職務の特殊性に応じて、原則として日額又は件数あたりの額で支給することが適当であるとの考え方にに基づき、総務省は、(ウ)の視点により実態調査を行っている。船橋市においては、保健保育手当が月額支給となっている。

意見

総務省の実態調査を受けて、類似する特殊勤務手当を廃止している都道府県や政令指定都市もあり、当市においても、その支給の合理性等を検討し、特殊勤務手当の制度の趣旨に合致しないと認められる場合には、適切な見直しを行う必要があると考える。

時間外勤務手当等の算定に係る勤務 1 時間あたりの給与額について

現状・問題点

時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当」という。)の支給額の算定にあたって用いられる勤務 1 時間あたりの給与額は、一般職の職員の給与に関する条例第 25 条の 3 の規定に基づき、次の算式により、算定されることとなっている。

$(\text{給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額} \times 12 \text{ 月}) \div (1 \text{ 週間の勤務時間} \times 52 \text{ 週})$
--

そして、住居手当、初任給調整手当又は特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の支給を受ける職員については、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にこれらの手当の月額の合計額を加算することとされている。国、千葉県及び近隣市(習志野市、市川市、松戸市)の状況を見てみると、いずれも勤務 1 時間あたり給与額の算定にあたって、住居手当については加算を行っていない。

意見

時間外勤務手当等は、時間外等の勤務に対する手当であり、職員の住居の状況如何により、変動するものではないと考える。したがって、勤務 1 時間あたり手当額の算定にあたって、住居手当の加算を行うことに妥当かどうか、検討を要すると考える。

時間外勤務等命令及び実績簿と出勤簿(出勤票)との関係

現状・問題点

時間外勤務等命令及び実績簿と出勤簿(出勤票)は、別々に作成されているため、勤務時間について、両者に不一致が発生する可能性があると考えられる。時間外勤務等命令及び実績簿の実績時間と出勤簿(出勤票)の登庁、退庁時間を比較したところ、出勤簿(出勤票)への記載のない休日出勤に関して、時間外勤務等命令及び実績簿に実績時間が記載されているものがあつた。直行直帰による勤務のためとのことであるが、出勤簿(タイムカード)にも、その旨の記載を行っておく必要がある。

意見

業務外で庁舎に残っている時間もあると思われるので、時間外勤務等命令及び実績簿に記載する実績時間と、出勤簿(出勤票)における退勤時間とは必ずしも厳密に一致させる必要はないと考えられるが、少なくとも、両者の整合性の確認を行う必要はあると考える。また、時間外勤務等命令及び実績簿と出勤簿(出勤票)は、職員の勤務時間を把握するという意味では同一目的の帳票であり、一本化することにより業務の効率化を図る余地があるのではないかと考える。さらに、現状は手書きで行われている時間外勤務等命令簿及び実績簿の集計については、効率化と計算誤りを防ぐために自動処理化が望ましい。

日割額支給により通勤手当を受けている職員に係る旅費の調整について

現状・問題点

船橋市では、平成 15 年に職員の旅費に関する条例が改正され、交通機関に係る通勤手当(定期乗車券相当額)が支給されている場合には、通勤手当の認定経路と重複する区間の旅費は支給しないこととし、旅行の合理化・効率化を図ることとしている。しかし、現状では、このような旅費の調整の取扱いが行われるのは、6 ヶ月定期乗車券相当額の支給が行われている職員に限られており、日割額支給により通勤手当を受けている非常勤職員及び臨時的任用職員(勤務が常態として週 5 日以上割り振られていない者等)に関しては、調整が行われていない状況となっている。具体的には、直行直帰により出張している非常勤職員に係る通勤届及び旅行命令簿を確認したところ、同一区間に係る通勤手当と旅費が重複して支給されているものが見受けられた。

意見

旅費の調整を行う趣旨は、通勤手当と旅費の重複をなくし、経済的な支給を行うことであり、通勤手当が定期乗車券相当額支給となっているか、日割額支給となっているかによって、変わるところはないと考える。日割額支給となっている職員の旅費についても、通勤手当との調整を行うことにより、実態に即した通勤手当及び旅費の支給を行う必要があると考える。

勤勉手当算定における勤務成績率について

現状・問題点

勤勉手当の勤務成績率に関しては、50/100～110/100 以下の範囲内で任命権者が定めることとされており、勤務評定の結果に基づき、勤務成績率を定めている。また、支給月数については、人事院勧告に準拠して 0.725 ヶ月としている。

しかし、今回、給与支給の検証の対象とした 30 人については、支給率が全員同率(100%)となっている状況が見受けられた。そもそも、勤勉手当は勤務成績に応じて支給される能力給的な性格を有する手当である。船橋市でも、この趣旨に従って勤務成績率を定めることとなっているが、一律的な運用となっている状況である。

意見

勤勉手当の支給の趣旨に立ち帰り、勤勉手当を実質的に職員の勤務成績に応じたものとするため、勤務評定の結果をより深く斟酌するよう検討する必要がある。

4. 備品・図書関係

備品・図書管理の概要

船橋市財務規則における規定

船橋市財務規則における備品管理に関連する規定は概ね以下の通りとなっている。

(7) 物品の分類及び価格

船橋市財務規則第 187 条は、物品の分類について以下のように定義している。

() 備品

その性質又は形状を変えことなく比較的長期にわたり継続使用できる物、飼育する動物(消耗品として区分する動物を除く。)及び形状は消耗品に属するものであっても標本又は陳列品として長期間保管すべき物

() 消耗品

1 回又は短期間の使用によって消費する物、使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供しえなくなる物、飼育する小動物、報償費又はこれに類する経費によって購入した物品で譲与又は配布を目的とする物及び試験、研究又は実験材料として使用する物

() 原材料品

工事、工作、加工等のために消費する原料又は素材

また、船橋市財務規則第 202 条は備品台帳その他の帳簿に登載する物品の価格について、以下の通りとすることとしている。

() 購入した物品は、購入価格

() 寄附、贈与によって受け入れた物品は、見積価格

() 拾得品等で市の所有となった物品は、見積価格

そして、備品については、船橋市財務規則の別表第 9「物品分類基準表」において、通常の状態では 3 年以上の使用に耐えるもので、かつ、取得単価が 10,000 円(平成 6 年 3 月 31 日までは、取得単価が 5,000 円)以上のものとされ、また、小中学校に係る備品の分類については、別に定めるところによるものとされている。

(4) 物品に係る帳簿等

船橋市財務規則第 208 条において、物品に係る帳簿については、備品台帳又は備品管理カード、消耗品出納簿、原材料出納簿、図書整理簿、郵便切手・はがき受払簿、物品貸出簿を備え、物品受払いのつど、記帳その他の整理をしなければならないこととされている。また、船橋市財務規則第 209 条において、備品の現品に備品整理票を付さなければならないこととされているが、これにより難しいときは、他の方法により表示することができることとされている。

そして、船橋市財務規則第 210 条において、毎年使用中の物品の保管状況を調査しなければならないこととされている。

小学校及び中学校における備品管理のフロー

(7) 備品

() 備品管理カード及び備品ステッカー

前記の通り、船橋市財務規則において、小中学校に係る備品の分類については、別に定めるところによるものとされていることを受け、船橋市教育委員会では、船橋市学校備品分類表(平成 16 年度改訂版)を作成している。そして、学校備品分類表の区分に従って、備品管理カード及び備品ステッカー(備品整理票)が作成される。

備品を購入した場合には、学校において、納品書に基づいて備品管理カード及び備品ステッカーを作成することとなっている。また、備品の現物支給(各課より配当等)の場合には、各課の指示に従い、備品管理カード及び備品ステッカーを作成することとなっている。

備品管理カードは、一品一葉で作成され、3 枚複写となっており、それぞれ、「教育委員会用」、「備品管理責任者用」、「正票」となっている。備品管理カードに記載される項目は次の通りである。

項目	内容
備品分類	船橋市学校備品分類表(平成 16 年度改訂版)に基づいて記入する。
備品番号	購入年度、分類番号別に一連番号を付す。
品名	船橋市学校備品分類表の標準品目名を記入する。
規格品質	規格、品質、色等を記入する。
付属品	テレビ台、ピアノ椅子等付属品を含めて購入した場合に記入する。
取得先	購入業者名、代表者名、電話番号を記入する。
取得年月日	備品納入年月日(検収年月日)を記入する。
数量・単価・金額	数量(一品一葉なので 1)、単価・金額(税込み価格)を記入する。
経費区分	購入した支出予算費目(配当の場合は予算支出課)の該当項目に○をつける。 教材(教材備品購入費)、理科(理科備品購入費)、特活(特別活動用備品購入費)、特学(特殊学級用備品購入費)、一般(一般備品購入費)、教委(財務課・指導課・保健体育課・社会教育課・生涯スポーツ課からの配当の場合)、寄贈
寄贈者	寄付の受入れをした場合、寄贈者氏名を記入する。
管理場所	通常設置している場所を記入。
記帳確認欄	物品分任出納員欄は校長印、取扱者欄は事務担当職員印を押印する。

備品管理カードのうち、「備品管理責任者用」、「正票」については学校において保管される。「備品管理責任者用」については、各教科担当者が保管し、「正票」につい

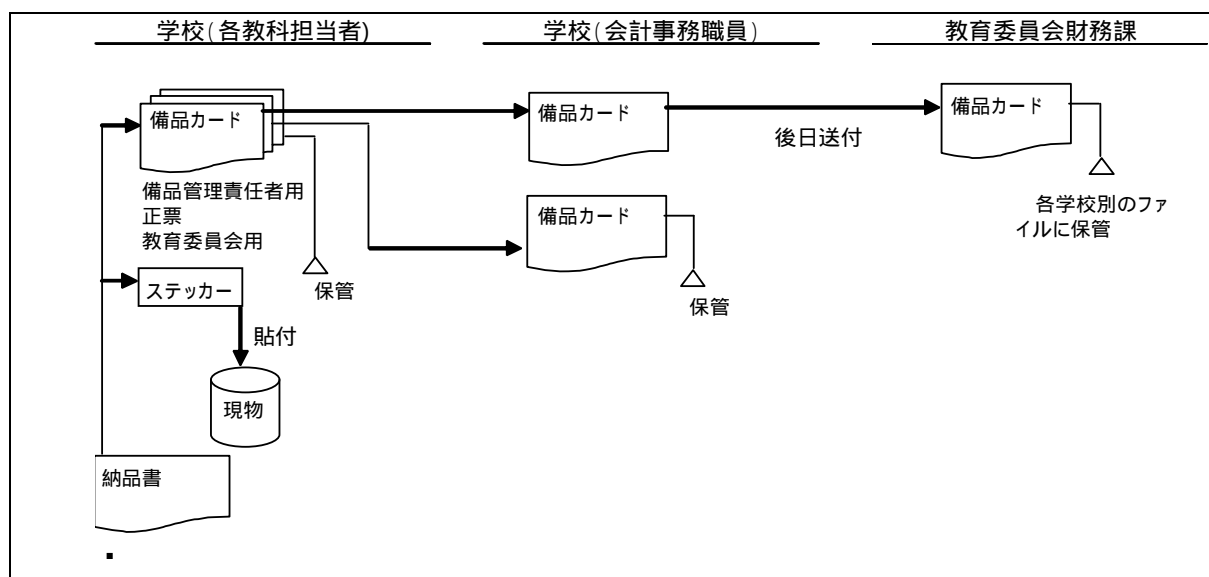
ては事務担当職員が保管することとなっている。一方、「教育委員会用」については、教育委員会財務課へ送付することとなっている。そして、財務課での確認後、各学校の事務担当職員が、財務課に出向いて各学校別のファイルに綴ることとなっている。財務課は学校に対して、「備品管理責任者用」、「正票」及び「教育委員会用」の備品管理カードを常に一致させておかねばならない旨の指示を行っている。

また、物品そのものへの表示を行うために、以下の項目を記載した備品ステッカーが作成されている。

- a 学校名
- b 取得年月日：備品管理カードに記載された取得年月日を記入する。
- c 分類：備品管理カードに記載された分類番号を記入する。
- d 番号：備品管理カードに記載された備品番号を記入する。

なお、備品ステッカー貼付が無理な物品には油性のマジック等で直接記入することとされている。

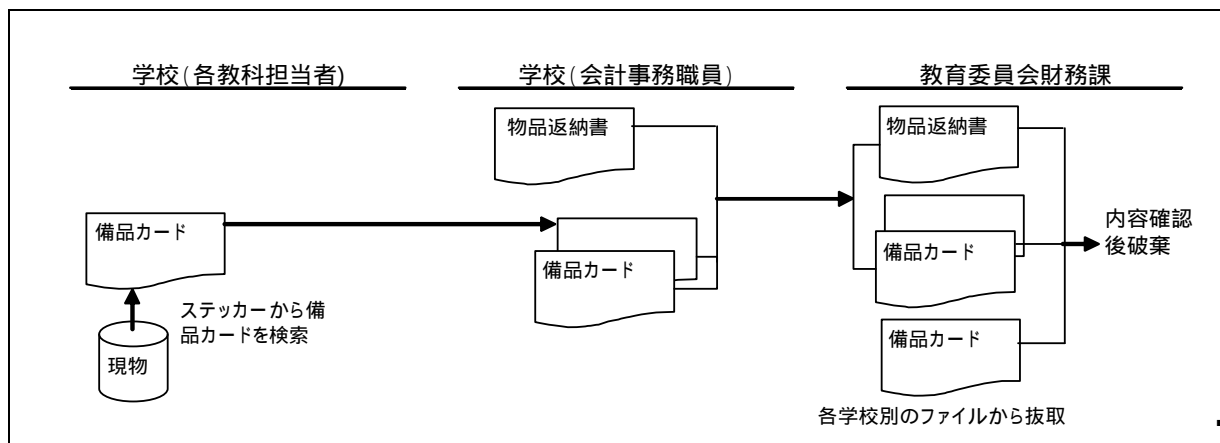
以上の業務フローを図示すると次のとおりである。



() 備品の処分

備品を処分する場合には、各学校において物品返納書を作成し、財務課に提出する。物品返納書は、各学校において保管されている備品管理カードの「備品管理責任者用」と「正票」と財務課において保管されている備品管理カードの「教育委員会用」を添付して財務課に提出することとなっている。

以上の業務フローを図示すると次のとおりである。



() 備品の保管換え

備品の保管換えを行う場合には、各学校において保管転換報告書を作成する。保管転換報告書は、3部作成し、それぞれ払出学校、受入学校、財務課において保管する。また、備品の処分の場合と同様、保管転換報告書の財務課への提出にあたっては、備品管理カードの「備品管理責任者用」、「正票」及び「教育委員会用」を添付する。備品を受け入れた学校においては、新たに備品管理カード及び備品ステッカーを作成し当該備品の管理を行う。

() 備品の現物確認

備品の現物確認については、長期休業日を利用して、各教科担当者が備品管理カードの「備品管理責任者用」と現物との照会を概ね年1回～3回程度実施している。しかし、これは、各学校独自の判断によるものであって、その実施状況や結果については教育委員会では把握していない。

(イ) 図書

() 図書の区分

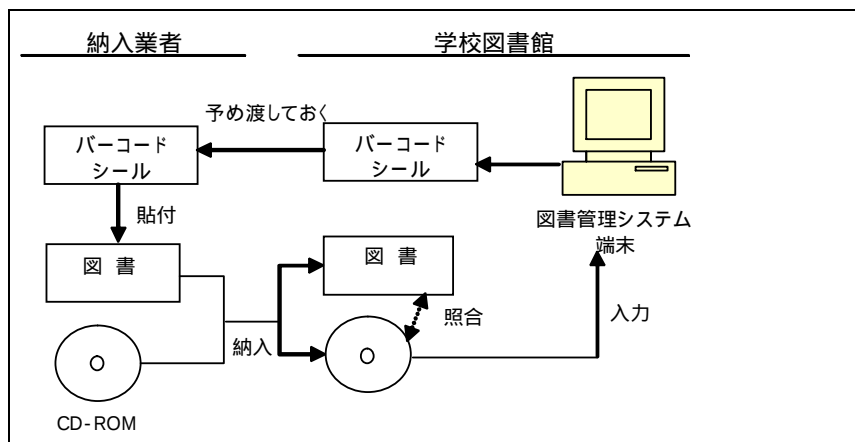
学校に保管されている図書は、児童・生徒用、教師用に区分され、教師用については3年以上の使用に耐える物で、かつ、取得単価が1万円以上の物である備品とそれ以外の物である消耗品に区分される。

() 児童・生徒用図書の管理

児童・生徒用図書の管理については、従来は紙ベースの図書整理簿を作成して管理していたが、学校間での図書の融通等も可能にするため図書管理システムを導入し、平成15年度までに学校図書館蔵書のデータベース化がほぼ終了し、貸し出し事務の効率化や蔵書の照会等に活用されているとのことである。

図書管理システムの導入時には、図書全てに管理番号のバーコードを記載したラベルを貼付し、図書室に設置してあるパソコンのデータベースへの入力を行った。一方、図書管理システム導入後に購入する図書は、事前にバーコードのラベルを納入業者に預けており、納入業者から学校へはラベルを貼付した状態で納入される。そして、図書の納入と同時に図書の内容を入力したCD-ROMが納入され、このデータを図書

室のパソコンのデータベースへ取り込んでいる(下図参照)。



児童・生徒への貸出時には、各個人別にバーコードを記載した貸出カードを使用している。(養護学校については教室単位で貸出カードが作成されている。)児童・生徒用図書は、概ね図書室に保管されているが、学校によっては、読書室、パソコン教室、理科室等に保管している所もある。

学校図書の廃棄にあたっては、そのつど、廃棄した冊数を記載した「学校図書の廃棄報告書」を作成し、教育委員会財務課長宛てに提出する。

図書の現物確認については、各学校とも図書管理システムの導入に伴い、システム上のデータベースと現物との照合を、保護者の協力を得るなどして、長期休暇期間中に実施している。

図書整理簿は、図書管理システム導入後に取得した図書については、図書管理システムから出力されるものを使用しているが、システム導入前の図書整理簿については、現在でも従来の手書きの図書整理簿を正としている。そして、図書の総数の管理については、これらの図書整理簿を基に、年2回財務課長あてに提出の児童・生徒用図書受払書(前年度末数量から購入及び廃棄数量を加減算し、9月末残高及び年度末残高を算出する様式の表)を作成することにより実施している。平成18年3月末現在の蔵書冊数は次のとおりである。

学校図書館の蔵書冊数

区分	小学校	中学校
蔵書冊数	606,803 冊	374,757 冊
1人あたり蔵書冊数	20.1 冊	30.8 冊

() 教師用図書の管理

教師用図書についても、図書整理簿により管理されているが、児童・生徒用図書と異なり、図書受払書の作成や図書管理システムによる管理は行われていない。教師用

図書は、概ね職員室に保管されているが、教師への貸出時の管理は特に行っておらず、教師が、業務のために自宅へ持ち帰っている場合もある。また、現物確認については、特に実施していない。

市立高校及び養護学校における備品管理のフロー

市立高校及び養護学校においては、小中学校とは異なり、備品の区分は船橋市財務規則別表 9 に従って行っている。また、市立高校及び養護学校は、自らの執行予算を有しており、備品の取得、処分等の事務処理を財務課へ報告することなく行いうるため、備品管理カードではなく、複写式となっていない備品台帳を作成している。備品台帳は、一品一葉の様式ではなく、大分類、中分類、品目、購入及び返納年月日、番号、購入先、単価、購入価格、数量、保管場所等を記載する様式となっている。現物への備品ステッカーの貼付は、小中学校と同様に行われている。

備品の処分の際には、備品台帳に朱書きによりマイナスの記載を行うこととなっている。

監査手続

小学校 3 校、中学校 2 校、市立高校及び養護学校に往査し、備品については、各学校に保管されている備品管理カード(「備品管理責任者用」)又は備品台帳から無作為にサンプル抽出し、備品管理カードの記載内容と現物との整合性を確認すると同時に、現物が網羅的に備品管理カード又は備品台帳に登載されているかの確認を実施した。

また、図書については、図書整理簿と現物の照合を行うとともに、児童・生徒用図書については、図書管理システム上のデータとの整合性を確認した。また、児童・生徒用図書受払書の総冊数と図書管理システムにおいて管理している図書の総数の照合を行った。

監査結果及び意見

備品の管理状況について

現状・問題点

備品の現物確認等を行った結果、以下のように、備品の管理状況が十分とはいえないものが見受けられた。

(ア) 備品管理カードに記載されているものの、現物が確認できなかったもの

(例) 若松中学校 手びねり道具粘土ろくろ(取得価額 66,491 円)2 個
茶道具一式(取得価額 114,690 円)

(イ) 備品ステッカーが貼付されていない、もしくは貼付されていても、経年により取得年月日、分類及び番号の記載が消えているもの

給食用備品については、水濡れすることや衛生上の理由から、また、体育用備品については、屋外で利用されることが多いため、備品ステッカーが貼付されていないものが多い。また、暗幕やデジタルカメラについては、その形状から備品ステッカーが貼付しにくい状況にあるため、現物に備品ステッカーが貼付されていないものがあった。

(ウ) 誤った備品ステッカーが貼付されているもの

(例) 葛飾小学校の音楽室に保管されているグランドピアノに誤ってウインドチャイムの備品ステッカーが貼付されていた。

なお、平成 16 年度に学校備品分類表の改訂が行われていることから、これ以前に取得した備品について、備品管理カードにおける備品分類の記載は修正されているものの、備品ステッカーにおける備品分類の記載が取得時のままとなっているものが多数見受けられた。

(I) 備品管理カード及び備品ステッカーがなく、簿外となっていると思われるもの

(例)1 市場小学校のパソコン教室に所在するテレビ、スピーカー、アンプ、レーザーディスクプレーヤー、カセットデッキ

(例)2 若松中学校の職員室内のノートパソコン保管用のロッカーに所在するデジタルカメラ、ビデオカメラ、ソフトウェア

(例)3 葛飾中学校の角のみ盤

なお、船橋市では、パソコン教育に関連する機器については、デジタルカメラ等を含めて、総合教育センターがリースによる調達を行っていて、これらのリース物品については、現品への備品ステッカー等の貼付は行われていない。このため、現物を見る限りでは、その調達手段を判然と認識することが困難な状況となっている。

(例)4 市場小学校の理科室に保管されている上皿てんびんは、現物は 29 個(うち、備品ステッカー貼付は 17 個)であったが、備品管理カードでは 19 個となっていた。

(オ) 備品ステッカーの貼付された現物は存在するものの、備品管理カードが保管されていなかったもの

(例) 葛飾中学校の美術室に保管されている特殊刃物研磨機

(カ) 備品管理カードの管理状況の欄に管理場所の記載が行われていないもの

備品管理カード(「備品管理責任者用」)の記載は、各教科担当者の裁量に委ねられているため、管理場所の記載が行われていないものが多く、備品管理カードと現物との照合にあたって、現物の調査が困難なものがあつた。

また、葛飾小学校では、机、椅子の残数が記載されている「出納管理補助簿」における数量は 1,400 個強であったが、教室別の記載等所在を示すものがなく、現物との照合ができない状況にあつた。さらに、葛飾中学校の音楽室では、学校備品、貸与備品、個人所有品が混在しており、特定不可能な状況にあつた。

(キ) 不用品の処分について

使用不可能な備品等が保管されている状況が見受けられた。

(例)1 葛飾中学校技術室に保管されていたアンプ等

(例)2 若松中学校において建物に固着している電源装置は、小型の電源装置を備品として購入したことにより現在使用していないが、不用品等の処理は行われていない。また、廃棄マークが貼付された備品が廃棄されないまま保管されてい

た。

(ク) 市立高校における備品管理について

市立高校の備品台帳を閲覧し、現物との照合を実施したところ、備品台帳への取得や処分の記載が適切に行われていなかったため、現品は存在するが使用不能であり、廃棄処理が行えていないもの、特定のクラブ用備品であったがクラブが廃止され備品が所在不明となっているもの、利用可能であるが利用されていないもの等があった。

また、備品ステッカーの貼付がない備品が多数見受けられた。

(ケ) 養護学校における備品管理について

養護学校の校庭には、鉄棒などの体育器具、鉄製や木製のアスレチック遊具があるが、上記備品台帳への記帳が為されておらず、また、現物に備品ステッカーも貼付されていなかった。

意見

(ア) 備品管理のあり方について

今後の備品管理のあり方について提言するにあたって、まず、そもそもの備品管理のあり方について述べることにする。複式簿記・発生主義を前提とする企業会計的手法によっている民間企業の場合、備品を含む固定資産は、使用したり、時が経過したりするにつれ、次第にその価値が減少していくことから、決算において、当期の減価額を当期の費用として計上する減価償却という手続を実施している。この減価償却の手続を実施するため、減価償却の単位となる個別の資産ごとの残高を固定資産台帳において正確に把握することが必要となる。この場合、法人税法上の取扱いにおいて、取得価額 10 万円未満、耐用年数 1 年未満の少額減価償却資産について、法人が事業年度においてその取得価額を損金経理した場合には、その金額が損金として認められることとされていることから、少額減価償却資産以外の固定資産について台帳管理しているのが一般的である。

一方、現行の官庁会計制度では、単式簿記、現金主義によっており、現金の移動しか記録せず、資産の内容を一覧できる会計制度とはなっていない。このように現金主義の会計制度上においては、決算上、必ずしも固定資産についての台帳を整備する必要はないものの、固定資産を常に良好な状態で管理し、効率的な運用を図るためには固定資産の現況を十分に把握することが不可欠である。このような趣旨に基づき、船橋市では、取得単価が 10,000 円以上等の基準を設け、これに該当するものについて、備品としての管理を行うこととしていると考えられる。

現状では、前記のとおり、適切な管理が行われていないと思われる備品が多数見受けられたが、それが、備品の数が膨大で、作業が物理的に不可能であるということに起因するのであれば、少額なものを備品から除外するなど、備品に区分する基準を見直すことも検討する必要がある。近隣市(習志野市、市川市及び松戸市)では 10,000 円以上のものを備品としており、船橋市と同様であるが、国及び千葉県では、20,000 円以上としていることも参考にできると考える。事務手数料のコストを考慮のうえ、管理すべき備品を再定義す

る必要がある。ただし、備品として区分した以上は、厳格な管理を行うべきことは言うまでもない。

(イ) 備品管理カード(小中学校)

前記のとおり、現在作成されている備品管理カードは、「備品管理責任者用」、「正票」及び「教育委員会用」の3枚複写の様式となっている。確かに備品の処分や保管換えの際には、3枚をセットにして財務課に提出することとされており、事務処理上、それぞれの備品管理カードを、常に一致させておくための配慮はなされている。しかしながら、それぞれの備品管理カードが別々に管理されていることから、常に不一致となる可能性を孕んでいる上に、学校担当者が、そのつど、教育委員会に出向いて整理する必要があるなど、手続的にも煩雑である。この点に関しては、単一のデータベース上で備品を管理し、学校において適時に更新を行うとともに、教育委員会においてその内容を確認できるようなシステムを整備することを検討することもひとつの解決策であると考ええる。また、現物との照合を容易にするために、備品の保管場所の記載は必須であると考ええる。

例えば、平成18年4月から複式簿記、発生主義の会計制度を導入している東京都では、財務会計システムにおいて単式記帳のデータを複式記帳に変換するとともに、資産の増減額のデータを物品管理サブシステムに入力している。そして、物品管理サブシステムでは、5万円以上の物品の所在地、取得年月日、取得価額、100万円以上の重要物品の減価償却費を管理しており、財務会計システムとのデータ連携を行っている。

また、地方公共団体の公会計の整備については、平成18年8月31日付け総務省事務次官通知(「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」)により、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備又は4表の作成に必要な情報の開示に取り組むこととされており、財務書類作成の基礎となりうる固定資産台帳の整備が必要となる。したがって、このような地方公会計を取り巻く新たな状況も視野に入れ、物品管理のあり方やシステムの導入を検討する必要があると考ええる。

(ロ) 教育委員会での管理

教育委員会においては、各学校の備品管理カード(「教育委員会用」)が保管されていることから、形式的には、各学校の備品の状況を把握することが可能となっている。しかし、紙ベースで作成された備品管理カードでは、各学校に配置されている備品の数量、金額等の状況を把握することも困難である。また、各学校で行われている現物確認の結果についての教育委員会への報告も行われていない。これらのことから、教育委員会として備品の管理は十分に行われていないと判断される。備品の有効活用等を図るためには、教育委員会において、各学校の備品の状況を全体的に把握し、児童・生徒数といった学校の規模に応じた適正な配置となっているか検討するなど、実質的な管理を行う必要があると考えられる。

(ハ) 各学校での管理

各学校が管理すべき備品について備品ステッカーを貼付することは、学校の管理責任を明確にするとともに、備品管理カードとの対応関係を明示するために必要不可欠な管理手法であり、船橋市財務規則及び財務課から各学校への指示においても必要性が明記されているところである。したがって、定期的に備品ステッカーの貼付の状況を確認するとともに、貼付が困難な備品については、油性のマジック等で直接記載しておく必要がある。

さらに、備品の現物確認については、船橋市財務規則第 210 条では、毎年保管状況を調査しなければならないこととされているにもかかわらず、教育委員会において、統一的な基準は作成されていないため、各学校の判断により実施されているのが現状である。したがって、教育委員会において、一定の基準を定め、全学校の現物確認の制度を統一化するように検討する必要がある。また、現物確認に併せて、現物の使用可能性をチェックし、使用不可能なものに関しては、適時に処分を行う必要がある。

また、市立高校における備品台帳については、現物の所在を確認した上で、適切に取得及び処分の記載を行うことにより、備品台帳と現物の状況と整合させる必要があるとともに、養護学校においては、備品台帳の作成及び備品ステッカーの貼付が漏れていた備品について、適切に整理、把握し、備品台帳の作成及び備品ステッカーの貼付を行う必要がある。

備品の修理・購入の決定

現状・問題点

葛飾小学校では、ビデオデッキの修理に 10,300 円を支出していた。指定物品となっている購入したビデオデッキは、12,000 円である。また、ラジカセの修理に 10,700 円を支出している。指定物品となっている購入したラジカセは 18,000 円である。

また、教材としては、ビデオテープと DVD があり、ビデオ教材用にビデオデッキを DVD 用に DVD プレーヤーを購入しているが、教材の素材はビデオテープから DVD へ切り替えが行われているものがある。

意見

修理した場合の使用可能年数と新規購入した場合の使用可能年数等を比較勘案して修理か購入かを決定する必要がある。

ビデオデッキと DVD プレーヤーをそれぞれ購入するか、DVD 一体型ビデオプレーヤーを購入するか比較検討して購入する必要がある。

図書について

現状・問題点

(ア) 児童・生徒用図書

() 図書管理システムと現物との整合性

往査した学校において、図書の現物から任意にサンプル抽出し、図書管理システム

に登録されているか確認したところ、特に問題は見受けられなかった。

() 図書整理簿と図書管理システムの関係

学校図書については、平成 15 年までにほぼ図書管理システムのデータベースに登録済みということであったが、現状でも図書管理システムの導入以前に購入した図書に関しては従前の手書きの図書整理簿によっても管理している。すなわち、同一の図書が図書管理システム上の番号と図書整理簿の番号により二重に管理されている状況であった。なお、これらの図書について、図書整理簿の番号を図書管理システムに登録することにより、図書整理簿と図書管理システムの番号の整合性を確保する工夫を行っている学校もあった。一方、図書管理システムの導入以後に購入した図書に関しては、図書管理システムから出力される図書整理簿により管理されている。

() 児童・生徒用図書受払い簿と図書管理システムとの整合性

往査した小中学校において、児童・生徒用図書受払簿における図書の総冊数と図書管理システム上で管理している図書の総冊数とを比較したところ、いずれの学校においても一致していなかった。この差異は、リサイクル本(図書整理簿上は廃棄の取扱いとなっているが、現物は貸出可能な状況にあるため図書管理システムには登録されている本)や寄贈本の一部(保護者等からの寄贈本のうち、財務課を通じた正式な寄付受けの手続を経ていないため、図書整理簿には記載されていないが図書管理システムには登録されている本)があることにより発生するとの説明を受けた。これらの本は、システム上、「簿外」の登録をすることにより、図書管理システム上の総冊数の集計から除くことが出来るようになっているが、現状では、「簿外」の登録が十分に行われておらず、児童・生徒用図書受払簿と図書管理システムの総冊数の整合性を確認することが出来ない状況にあった。

() 図書管理システム上の番号の採番について

図書管理システム導入後に納入される本には、業者において、事前に学校から渡されたシールを貼付して納入される。しかし、業者において順不同に貼付される場合があるため、図書が連番管理されない状況となる場合があった。

(イ) 教師用図書

往査した学校において、図書整理簿から任意にサンプルを抽出し、現物との照合を実施したところ、図書整理簿に記載されているにもかかわらず、現物の所在が確認できず、廃棄処理の漏れと思われるものが見受けられた。また、若松中学校及び葛飾中学校においては、現物に図書整理簿の番号が記載されていないかった。

(ウ) 児童・生徒用図書と教師用図書の区分

養護学校では、内容的に児童・生徒用図書と思われる図書が、教師用図書の棚に保管されていた。また、若松中学校では、内容的に教師用図書と思われる図書が、図書室に児童・生徒用図書として保管されていた。さらに、葛飾中学校では、教師用図書として購入された 88 年度版日本写真年鑑が児童・生徒用図書として図書管理システムに登録されていたり、他の年度の日本写真年鑑は児童・生徒用図書として購入されていたりして、区分が曖

味な状況となっていた。

(I) 学校で購入する教師用図書と総合教育センター教育図書資料室の図書

総合教育センターでは、教育関係職員の資質・力量を高めることを目的として、教育図書資料室を設置し、教員に対する図書の貸出しを行っている。この教育図書資料室に置かれる図書については、コンピュータによる蔵書検索を可能とするため、データベースを整備しているが、このデータベースは、学校の図書管理システムとは別に整備されたものとなっている。

(オ) 市立高校における図書の管理

市立高校における図書については、図書整理簿(1万円以上の図書については、備品台帳)を手書きで作成して管理している。一方、図書の検索、貸出しを行うため、パソコンの図書原簿に登録しているが、全て登録されているわけではない。

意見

(ア) 児童・生徒用図書

前記のとおり、図書管理システムのデータベースには、平成15年までにほぼ全蔵書のデータが入力済みとのことであるが、従前の手書きの図書整理簿も未だに使用されている状況である。現状では、図書管理システムと児童・生徒用図書受払簿の冊数の整合性が確認できないため、図書整理簿による管理も引き続き継続する必要があると思われるが、システムと手作業の両方で事務処理を行うこととなり煩雑である。システムの導入から約5年経過しているところであり、図書管理システムのデータベースに登録されている図書現物との整合性を確認した上で、手作業による管理を廃止し、システムに一本化して管理することが望ましいと考える。

(イ) 教師用図書

現状では、教師用図書の現物確認は特に実施されていないが、特に備品に区分される図書については、図書番号を明記することにより、図書整理簿との照合が可能となるようにした上で、年一回は現物確認を実施し実在性を確かめる必要があると考える。また、教師への図書の貸出時には、持出し簿等に記入することにより、図書の所在を常に明確にするようにしておくべきである。

(ウ) 児童・生徒用図書と教師用図書の区分

児童・生徒用図書と教師用図書の区分は、同一の図書であっても、児童・生徒に貸し出すことを目的とするのか、教師が研修のために利用することを目的とするのかによって、区分が異なるとも考えられ、明確な基準を設けることは困難とも考えられる。しかし、明らかに区分が不合理と思われるものも見受けられたため、統一的な取扱いが図られるよう教育委員会において具体的な指針を設けるなどすることを検討する必要があると考えられる。

(I) 学校で購入する教師用図書と総合教育センター教育図書資料室の図書

学校の教師用図書と総合教育センターの図書は、共に、教員の研修等のために使用され

るものである。そして、現在は、利用頻度の高い図書については、実情に応じて各学校に配置し、教育課題、教育政策、白書統計、専門指導や専門教養に関するものなどは、総合教育センターに配置しているとのことである。このように、学校に配置する図書と総合教育センターに配置する図書は、相互に補完性があるものとする。

現状では、学校の教師用図書に関して、データベースによる管理は行っていないが、今後、学校の教師用図書について、データベースによる管理を検討する際には、総合教育センターの図書と共通のデータベースで管理することの意義について、図書の管理水準の向上、利便性の確保及び費用対効果の観点から、十分な検討を行うことが望ましいと考える。

(オ) 市立高校における図書の管理

市立高校の図書は、図書整理簿又は備品台帳とパソコン上の図書原簿の双方で管理されている状況であるが、パソコン上の図書原簿で一元的に管理することにより、利便性と事務の合理化を図ることが望ましいと考える。

5. 学習用パソコン関係

学習用パソコンとコンピュータ教育の概要

船橋市コンピュータ教育の概要

船橋市の小中学校におけるコンピュータ教育は、「コンピュータ学習」と「情報モラル教育」の2つに大別される。それぞれの学年別の主な目標(ねらい)と教育活動内容は以下のとおりである。(出典：船橋市総合教育センター提出資料)

(ア) コンピュータ学習のねらい

学年	学習のねらい
小学校1年	コンピュータの操作を覚え、楽しく学習することができる。
小学校2年	コンピュータの操作に慣れ、楽しく学習することができる。
小学校3年	コンピュータを活用して楽しく学習することができる。
小学校4年	コンピュータの活用を広げながら、楽しく学習することができる。
小学校5年	コンピュータを活用して情報を収集・発信などをし、コンピュータのよさを生かして学習できる。
小学校6年	コンピュータを活用して情報を収集・発信などをし、自分の意見や考えをまとめることができる。
中学校1年	コンピュータや情報通信ネットワークの基本的な内容を理解し、情報の収集・発信などの学習に活用できる。
中学校2年	コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、自分の意見や考え方を相手に伝えることができる。
中学校3年	情報通信ネットワークやマルチメディアについての知識と技能を習得し、一人一人の学習や生活に活用できる。

(イ) コンピュータ学習学年別年間活動計画(小学校)

学年	前期	後期
1年	・PC 室の使い方(手を洗ってからはいる、消しゴムは使わない。) ・情報モラル ・PC 基本操作(電源のオンオフ、Windows の起動終了など) ・お絵かきソフトの基本操作(スタンプ、塗りつぶし、保存など) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr	・文字パレットによる文字入力 一太郎スマイル ・文字パレットの表示のしかた 一太郎スマイル ・インターネットの基本操作(子ども向けポータルサイト) ヤフーキッズ、キッズ goo
2年	・PC 室の使い方(次の人のために、元の状態に戻しておく) ・情報モラル ・お絵かきソフトの活用(自己紹介、暑中	・お絵かきソフトの活用(生活科の観察など目的を持った作品作成、年賀状作り) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr

	見舞い) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr	・インターネット基本操作(市内の学校ホームページの検索など) ヤフーキッズ、キッズ goo
3 年	・ PC 室の使い方 ・ 情報モラル ・ お絵かきソフトの活用(自己紹介、暑中見舞い) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr ・ デジカメの基本操作(町探索などの撮影) ・ インターネットの活用(総合的な学習での資料検索収集) ヤフーキッズ、キッズ goo	・ ワードプロソフトの基本操作(画像を取り込んだ名刺カード作りなど) 一太郎スマイル、ジャストスマイル ・ プレゼンテーションソフトの基本操作(作成とスライドショーなど) ・ プレゼンテーションソフトの活用(総合的な学習のまとめなど) はっぴょう名人 ・ お絵かき・ワードプロソフトの活用(理科・社会科などでの新聞作り) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr
4 年	・ PC 室の使い方 ・ 情報モラル ・ インターネットの活用(総合的な学習での資料検索収集) ヤフーキッズ、キッズ goo ・ お絵かき・ワードプロソフトの活用(画像入り自己紹介カード、ローマ字入力) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr ・ 絵かき・ワードプロソフトの活用(校外学習新聞作りなど) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr ・ 社会科用地図データソフトの活用(基本操作、資料検索、地図作りなど) データマップ千葉 2	・ 校内メールの基本操作 ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr、コムサバ ・ プレゼンテーションソフトの活用(総合的な学習のまとめなど) はっぴょう名人 ・ 音楽ソフトの基本操作(作曲、保存など) 小学生のミュージックプロ
5 年	・ PC 室の使い方 ・ 情報モラル(ネチケット) ・ インターネットの活用(総合的な学習での資料検索収集) ヤフーキッズ、キッズ goo ・ お絵かき・ワードプロソフトの活用(画像入り自己紹介カード、ローマ字入力) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr	・ 校内・校外へのメールの送受信(総合的な学習での調査依頼とお礼状など) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr、コムサバ ・ プレゼンテーションソフトの活用(総合的な学習のまとめなど) はっぴょう名人 ・ 音楽ソフトの基本操作(作曲、保存など) 小学生のミュージックプロ、ハイパー

	・お絵かき・ワープロソフトの活用(校外学習の新聞作りなど) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr	キューブねっと Jr
6 年	・PC 室の使い方 ・情報モラル(ネチケツト) ・インターネットの活用(総合的な学習での資料検索収集) ヤフーキッズ、キッズ goo ・お絵かき・ワープロソフトの活用(画像入り自己紹介カード、ローマ字入力) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr ・絵かき・ワープロソフトの活用(校外学習の新聞作りなど) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr ・校内・校外へのメールの送受信(総合的な学習での調査依頼とお礼状など) 一太郎スマイル、ジャストスマイル、ハイパーキューブねっと Jr、コムサバ	・プレゼンテーションソフトの活用(総合的な学習のまとめなど) はっぴょう名人 ・プレゼンテーションソフトの活用(小学校のまとめなど) はっぴょう名人 ・音楽ソフトの基本操作(作曲、保存など) 小学生のミュージックプロ

(ウ) コンピュータ学習学年別年間活動計画(中学校)

学年	前期	後期
1 年	・PC 室の使い方(ID・パスワードの管理、校内ネットワークの活用) ・情報に対するモラル(ネチケツトの基本) ・Windows の使い方 ・ワープロソフトの使い方(自己紹介分の作成など) ・インターネットの基本(ブラウザの使い方) ・デジタルカメラ・デジタルビデオの使い方(基本操作) ・デジタルカメラ・デジタルビデオの活用(遠足の発表用画像収集)	・電子メールの基本(PC 室内のメール交換など) ・表計算ソフトウェアの使い方(スポーツテストなどの集計とグラフ) ・インターネットの基本(Web ページの閲覧) ・ホームページの検索(総合的な学習や教材での資料収集)
2 年	・PC 室の利用の仕方 ・情報に対するモラル(ウィルスや悪質サイトなど) ・インターネットの利用(総合的な学習や	・プレゼンテーション用の原案作り ・プレゼンテーションの作成(学校行事など)

	教材での資料収集) ・プレゼンテーションソフトの使い方(パワーポイント) ・デジタルカメラの利用(学校行事の画像収集) ・デジタルビデオカメラの活用(プレゼン用映像収集)	
3 年	・PC 室の利用の仕方 ・情報に対するモラル(個人情報や著作権について) ・インターネット・市内ネットワークの利用(総合的な学習や教科での資料収集)	・デジタルビデオカメラの活用(プレゼン用映像収集) ・マルチメディアの情報収集(動画、音声、映像等) ・Web ページの作成(卒業の思い出作りなど)

(参考)小学校の各教科で活用できるソフト

教科名	ソフト名
国語	「ジャストスマイル(作文)」「スーパー漢字マッチ」「がんばれベアーズ(市内教諭提供ソフト)」
社会	「データマップ千葉2」「国名クイズ(市内教諭提供ソフト)」「地図クイズ(市内教諭提供ソフト)」
算数	「計算チャンピオン(市内教諭提供ソフト)」「筆算(市内教諭提供ソフト)」「いまなんじ?(市内教諭提供ソフト)」
理科	「学研 VOD」「ネットワーク植物図鑑」「エコラボ(エコログのデータ解析ソフト)」
音楽	「小学生のミュージックプロ」「ハイパーキューブねっと Jr の中の音楽ソフト」
英語	「あそんじゃ英語(Seesawc1)」「あそんじゃ英語(Seesawc2)」「パコ KEY」
その他	「ジャストスマイル(お絵かき、地図作製、ドクターマウス等)」「ハイパーキューブ」「マウスはともだち(市内教諭提供ソフト)」「エンカルタ」

(I) 船橋市情報モラル学習のねらい

学年	情報モラル学習のねらい
小学校 1 年	コンピュータ室の使い方を覚え、楽しく学習することができる。
小学校 2 年	コンピュータ室での決まりを守り、楽しく学習することができる。
小学校 3 年	学習に必要な正しい情報をインターネット等、様々な方法で収集し、学習することができる。
小学校 4 年	プライバシーの保護に気をつけて、学習することができる。
小学校 5 年	ネチケットについて理解し学習することができる。
小学校 6 年	ネチケットについて理解を深め、情報を発信することができる。
中学校 1 年	ネチケットについて理解し、メールの活用ができる。不正アクセス、コンピュータウイルスについて理解する。
中学校 2 年	インターネット上の危険な情報等 IT の影の部分を理解し、正しい活用ができる。

中学校 3 年	著作権について理解を深め、Web ページ作成などで収集した情報の活用を行うことができる。
---------	--

(オ) 船橋市情報モラル教育学年別年間活動計画(小学校)

学年	指導内容	指導事例
1 年	・ PC 室の使い方を覚える ・ PC の基本操作を覚える(電源のオンオフ、Windows の起動終了など)	PC 室の使い方 いすの座り方 コンピュータの正しい使い方 なかよくコンピュータを使う
2 年	・ PC 室の使い方のきまりを覚える ・ 協力して楽しく学習する	PC 室の使い方 コンピュータ室の正しい使い方とマナー 協力して作品を作る
3 年	・ PC 室を正しく使う。 ・ Web サイトの正しい情報を活用する。 (Web サイトには正誤データが混在する)	ネチケットの基本事項 まんがでわかるネチケット 1章 基本事項 1 インターネットを使うときの注意 2 自分のことは自分で 3 文字で伝えるということ 4 おうちの人や学校の先生の説明はよく聞く
4 年	・ PC 室を正しく利用する。 ・ プライバシーの保護について知る。(作品、個人情報大切なデータである) ・ 個人情報に気をつけて、Web サイトからの情報を学習に活用する。(総合的な学習での、資料収集など)	ネチケットの基本事項 まんがでわかるネチケット 2章 身を守るための約束 1 なんでもすぐには答えないこと 2 コンピュータウイルスについて 3 その他のセキュリティについて 3章 法律にかかわること 1 写真について 2 取り返しのつかないこと
5 年	・ PC 室を正しく利用する。 ・ ネチケットに気をつけて情報の送受信を行う。(校内・校外メール) ・ 個人情報に気をつけて、Web サイトからの情報を、学習に活用する。(総合的な学習での、資料収集など)	ネチケットの基本事項 まんがでわかるネチケット 4章 電子メール 1 電子メールの受け取り方 2 電子メールの書き方 3 題名のつけかた 4 使用する文字について 5 あて先の確認 6 ファイルを添付する 7 チェーンメールに注意 8 うその内容に注意

		9 いつとどくかはわからない 10 いやなメールを受け取ったら 5章 けいじ板・チャット・メーリングリストについて
6年	・PC室を正しく利用する。 ・ネチケットに気をつけて情報の送受信を行う。(校内・校外メール) ・個人情報に気をつけて、Webサイトからの情報を、学習に活用する。(総合的な学習での、資料収集など)	ネチケットの基本事項 まんがでわかるネチケット 6章 ワールド・ワイド・ウェブ 1 内容はかならず自分で確認してから 2 ほしい情報をさがすにはコツがある 3 悪いページは相手にしない 4 ページを作成するときには責任を持って 5 ページを作った日をのせること 6 連絡先をのせたい 7 悪口は書かない 8 みんなが同じようには見えない 9 リンクについて 7章 オンラインショッピング

(カ) 船橋市情報モラル教育学年別年間活動計画(中学校)

学年	指導内容	指導事例
1年	・PC室の利用の仕方を知る。 ・電子メールについて理解する。(校内メール・校外メール) ・ネチケットについて学習し、電子メールで情報の送受信を行い学習に活用する。	ネット社会の歩き方(学習ユニット) インターネットでコミュニケーション 1 ネズミ講は禁止 2 マルチ商法に注意 3 チェーンメールはカット 4 スパムメールは無視 5 契約は慎重に 6 ネット上の危ない出会い 7 携帯電話を賢く使おう 8 チャットで個人情報は言わない 9 チャットの危険性 10 電子掲示板の賢い利用方法 11 コンピュータウイルスに注意 12 他人になりすまして
2年 3年	・PC室を正しく利用する。 ・ネチケットについて学習し、電子メールで情報の送受信を行い学習に活用する。 ・コンピュータの影の部分について理解する。	ネット社会の歩き方(学習ユニット) インターネットで情報検索 1 無料ダウンロードは慎重に 2 Webサイトの情報を活用しよう 3 こんなWebサイトに気をつけて

・著作権や個人情報に気をつけて、ホームページを作成する。 ・著作権について理解する。(違法コピーについて理解する。) ・著作権や個人情報に気をつけて、Web サイトからの情報を学習に活用する。(総合的な学習での資料収集など)	4 大人向けの情報に気をつけて 5 危険な情報に注意 インターネットショッピング 1 クレジットカードの扱いは慎重に 2 ネットショッピングの活用 3 雲隠れに注意 4 個人輸入は慎重に 5 発注ミスに注意 6 ネットオークションの賢い利用方法 インターネットで情報発信 1 ネットで悪口は要注意 2 ネットで悪口が罪になる 3 おもしろ半分では無責任 4 確かな情報を発信しよう 5 住所や電話番号を教えるのは慎重に 6 個人情報は公開しない 7 個人情報は大切なデータ 8 他人の絵や文章のコピーは要注意 9 音楽データ交換サイトは要注意 10 コピーしてもいいの？ 11 とばく行為は禁止
--	---

パソコンの利用実績について

小中学校における各学年のパソコンを利用した教科別の学習時間数は下記のとおりである。

(小学校)コンピュータを活用した1クラスあたり年間授業コマ数の平均

(平成19年2月20日現在)

項目	国語	算数	社会	理科	生活	図工	音楽	家庭	体育	特活	総合	その他	合計
1年	2.0	2.3			3.5	3.3	1.1		1.1	1.2		1.2	15.8
2年	2.5	3.2			4.7	3.4	1.1		1.0	1.3		1.5	18.7
3年	2.8	2.3	3.1	2.7		1.7	1.2		1.0	1.2	8.3	1.6	25.9
4年	3.6	2.0	5.8	3.8		1.4	1.1		1.0	1.9	11.4	1.4	33.4
5年	3.4	2.3	6.2	4.1		1.4	1.4	1.2	1.4	1.7	11.5	1.5	36.1
6年	4.1	1.9	8.4	4.9		1.4	1.3	1.3	1.3	2.1	14.8	1.6	43.1
合計	18.5	14.0	23.5	15.5	8.2	12.7	7.1	2.5	6.9	9.3	46.0	8.7	173.0

(中学校)コンピュータを活用した1クラスあたり年間授業コマ数の平均

(平成19年2月20日現在)

項目	国語	数学	社会	理科	英語	美術	音楽	家庭	技術	体育	特活	総合	その他	合計
1年	1.3	1.9	4.2	2.3	2.8	1.2	2.1	1.8	13.1	2.4	3.5	9.6	2.1	48.2
2年	1.6	2.3	4.9	2.6	3.5	2.3	1.3	2.1	14.5	5.0	4.1	13.0	1.5	58.5
3年	1.5	2.3	4.5	5.3	4.1	1.3	1.9	1.3	17.7	2.7	3.4	10.3	1.9	58.3
合計	4.4	6.5	13.5	10.1	10.5	4.8	5.3	5.2	45.3	10.1	11.0	32.9	5.4	165.1

パソコンに関連する財務項目の概要

船橋市教育用コンピュータ導入事業計画に従って、昭和63年度から平成8年度までの第1次整備計画、平成9年度から平成15年度までの第2次整備計画、平成16年度から平成20年度までの第3次整備計画、平成21年度から平成25年度までの第4次整備計画の4段階に分類され、各学校、ローテーションで行われている。

平成18年度は小学校について10校に設置された。

平成18年度歳出予算において、一般会計の款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費・大
事業：パーソナルコンピュータ整備費として156,419千円、同じく項：中学校費・目：学校管理
費・大事業：パーソナルコンピュータ整備費として104,795千円が割り当てられている。

(参考)小中学校のパソコンのリース契約状況

(単位：円)

導入年度	対象	月額	年額	全リース期間 (60ヶ月)総額	平成18年度	
					月数	支払額
平成13年度	小学校10校	1,787,940	21,455,280	107,276,400	6	10,727,640
平成14年度	小学校22校	2,623,950	31,487,400	157,437,000	12	31,487,400
平成15年度	小学校23校	3,491,250	41,895,000	209,475,000	12	41,895,000
平成16年度	中学校11校 +校務27校	3,442,425	41,309,100	206,545,500	12	41,309,100
	小学校校務 55校	437,535	5,250,420	26,252,100	12	5,250,420
平成17年度	中学校16校	5,051,550	60,618,600	303,093,000	12	60,618,600
	小学校45校	3,353,784	40,245,408	201,227,040	12	40,245,408
平成18年度	小学校10校	3,369,450	40,433,400	202,167,000	6	20,216,700

平成18年度支払合計額 251,750,268

なお平成17年度までは、年度を越えた賃貸借契約は債務負担行為ではできたが、長期継続契約を締結することができなかったため、導入初年度に指名競争入札を行い単年度の契約を締結し、翌年度以降は初年度と同額の月額で単年度の随意契約を行っていた。

しかし、平成18年度から長期契約が可能となったため、平成18年度導入分については、

全リース期間(60 ヶ月)の賃貸借契約を締結している。(平成 14 年度から平成 17 年度までの導入分については、リース期間の残期間について、平成 18 年度に長期契約を締結している。)

パソコンの設置状況の概要

(ア) パソコン室

パソコンを利用した授業を行っている教室である。児童・生徒用パソコン多数と教師用パソコン 1 台が保管されている。またパソコンの周辺機器として、プリンタ・スキャナ・サーバマシン・ＣＣＤカメラ等が保管されている。パソコン室はセキュリティシステムが導入されており、また授業等で利用しないときは、常時施錠されている。

各パソコンはネットワークに接続しており、パソコンの電源を入れた時点で、どのパソコンが電源が入っているか、総合教育センターの情報教育班で確認することが可能である。

(イ) 職員室

職員室には、教師が利用する教材作成用パソコンとその周辺機器、及び生徒が利用するノートパソコン、さらにデジタルカメラやデジタルハンディビデオ等が保管されている。

ノートパソコンやデジタルカメラについては、使用時に職員室の保管庫から、教室等へ移動して利用する。使用後は職員室の保管庫に戻し施錠する。通常この保管庫は施錠されている。

教材作成用のパソコンもネットワークに接続可能であるが、小学校については特に個人ＩＤを付していないことから、だれでも電源を立ち上げれば利用が可能な状態になっている。

(ウ) 図書室

図書管理システムを導入しているパソコンが各校数台設置されている。通常、図書事務職員及び図書委員の児童・生徒が利用するものである。

パソコンの障害防止及び障害発生時等の対策の概要

(ア) ウイルス感染対策

校内の全ての学習コンピュータは、校内の管理サーバー配下で管理が行われている。市内全校の管理サーバーの状態を教育センター設置の一括管理サーバーで掌握している。

ウイルス検出時には、学校宛と教育センター管理者宛に警告メールが送信される。

(イ) 障害発生時の対応

導入後 1 年以内は、設置業者による無償保守を行う。

無償期間終了後は、市の予算による修理対応を行う。

(ウ) 機器設定の変更

学習用コンピュータは、複数の児童生徒が利用するため、設定が変更されると同一環

境で学習を進めることができない。そのため、コンピュータの再起動時に変更された設定内容を破棄して同一環境で利用できるよう環境復元ソフトを利用している。

原則的にソフトウェア・ネットワーク等の設定変更は、教育委員会の管理のもとに行う。学習のために必要な変更については、事前に教育委員会で動作確認等を行い、既存環境に影響が無い場合のみ、教育委員会で変更作業を行う。

小中学校のパソコンの管理全般に関わる業務は、総合教育センター情報教育班が行っている。

実務上、どのように管理しているかをヒアリングで確認したところ、下記のとおりである。

- ・ リース物品整理簿(導入時期・設置場所・リース満了時期の記載がある整理簿)は作成していない。このため、現物の網羅性を確認するための資料は、業者(株内田洋行)が導入した際に、学校と総合教育センターへ備え置いたリストのみである。
- ・ リース物品の現物調査については導入段階で行っている。(業者が設置するときに学校の教職員及び総合教育センター職員が立会)

監査手続

関連諸法令、組織、管理方法等に関して、関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリングを実施した。

学校用パソコンの調達・設置・管理に関する事務処理に関して、担当者への質問、契約書その他関連証憑の査閲、関連諸法令・規則への準拠性の検討を実施した。

監査対象とした学校のパソコン等情報機器の運用実態の現場視察を実施した。

監査結果及び意見

調達方法の意思決定

現状・問題点

平成7年度より、学校で利用するパソコンはリースにより調達を行っている。

調達方法をリースによるか、購入によるかを比較検討し、意思決定がなされた書類等は残されていない。

さらにリース業者の選定は、指名競争入札により行っているが、小中学校分に係る入札の執行状況は、次の通りである。

各年度の入札及び落札状況表

年度	指名業者数	辞退業者数	落札者	次点との差額 (円)
平成 14 年度	13	6	日本電子計算機(株)	275,400
平成 15 年度	8	2	日本電子計算機(株) (4)	-
平成 16 年度	14	9 (1)	日本電子計算機(株)	48,480
平成 17 年度	中学校 15	9 (2)	日本電子計算機(株)	40,200
	小学校 15	8 (2)	日本電子計算機(株)	140,520
平成 18 年度	15	9 (3)	日本電子計算機(株)	591,000

- (注) 1 欠席 1 者・説明会欠席 2 社含む
2 説明会欠席 1 者含む
3 説明会欠席 3 者含む
4 不調により日本電子計算機(株)が随意契約

意見

当該リース契約は、当該パソコンを修繕する必要がある場合に、その費用を船橋市が負担することとしており(賃貸借契約書第 7 条第 2 項)、リース料には保守費用は含まれていない。リースによる調達を行った場合、購入による調達を行った場合よりも、調達年度の支払金額は少なくなるものの、リース期間の総支払額は、リース期間中の支払利息相当分は多くなっている。予算の都合のみで判断せず、導入段階でリースによる調達を行うのか、購入による調達を行うのか、比較検討を行うことは必要である。

また、リース業者決定の入札には、過去 3 年間にわたり指名業者のうち半数以上が入札を辞退しており、落札者が毎年同じ業者となっている。

船橋市の船橋市財務規則では、一般競争入札が原則とされており、3 人以上の者による指名競争入札も認められている。指名競争入札による場合、船橋市物品調達等指名業者選定基準において、指名業者の選定数が定められており、支出負担行為額が 1 千万円以上の指名業者数は 6 者以上とされている。形式的にはこの基準を満たしているといえようが、半数以上が辞退している状況を鑑みると、実質的に基準の要件を満たしているといえるか疑問である。

指名業者選定基準を実質的に充足するため、また、効率的な調達を行うために、指名業者の見直しも含めて、調達方法の検討を行う必要がある。

養護学校におけるコンピュータ賃貸借契約

現状・問題点

養護学校における「養護学校教育用コンピュータ賃貸借契約(60 ヶ月)は指名競争入札であり、A ランクの法人を 16 社指名しているが、11 社が辞退している(説明会で辞退 6 社、入札辞退 5 社、辞退の理由は不明)。結果として 5 社の入札となったが、設計金額に対する落札率は 95.8%と高くなっている。また、落札者は富士通リース(株)であるが、工事報告書は(株)内田洋行(立会者)とウチダエスコ(株)(作業)が作成しており、各マニュアルは(株)内田洋行が作成

している。(株)内田洋行も入札に参加しているが、第3順位となっている。賃貸借契約書上は、契約当事者の富士通リース(株)が船橋市の検査を受けなければならないことになっている。仕様書の内容に関しては、パソコンのハード部分とソフト部分(教育用ソフト)、LAN等の施設工事を一体で発注している。

意見

入札説明会から入札日まで期間が短く、工事の完了までの期間も短くなっており(LANの設置完了は8月30日、使用可能10月1日)、期間5年の長期契約において、契約手続の期間が十分であったか疑問が残る。さらに、船橋市所在の指名業者はないことからすると、一般競争入札でよかったのではないかと考える。また、契約書上、富士通リース(株)が船橋市の検査を受けなければならないこととなっているにもかかわらず、工事報告書の作成者は富士通リース(株)ではないことは問題であると考え。さらに、仕様書の内容に関しては、ハード部分とソフト部分を区分してもよかったのではないかと考える。

リース物品管理の規程

現状・問題点

賃貸借契約書には、コンピュータ等の保守に関しては、「善良なる管理者の注意をもってパソコン等の機器を保守管理しなければならない」(賃貸借契約書第7条第1項)との記載がある。

「善良なる管理者の注意を持ってパソコン等の機器を保守管理」する方法として、通常の民間企業で取り扱われている「リース資産管理規程」を参考として、規程等を整備し、その規程に則った管理を行うことが、ひとつの方法として考えられる。

意見

リース物品は購入した物品とは異なるといえども、契約期間5年という長期継続契約であり、場合によっては利用期間5年以上に及ぶリース物品も存在している。契約終了後には船橋市に所有権が移ることになっている。このため購入した物品に準じた管理が必要であり、リース資産管理のための規程を整備する必要がある。

リース物品管理台帳及び識別方法

現状・問題点

リース物品管理台帳(導入時期・設置場所・リース満了時期の記載がある整理簿)は、作成されていない。学校において、リース資産の網羅性を把握するための一覧表は、導入段階で設置業者が残した「機器構成明細」(品名・型番・数量が記載されている明細)のみである。

また、リース物品本体に、そのリース物品が何年度に導入したものであるかを判別するためのシール等の添付が行われていない(ただし、パソコンに関しては、IPアドレスを記録したシールが添付してある。)。このため、小学校のように、異なる年度に導入したパソコンが

同一のパソコン教室に混在している学校では、どの資産が、いずれの年度に導入したものであるのかを識別することが困難な場合がある。

意見

リース物品についても、購入物品と同様に、管理番号・導入時期・設置場所・リース満了時期等を記載した管理台帳を作成し、管理を行うべきであると考ええる。

また、物品本体にも管理台帳と紐付けができるよう管理番号・導入時期を記入したシール等を添付するなど、管理を行っていくことを検討する必要がある。

リース物品の現物調査

現状・問題点

リース物品である、パソコン・パソコン周辺機器・デジタルカメラ等の現物調査は制度化されておらず、日常的に使用していることを前提とした実物確認を行っているのみである。

意見

リース物品であっても、購入物品と同様、年度毎に定期的な現物調査を実施し、物品の保有状況・利用状況・消耗度合の把握を記録として残すべきことを検討する必要がある。

携帯可能リース物品の持ち出し

現状・問題点

ノートパソコン・デジタルカメラ等の携帯可能リース物品については、職員室の施錠可能な棚の中に保管してある。このノートパソコン等を当該保管棚から持ち出す場合には、教務主任に声をかけるのみで、記録等は残されていない。定期的な現物調査が行われていないため、「機器明細一覧」に記載された数量と、現物の数量が一致しない場合に、その原因を把握するのは困難な状況にある。

意見

小型なリース物品の持ち出しに際しては、貸出簿等に貸出日・貸出者・返却予定日等を記録として残すことを、検討する必要がある。

リース物品の学校への導入設置作業について

現状・問題点

現状、市と学習用パソコンの導入に関する契約を締結している会社は、前述の通り、日本電子計算機(株)である。しかし、小中学校へコンピュータを導入する作業は、(株)内田洋行が全て行っている。(株)内田洋行が学校にコンピュータの導入を行うことについて、契約者から市への通知あるいは船橋市との契約は締結されていない。

意見

リース会社である日本電子計算機(株)が、(株)内田洋行から各コンピュータ機器を購入する契約を行っているとしても、契約先である日本電子計算機(株)が契約の履行義務を負っており、契約者以外のものが設置作業等を行うのであれば、市へその旨通知しその承認を受ける必要がある。これを書面に残すことを検討する必要がある。

リース物品の導入の際の内訳・個数

現状・問題点

デジタルＣＣＤカメラが、導入計画に従って各学校に配布されているが、学校によっては実際に利用する頻度はかなり少ない。

意見

実際にどの物品を導入するかは、購入検討委員会で検討がなされているが、現場での利用頻度の調査を行い、実際に学校で利用する頻度・個数に基づいて購入する必要がある。

リース契約終了時の手続

現状・問題点

学校用パソコンは現在 5 年間のリース契約となっている。リース契約終了後はリース会社に所有権を放棄してもらう契約となっており、学校で廃棄処分するもの、中学校から小学校へ移設するもの、そのまま利用するもの、の 3 種類に分類されるが、リース期間終了後に各パソコンを調査し、上記 3 種類のいずれに分類するのかを判別した過程を示す書類は残されていない。また、廃棄することになったパソコンについて、「廃棄伺」といった申請書類は存在していない。さらに、移設することになったパソコンについて、「移設伺」といった申請書類は存在していない。

意見

上述した、リース資産管理台帳を作成するとともに、廃棄する資産に関しては「廃棄伺」、移設するものに関しては「移設伺」等の申請書類を作成し、決裁権者の承認を得るとともに、文書として残す必要がある。

小学校設置のパソコン内の情報管理について

現状・問題点

平成 15 年度導入校である 22 校(往査時)の小学校に設置してあるパソコンについて、教師用パソコン・児童用パソコンとも個人別にログインＩＤが付されてはならず、パソコンを起動すると、誰でも操作できる状態になっている。

小学校設置のパソコンについては、パソコンをいったんシャットダウンすると、履歴が消去される設定が行われている。しかし、パソコンに内蔵されているハードディスク上に作成

されたファイルについて、自動的に消去される設定はなされておらず、実際に往査対象の小学校ではいずれも、パソコンに内蔵されているハードディスクに数年前に作成されたファイルが保存されたままになっていた。

意見

個人別ログインＩＤを付して管理し、情報漏えい・データ消失等の事故が発生しないようにする必要がある。このため、特に情報漏えいのリスクが高い、教職員が利用する教材作成用パソコンは、個人別にＩＤを付与し、ログインするように設定変更する必要がある。

情報セキュリティに関する規程の整備

現状・問題点

教材作成用のパソコンが各校に１台ずつ設置されているが、現状では教師が個人所有のパソコンを用いて教材作成を行っている。

教師が個人所有のパソコンを用いて業務を行う場合に、どの教師がどのようなパソコンを利用しているのかを校長等の管理職が把握すべきであるが、これを求めるような規程等は整備されていない。

各学校の教師に情報セキュリティに関する注意を求めるものとして、平成 18 年 4 月 10 日に教育長から各学校長に「個人ＰＣの取り扱いに関する情報セキュリティ対策の徹底について(通知)」が出されているが、明文化された規程等は作成されていない。(ただし、教師が校内ネットワークを利用する場合には申請は行われている。)

教師の個人所有パソコンに、児童・生徒の個人情報が誤って保存されたままになる可能性もあり、情報漏洩を防止するという観点からも問題がある。

意見

教師が校内ネットワークを利用しない場合であっても、各学校で、教師がパソコンを利用する際に従うべき規定等を整備し、パソコンの使用を管理する必要がある。

総合教育センター等は学校のパソコンの管理が規定に基づき適切に行われているか否か、学校の教材作成用パソコンや児童・生徒が利用するパソコンに、児童・生徒の個人情報が含まれているか否か、含まれている場合には適切に管理されているか否かを定期的に確認する必要がある。

6. 奨学金関係

奨学金の概要

奨学金の種類及び金額

船橋市の奨学金は、進学の意欲と能力を有する者で、経済的理由によって修学することが困難なものに対し、修学上必要な資金を貸し付け、もって有用な人材の育成に資することを目的としたものであり、修学金と入学準備金に大別される。

修学金及び入学準備金の貸付金額はそれぞれ、次のとおりとなっている。

奨学金の貸付金額

区分		貸付限度額	
		修学金	入学準備金
国・公立	高等学校等	月額 8,000 円	70,000 円
	大学等	月額 20,000 円	150,000 円
私立	高等学校等	月額 15,000 円	200,000 円
	大学等	月額 30,000 円	400,000 円

平成 18 年度における奨学金の貸付け及び償還の状況

平成 18 年度における奨学金の貸付け及び償還の状況は次のとおりとなっている。

奨学金の貸付及び収納状況

(単位：千円)

項目	貸付	調定額		収入済額	収入未済額	収納率
修学金	21,768 (69 件)	現年度	31,269	26,856	4,413	85.9%
		過年度	23,141	5,964	17,177	25.8%
		合計	54,411	32,820	21,590	60.3%
入学準備金	16,700 (50 件)	現年度	11,079	8,460	2,618	76.4%
		過年度	9,381	3,821	5,560	40.7%
		合計	20,460	12,281	8,178	60.0%
計	38,468 (119 件)	現年度	42,348	35,317	7,031	83.4%
		過年度	32,523	9,785	22,737	30.1%
		合計	74,871	45,102	29,769	60.2%

上表の調定欄の「過年度」とは、前年度以前に返還期限を経過している奨学金に対して、納付書の発送を行ったものであり、調定額に占める割合は 4 割を超えているにもかかわらず、収納率は低くとどまっている状況が分かる。このような滞納となっている奨学金に係る整理事務を適切に実施するため、教育委員会では、平成 18 年 10 月「船橋市奨学金滞納整理マニュアル」を作成して、督促等を実施している。

奨学金の貸付け及び償還に係る事務フロー

奨学金貸付けに係るフローは、次のとおりである。

- ・ 貸付申請受付：奨学金貸付金申請書に住民票の写し、家族の収入を証する書類、成績証明書等を添付して市長に申請。
- ・ 奨学金貸付審査会における審査
- ・ 貸付決定の通知及び貸付請求書等の送付
- ・ 指定口座に貸付金の振込(修学金は年4回分割)
- ・ 借用証書の提出(修学金は年度ごと)

また、償還に係るフローは、次のとおりである。

- ・ 返還計画書の提出
- ・ 納付書作成及び送付、電話等による督促
- ・ 過年度分となった場合、納付書送付及び自宅訪問等の督促

監査手続

平成18年度に貸付けられた奨学金に係る申請書について、必要な書類が添付されているか確かめるとともに、貸付請求書、借用証書等の入手が適切に行われているかを確認した。

また、償還については、平成18年度中に提出された返還計画書を確認するとともに、督促等が適切に行われているかを確認した。

監査結果及び意見

借用証書の未入手

現状・問題点

修学金の貸付けを受ける者への振込みは、年4回(7、9、11、2月)行われ、年間分の借用証書を2月の振込み後にまとめて入手することとしている。しかし、平成18年度に修学金の貸付けを受けた者からの借用証書の入手状況を確認したところ、平成19年11月現在において未入手のものが発見された。

意見

借用証書が未入手のものは、奨学金の申請時における連帯保証人の保証がその後受けられなくなったこと等などが理由とされているが、借用証書を早急に入手する必要がある。

なお、借用証書は後日未入手となるのを防ぐため借用証書の提出と引き換えに貸付金の振込みを行う仕組みに改めるべきである。

返還計画書における返還期間の未記入

現状・問題点

奨学金の償還に先立って、貸付けを受けた者から、返還計画書の提出を受け、当該計画書に記載された返還期間に基づき、納付書を作成することとしている。しかし、返還計画書に

おける返還期間の記入が漏れているものが発見された。

意見

奨学金貸付条例において、返還の期間が定められているにもかかわらず、返還期間の記載のない返還計画書を提出した者は、当該期間内での償還を前提として、納付書の作成を行っているとのことである。返還期間の記載は必ず行うようにするように指導すべきである。

奨学金の滞納

現状・問題点

前年度以前に返済期限が到来している過年度分の収納率は 30%と低い。マニュアルの定めにより過年となったものに対して納付書の送付及び自宅訪問等の督促を行うことで時効の中断等の措置がとられているとの判断であるが、現状の手続で時効が中断しているかどうかは不明である。

全ての奨学金は全額返済を受けるべきであるが、諸事情によっては奨学金の返済が不能となる場合もある。船橋市奨学金貸付条例の返済免除に該当する場合は、速やかに返済免除の手続を行うべきであるものの、返済期限が経過した奨学金について、返済の督促はしているものの返済能力の有無は把握されていない。

意見

船橋市奨学金貸付条例及び船橋市奨学金貸付条例施行規則には、返済免除あるいは返済の猶予についての規定はあるものの返済能力がありながら返済しないものに対する措置についての規定は定められていない。返済免除あるいは返済の猶予の適用を受けるもの以外については、連帯保証人への請求を強化するなど、あらゆる角度から回収率を高める方策を検討する必要がある。

7. 学校耐震化関係

学校施設耐震化の概要

学校施設耐震化に関する法令等

建築物の耐震設計という考え方は、昭和 25 年に制定された建築基準法に基礎を置くものである。その後、昭和 53 年の宮城県沖地震等の大規模地震等を契機に改正され、昭和 56 年から施行されている同法では、建築物の設計にあたり、従来の中地震に対する安全性を確保することに加え、大地震に対する安全性も確保することとする新しい耐震設計法が導入された。そして、平成 7 年の阪神大震災においては、昭和 56 年の改正前の旧耐震基準に基づいて建設された建物への被害が甚大であったことから、平成 7 年、新たに、建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行され、旧耐震基準で設計された一定の建物については、耐震診断を行い、必要に応じて、耐震の改修に努めることとされた。国土交通省告示第 184 号(平成 18 年)では、耐震性を示す指標として、I s 値(構造耐震指標)が採用されている。

I s 値(構造耐震指標)

I s 値	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
0.3 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
0.3 以上 0.6 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
0.6 以上	地震の震動及び衝撃に対して崩壊し、又は崩壊する危険性が低い。

また、文部科学省も、学校施設は、「児童生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための教育施設として重要な意義を持つもの」、「災害時には地域の方々の応急避難場所としての役割を果たすもの」であり、学校は大災害に耐えうる建物であることが望ましいとしている。そして、平成 15 年 7 月に、学校施設の耐震化を推進するための基本的な考え方や耐震化推進計画の策定方法等を提示した「学校施設耐震化推進指針」を策定するなどして、各教育委員会に対して、学校耐震化への積極的な取組みを要請しているところである。診断の対象となる建物については、非木造の 2 階建て以上又は延床面積 200 m²以上のものとされている。なお、文部科学省は、学校施設については、地震発生時の避難所になることから、さらに耐震性能の割り増しを行い I s 値 0.7 未満の建物については補強の対象とし、うち、0.3 未満については、早急に改修すべき建物としている。

学校施設耐震化の全国的な状況

文部科学省ホームページによると全国的な学校施設耐震化の現状は次の通りである。

全国的な学校耐震化の現状(小中学校)

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

全体棟数 129,559 棟	昭和 56 年以前の 建物 80,762 棟 (62.3%)	耐震診断未実施建 物 8,595 棟 (6.6%)	耐震性なし + 未診 断 53,636 棟 (41.4%)	
		耐震性がない建物 で未改修のもの 45,041 棟 (34.8%)		耐震診断済み 72,167 棟 (89.4%)
		耐震性がある建物 (改修済みを含む) 27,126 棟 (20.9%)	耐震性あり 75,923 棟 (58.6%)	
	昭和 57 年以降の建物 48,797 棟 (37.7%)			

上記のように、全国的に見ると耐震診断未実施率が 6.6%、耐震化率が 58.6%となっている状況である。

監査手続

施設課に対して、船橋市における学校施設の耐震化の進捗状況や今後の計画等についての質問を実施した。

監査結果及び意見

現状・問題点

船橋市における学校施設耐震化の現状は、次のとおりである。

船橋市における学校耐震化の現状

平成19年9月1日現在

建物の種別	診断の必要性	診断状況	Is値	工事実施状況
体育館 81棟 81校	耐震診断を 要するもの 76棟 76校 耐震補強を 要しないもの 5棟 5校	診断済み 7棟 7校 未診断 69棟 69校	0.4未満 6棟 6校 0.4以上0.7未満 1棟 1校	補強工事済 1棟 1校 未補強 6棟 6校
校舎 328棟 81校	耐震診断を 要するもの 261棟 76校 耐震補強を 要しないもの 67棟 34校	診断済み 224棟 71校 未診断 37棟 18校	0.4未満 44棟 28校 0.4以上0.7未満 139棟 66校 0.7以上 41棟 35校	補強工事済 13棟 9校 未補強 170棟 76校
合計 405棟 81校	耐震診断を 要するもの 337棟 152校 耐震補強を 要しないもの 72棟 39校	診断済み 231棟 78校 未診断 106棟 87校	0.4未満 50棟 34校 0.4以上0.7未満 140棟 67校 0.7以上 41棟 35校	補強工事済 14棟 10校 未補強 176棟 82校

(注) 校舎の校数は延べ数でカウントしているため、合計において一致しない。また、棟数の合計において、校舎内併設の体育館(4棟)を除いたため内数と一致しない。

船橋市では、学校施設を校舎と体育館に大別して耐震化を実施している。昭和 62 年度から、児童生徒が大半の時間を過ごす校舎を優先して耐震診断を実施しており、平成 19 年度中に全ての学校で診断が終了する予定である。一方、校舎の診断を先行して行った結果、体育館の診断は必ずしも順調に進んでいないのが現状であり、平成 19 年 9 月現在、耐震診断の対象となる 76 棟のうち 7 棟の診断が終了している。

早急に改修すべき建物の I_s 値の基準は、文部科学省の基準では 0.3 となっているが、船橋市では、これを 0.4 としており、 I_s 値が 0.4 未満の建物を対象に改修を進めることとしている。耐震診断の結果、補強を要するものについては、診断の補強のための実施設計を行ったうえで、補強工事を行うこととなる。補強工事は、基本的に夏季休暇の期間を利用して実施(工事の規模が大きくなる場合には、2 ヶ年に分けて実施)され、1 棟あたり 1 億 5 千万円から 2 億円の前後の費用がかかる。平成 18 年度までの補強工事の実績は、校舎 13 棟(9 校)、体育館 1 棟(1 校)となっており、この結果、耐震化率は、全国平均の 58.6%に対し、31.4%にとどまっている。

今後の耐震化の計画は、次のとおりである。

今後の耐震化の計画

年度	校舎			体育館		
	耐震診断	補強設計	補強工事	耐震診断	補強設計	補強工事
平成 19 年度	8	1	1	4	0	0
平成 20 年度	-	4	5	9	6	1
平成 21 年度	-	4	5	9	9	6
平成 22 年度	-	4	4	9	9	9
合計	8	13	15	31	24	16

これによれば、平成 22 年度までには、 I_s 値 0.4 未満の全ての学校施設の改修が終了しない。さらに、 I_s 値 0.4 以上 0.7 未満のものを含めて、全ての学校施設の改修を I_s 値 0.7 以上とするためには、相当の長期間を要するものと見られる。

また、過去の耐震補強工事の実績をもとに、耐震診断の結果、要改修と判定された 176 棟の耐震工事にかかる所要額(設計等を含む)を算定すると、約 224 億円となるとのことである。

意見

前記のとおり、児童生徒の安全を守るとともに、災害時には地域住民の避難所として利用されることに鑑み、学校施設の耐震化は早急に必要なものとする。耐震化に関しても、単年度ごとの予算要求によっているため、計画が先送りされる可能性があるが、今後とも計画的に着実に実施していく必要のある課題であるとする。また、保護者や地域住民に対し、学校施設に係る耐震診断の結果の情報を積極的に開示するとともに、災害発生時の避難誘導のあり方について、事前に十分に検討しておく必要があるとする。

8. 学校への往査結果

上記に記載していたもののほか、学校及び総合教育センターに往査した結果、以下の点について検討する必要があると考える。

消耗品出納簿

現状・問題点

市場小学校、八木が谷小学校、葛飾小学校において、消耗品出納簿を閲覧したところ、受入れと同時に払出しが行われたとの記入がなされていた。

意見

消耗品出納簿は所定の様式を用いているが、現状の記入方法によると、物品出納員から物品受領者への受け渡しは確認できるが、消耗品の使用状況等は確認できない。学校における消耗品の在庫状況を把握するためには、消耗品の使用状況の確認ができる様式(例えば、物品受領者がケース単位で在庫した数量と使用した数量を記録)にする必要がある。

校長に対する報償費

現状・問題点

八木が谷小学校などにおいて、他の中学校の校長が講師を務めたことに対して、報償費が支払われていた。講師を務めた校長からは「職務専念義務免除承認申請書」が提出されていたが、申請者と承認者が同一であり、自己承認であった。

意見

船橋市立小学校及び中学校管理規則第 42 条の 2 では、職員の職務専念義務の免除は校長が承認することとなっている。自己承認となる場合には、承認者に教育長等の上位の職の者を充てる必要がある。

給食費に関する帳簿

現状・問題点

給食費について、「給食費収入簿」、「給食会計収納簿」、「給食費入金簿」が作成されているが、基本的には手書きかワープロにより作成されており、内容的な重複もある。また、会計報告書も帳簿と連動していない。なお、給食費の未納については、上記の帳簿では未収金額が把握できず、別途帳簿を作成して把握している。

意見

給食費に係る各帳票の内容を見直すとともに、表計算ソフトを利用し、会計報告書と帳簿を連動させるなどして、事務の合理化を図ることが必要である。

給食費等の給与天引きについて

現状・問題点

学校教職員に係る給食費等に関しては、県費負担教職員に関しては、給与天引きとされているが、市費負担職員に関しては、給与天引きは行われておらず、職員が現金で持参し、学校の給食費口座に入金することとされている。これは、給与口座振込実施要領第 3 条において、給与から控除する項目として、給食費が掲げられていないためとのことである。

意見

学校における現金の管理や事務の軽減のために、市費負担職員も県費負担教職員と同様に給与天引きによる給食費の徴収を行うことが望ましい。

学級費に関する帳簿

現状・問題点

学級会計報告の収支はゼロとなっているが、学級費出納簿ではマイナスが生じている。会計報告と出納簿の差異は概ね 2 千円以下であるが、1 クラスだけは 11,499 円の差が生じており、担任の教員が穴埋めしていた(学校会計報告支出欄を調整)。

意見

学校会計報告の収支をゼロとするために、担任の教員が不足額を穴埋めすることは望ましくないと考える。

9. 総合教育センターへの往査結果

プラネタリウム観覧料の免除

現状・問題点

プラネタリウム館は、平成 18 年度で見ると 17,720 千円の支出に対して 2,509 千円の収入である。

プラネタリウムの観覧料を免除されたものの中に、総務部情報政策課 38 人が含まれていた。これは情報政策課が申請した船橋市統計研究会である。また、ディケアサービスの利用者を団体として受入れ、介護者のみならず全員を免除対象としていた。

船橋市プラネタリウム館条例によると、第 4 条において「市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を免除することができる。」と定められている。これを受けて、船橋市プラネタリウム館条例施行規則では、「市の区域内の小学校の児童、中学校の生徒又は幼稚園若しくは保育所の幼児及びこれらの引率者が教育課程等に基づき観覧するとき」のほか、「教育委員会が特に必要と認めるとき」は観覧料の免除ができると規定されている。

意見

教育委員会が特に必要と認めるときについて、船橋市プラネタリウム館運営要綱では、所長が必要と認める者であるときは観覧料が免除できることになっているが、船橋市統計研究会と引率の情報政策課の職員が、観覧料の免除に相当するか疑問である。

説明によれば、船橋市統計研究会 35 人と情報政策課 3 人は各種統計調査を行う船橋市統計研究会の研修として視察したものであり、プラネタリウム館運営要綱第 7 条第 4 号「市の主催事業の一環として観覧するものであるとき。」に該当するとのことである。

市の主催事業での免除としては、青少年課の船橋市・津別町青少年交流事業、社会教育課のふなばし市民大学校、広報課の子ども記者等での観覧があるとのことであるが、そもそも統計研究会の研修内容としてプラネタリウムの見学が適切かどうか議論のあるところであり、これが市の主催事業の一環として観覧するものであるときとして観覧料の免除対象となることには疑義がある。

また、ディケアサービスの利用者の団体の免除は、要綱第 7 条第 5 号「市又は県の福祉事業の一環として観覧する者であるとき。」に該当するとのことであるが、これに該当する場合は本来的には福祉の予算から教育予算へ振り替える性質のものであると思われる。すなわち、免除ではなく観覧料(全部あるいは一部)は徴収し、支払われた観覧料は市あるいは県の福祉予算から補助されるべき性質のものと思われる。介護については既に施設に対して補助が行われており、ディケアサービスの利用者の団体が上記の要件に該当するかどうか疑問である。

説明によると、ディケアサービスは介護制度の一つであり、特別養護老人ホーム、有料の老人ホーム等と同等の施設と考え、免除の対象としているとのことである。しかしながら、プラネタリウムを利用している施設は限定されており、広く利用されているわけではないし、利用者に対して必ずしも補助が必要とも限らない。プラネタリウム運営要綱は外部に公表されているわけではないので、例えば、毎月一定の日を設けて一定年齢以上は半額とするなど

減免制度としてわかりやすい基準を設けることも一つの方法と考える。

教育事業調査研究委託

現状・問題点

教育事情調査研究協議会は、教職員の資質・力量の向上を図るとともに、本市教育の発展に資するために、市立小中学校・養護学校・市立高校の教職員の中から当該者を選考し、先進的な教育や研究・経営実践をしている学校及び公的機関・民間企業等に派遣し、調査研究及び社会体験研修を行うことを目的としている。

平成 18 年度は、教職経験 3 年以上の教諭・養護教諭・学校栄養職員を対象として、教育事情調査研究協議会に委託している。募集人員は 15 人程度であり、3 日以上 10 日以内である。調査研究期間は平成 18 年 7 月 18 日から同年 11 月 24 日までである。実際の参加者は 11 人であり、研修先は東北方面から九州まで多岐にわたっている。期間も 2 泊 3 日から 6 泊 7 日まで様々であった。

費用(旅費、宿泊費等)は 1 人 10 万円以内であり、旅費(往復)は原則 4 万円、宿泊費は原則 1 泊 7 千円、諸経費は原則 8 千円以内であるが、7 万円の交通費、1 泊 1 万 1 千円のホテル代、4 万 4 千円の諸経費等が発生している。

調査報告書の提出は、平成 19 年 1 月 5 日を期限とされており、その後参加者の調査研究報告が 1 人 10 分程度行われている。各報告書は教育事情調査研究報告書にまとめられ 250 部程度印刷されている。この報告書の印刷代は、委託契約の金額に含まれているが、総合教育センターが印刷の手配、原稿の校正等を行っている。

教育事情調査研究報告書は作製されているが、教育研究委託の成果が有効に活用されているかどうか不明である。

意見

交通費、宿泊費、諸経費等については、委託者が行先や宿泊施設、研修内容を選択することから、委託料の限度額まで支給するのではなく、交通費、宿泊費、諸経費等について特殊な研修等のやむを得ない場合を除いて一定金額以下とすべきである。研修先への移動についても前日移動が必要かどうか行先と研修内容等により必要性を判断する必要がある。

成果については、市からの調査研究委託であるから、報告書を 250 部作成し市内の小中学校へ配布していることで、市内各学校の教職員へ研究成果の共有がなされているとのことであるが、報告書は全体で 70 頁であり、一人あたり 6 頁あまりである。1 人 10 分程度の報告会で済ませるのではなく研究成果を他の教職員と共有できる仕組みを考える必要があると思われる。内容についても報告会での報告のみではなく、期待された成果が得られているかどうか評価する仕組みが必要と思われる。

10. パソコンの購買と学校の安全防犯対策

パソコンの購買

現状・問題点

文部科学省のＩＴ戦略本部では、「2005 年までに世界最先端のＩＴ国家になる」という目標を掲げて教育の情報化等のＩＴ関連施策を推進してきた。2006 年以降はさらに学校教育の情報化を推進し、ＩＴ環境の整備を行い教員のＩＴ指導力の向上及びＩＴ教育の更なる充実を図ることとした。その方策は

2010 年度までに小中高等学校等の教員に一人一台のコンピュータを配備し学校と家庭や教育委員会との情報交換や校務のＩＴ化を推進する。

校内ＬＡＮや光ファイバによる高速インターネット等を実現する。

小中高等学校等において情報システムや担当外部専門家の設置を推進する。

教員のＩＴ指導力評価を行い、全ての教員のＩＴ活用能力を向上させる。

ＩＴを活用した分かりやすい授業方法や自習用コンテンツを活用した教育を充実させる。

情報モラル教育を積極的に推進する。

としている。

この目標を達成するためには、Ｅラーニングなどの導入を考えているとすれば、一学校一パソコン教室では不足することが考えられ、一定規模以上の学校は複数のパソコン教室が必要になると考える。

教師用のパソコンは、パソコン教室で使い古したものを利用することも行われているが、使い勝手の良いソフトウェアをインストールすることも必要である。しかし、そのような方針は考えられていない。校務のＩＴ化には、成績の集計や文書の提出が効率的にできるソフトウェアの作成と配布が不可欠であることが認識されなければならない。

パソコンの使用年数は５年くらいであり、７年くらいが限界であると思われる。そのサイクルで買い換えていくとすれば、今後の情報化に対する教育委員会の予算は、財政の大きな負担となることが明らかである。

意見

平成 18 年度の実績によれば、５年間のリース料で購入する一台のパソコンの金額は 315 千円となっている(平成 18 年度 1 年間の無償保守費用と設置費、配線工事費、ソフトウェア等を含むリース料総額を新規整備パソコン台数で除した金額)。学校で使用されるパソコンの仕様を考えると極めて高いと感じられる金額である。

この問題を解決するには、市町村レベルの購買能力には限界があり、国家が目指す全国均等のＩＴ教育環境の整備という観点から考えると、国全体で一括して購入し、必要なソフトウェアも共同利用することで驚くほど低額でのパソコンとソフトウェア調達が可能となるはずである。

当市の公立小中学校の数は 82 校であるが、全国では 32,570 校である。当市の小中学校の教員数は 2,135 人であるが、全国では 667,791 人である。

教育に必要とされる仕様で、かつ、有効な教育用及び教員向けのソフトウェアを装備したパソコンの一括購入を検討すべきである。

教育の現場である市町村ごとに購入すると 30 万円する市販パソコンが、全国規模での一括購入であれば、5 万円以下での購入も夢ではないと考える。その結果一気に IT 化が推進され、教育予算の負担も将来に向けて継続的に大きく軽減されることになる。

なお、正規に学校に保管される書類は、大部分が手書きである。ソフトウェアの提供により、プリンターでの書類作成や電子ファイル化が認められれば、教員の負担は大きく軽減されることになる。教員の管理業務がパソコンで効率的に実施されることが必要である。

学校の安全防犯対策

現状・問題点

当市は、東京に隣接した都会であることから、学校のセキュリティには十分な配慮が必要である。各地で発生した学校内での悲惨な事故を教訓にして、当市においても必要な安全対策が実施されるべきであると考ええる。

当市の学校では、出入り口を一箇所にするなど安全に向けての努力を払っているが、そのレベルにとどまっている。

一部の学校では、PTA 等の有志の資金協力を得て監視カメラを設置している。

意見

国、あるいは自治体の児童生徒に対する安全対策の責任を考えるならば、少なくとも監視カメラの設置と自動録画のシステムの配備が実施されるべきである。

すでに多くのコンビニや病院で設置されていることを考えると、学校においても速やかに設置できるような施策が必要と考える。

この問題も、予算の確保が困難であることを考えると、全国の小中学校等への配備の問題であり、一定のスペックを全国一括購入により、低価格での調達を行えば予算措置が可能になると考える。

以上